

前橋市 一般廃棄物処理基本計画

平成28年3月

前橋市

はじめに

近年、自然環境の破壊、地球温暖化、資源の枯渇などの問題が大きくクローズアップされています。

私たちが将来にわたって質の高い生活環境を維持し、健全な社会活動を営むためには、環境の保護を通じて、限りある資源を節約しながら循環的に利用する「循環型社会」を築くことが必要です。

この循環型社会づくりを進めていくためには、市民・事業者・行政が目標を共有し、それぞれの責任と役割を分担していくことが必要不可欠であり、廃棄物の処理は、市民生活や企業活動と切り離せない、身近で大きな課題となっています。

本市においては、廃棄物の適正な処理と減量化、資源物の分別、リサイクルの推進などに取り組み、一定の成果を挙げてきたところですが、今後も継続的に取り組んでいく必要があることから、そのための基本的な指針として、平成28年度から37年度までの前橋市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

この計画は、ごみの減量に向けて5年後・10年後の目標値を設定し、その実現のための具体的な手段が掲げられており、目標達成に向け、事業者や市民の皆様とともに全力で取り組んでまいりますので引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たり、貴重なご提言をいただいた前橋市廃棄物減量等推進審議会の委員の方々、アンケート等で様々なご意見をいただいた市民の皆様に、厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

前橋市長 山本 龍



前橋市一般廃棄物処理基本計画 目次

第1編 計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって	1
1 基本計画の枠組み	1
1－1 計画の背景と目的	1
1－2 計画の位置づけ	2
1－3 計画の基本事項	5
1－4 市民・事業者の意識・ニーズ・意見の反映方法	5
1－5 目指すべき姿	6

第2編 ごみ処理に関すること（ごみ処理基本計画）

○ 第1章の流れ	7
○ 市民アンケート結果の反映について	8

第1章 基本計画の目的とごみ処理の現状	9
1 ごみ処理基本計画の目的	9
1－1 基本方針	9
2 ごみ処理の形態	10
2－1 ごみの排出区分と処理形態	10
2－2 家庭ごみの出し方と収集形態	11
2－3 収集運搬と処理方法	13
3 ごみ処理の現状と課題	14
3－1 ごみ量の推移	14
3－2 中間処理量の推移	28
3－3 最終処分量の推移	32
3－4 ごみ処理経費の推移	34
3－5 ごみ量の現状と課題	36

○ 第2章の流れ	42
----------------	----

第2章 ごみ減量に向けた目標値と実現手段	43
1 前計画における目標値の達成状況と「目標値」の設定方法	43
1－1 前計画における目標値の達成状況	43
1－2 「目標値」の設定方法	50
2 ごみ減量に向けた10年後の目標値と実現手段	51
2－1 減量化に向けた5つの目標値	51
2－2 目標値実現に向けての3ステップ	56



○ 第3章の流れ	58
----------------	----

第3章 施策.....	59
1 市民・事業者・行政の役割	59
2 施策の体系	68
2-1 ごみ減量・資源化計画	69
2-2 収集運搬・分別排出管理計画.....	76
2-3 中間処理計画	81
2-4 最終処分計画	84
2-5 事業運営計画	86

第3編 生活排水処理に関すること（生活排水処理基本計画）

○ 第1章の流れ	89
----------------	----

第1章 基本計画の目的と生活排水処理の現状	90
1 生活排水処理基本計画の目的.....	90
2 生活排水処理の現状	90
2-1 生活排水の排出と処理形態	90
2-2 処理形態別人口とし尿・浄化槽汚泥量の推移.....	91

○ 第2章の流れ	94
----------------	----

第2章 将来指標と施策.....	95
1 将来指標.....	95
2 施策の体系	97
2-1 発生・排出管理計画	98
2-2 収集運搬計画	100
2-3 中間処理計画	100
2-4 最終処分計画	102
2-5 事業運営計画	103

第4編 計画の推進に関すること

計画の推進	105
1 計画の推進体制	105
2 計画の進行管理	105

ステキに
ごみダイエット
(詳細は巻末資料へ)



資料編

1 市民アンケートの概要	109	
2 市民アンケート結果の掲載一覧	110	
3 ごみ減量に向けての目標値の設定.....	111	
1) ごみ処理基本計画における計画人口（将来人口）		111
2) 「1人1日当たりのごみ量（原単位）」を基礎としたごみ排出量の予測.....		112
3) 「市民アンケート結果（市民の意識）」を基礎としたごみ排出量の予測.....		117
4) 「減量施策の推進・充実」と「社会環境の変化」を踏まえたごみ排出量の予測		125
5) 国・県が示す目標値（「国の動向」を含む）		128
6) 基本計画に定める本市の目標値.....		131
4 ごみ量の推移と目標値	133	
5 し尿くみ取り量・浄化槽汚泥量の算出方法	138	
6 前橋市廃棄物減量等推進審議会	142	

【視点】や【コラム】の紹介

【視点】1人が1か月に出している「家庭ごみ」の量はどれくらい?	19
【視点】「資源ごみ」への分別排出割合はどれくらい?	26
【コラム】生ごみの水切りダイエットでどれくらい効果があるの?	39
【視点】ごみは本当に減っているの?	44
【コラム】ごみ焼却施設は環境にどんな配慮をしているの?	49
【視点】1人1日10gのごみ減量でどれくらい効果があるの?	52
【コラム】目標値のごみ量はどれくらい?	53
【コラム】ごみ焼却施設ではどれくらい処理しているの?	55
【視点】5年後の「資源ごみ」への分別排出割合はどれくらい?	132





ステキに
ごみダイエット
(詳細は巻末資料へ)

第1編

計画の策定に当たって





ステキに
ごみダイエット
(詳細は巻末資料へ)

第1章 計画の策定に当たって

1 基本計画の枠組み

1-1 計画の背景と目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の規定により、市町村は、区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理に関する計画を定め、その計画に従って、区域内における一般廃棄物を収集し、運搬し、そして処分しなければならないこととされています。

この計画を一般廃棄物処理計画といい、次の2つの計画を指します。

- ①一般廃棄物処理基本計画… 長期的視点に立った基本方針として、今回定める計画
- ②一般廃棄物処理実施計画… 基本計画に基づき、各年度における一般廃棄物の排出抑制、減量化・資源化の推進、収集、運搬、処分等について毎年度定める計画

一般廃棄物処理基本計画は、10～15年の長期計画として策定し、概ね5年ごとに見直し（改訂）を行うほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直すことが適切とされています。

本市における前計画（平成18～27年度）は、平成18年に策定し、その後、富士見村との合併により平成21年に見直しを行いましたが、この計画は、平成27年度を最終年度としています。

平成28年度以降も引き続き、一般廃棄物の適正な処理を行うとともに、廃棄物処理に関する新技術の開発や法体系の改正、市民意識の変化等を踏まえ、社会情勢や自然災害などに的確に対応して廃棄物行政を推進するため、これまでの取組を評価・検証し、新たな計画（平成28年度～37年度の長期計画）を策定することとしました。

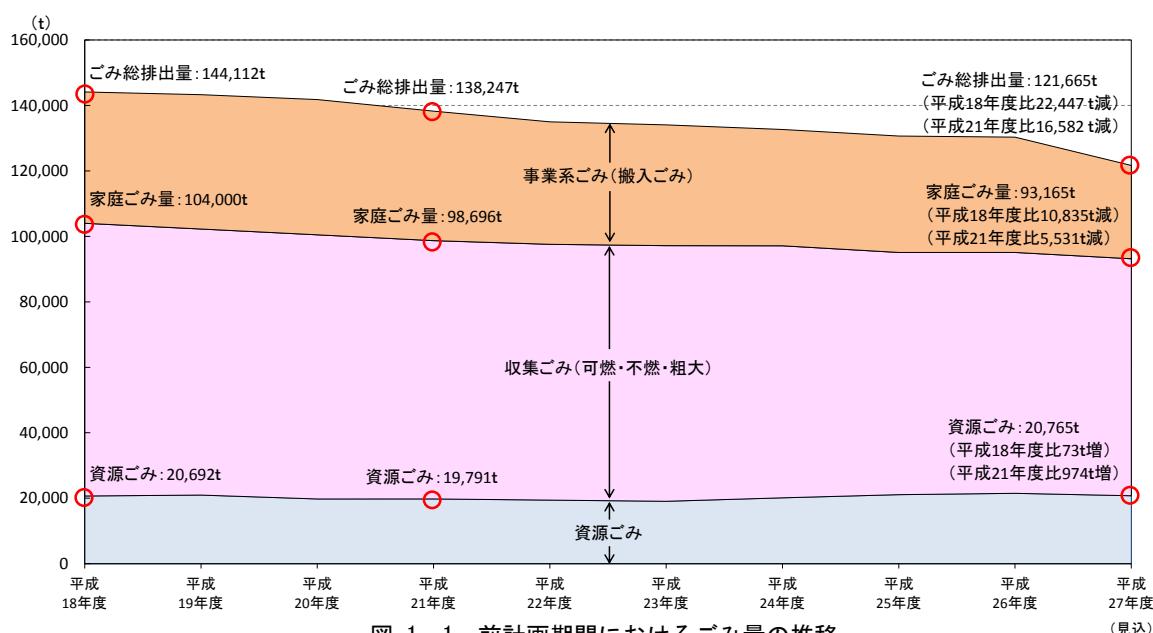


図 1-1 前計画期間におけるごみ量の推移



1-2 計画の位置づけ

前橋市一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づく計画であるとともに、第6次前橋市総合計画を推進するための個別計画で、かつ、前橋市環境基本計画や前橋市循環型社会形成推進地域計画（廃棄物処理施設の整備に関する計画）とも連携して施策を推進するための計画です。

また、一般廃棄物処理計画に基づき処理する一般廃棄物のうち容器包装については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく分別収集計画を策定しています。

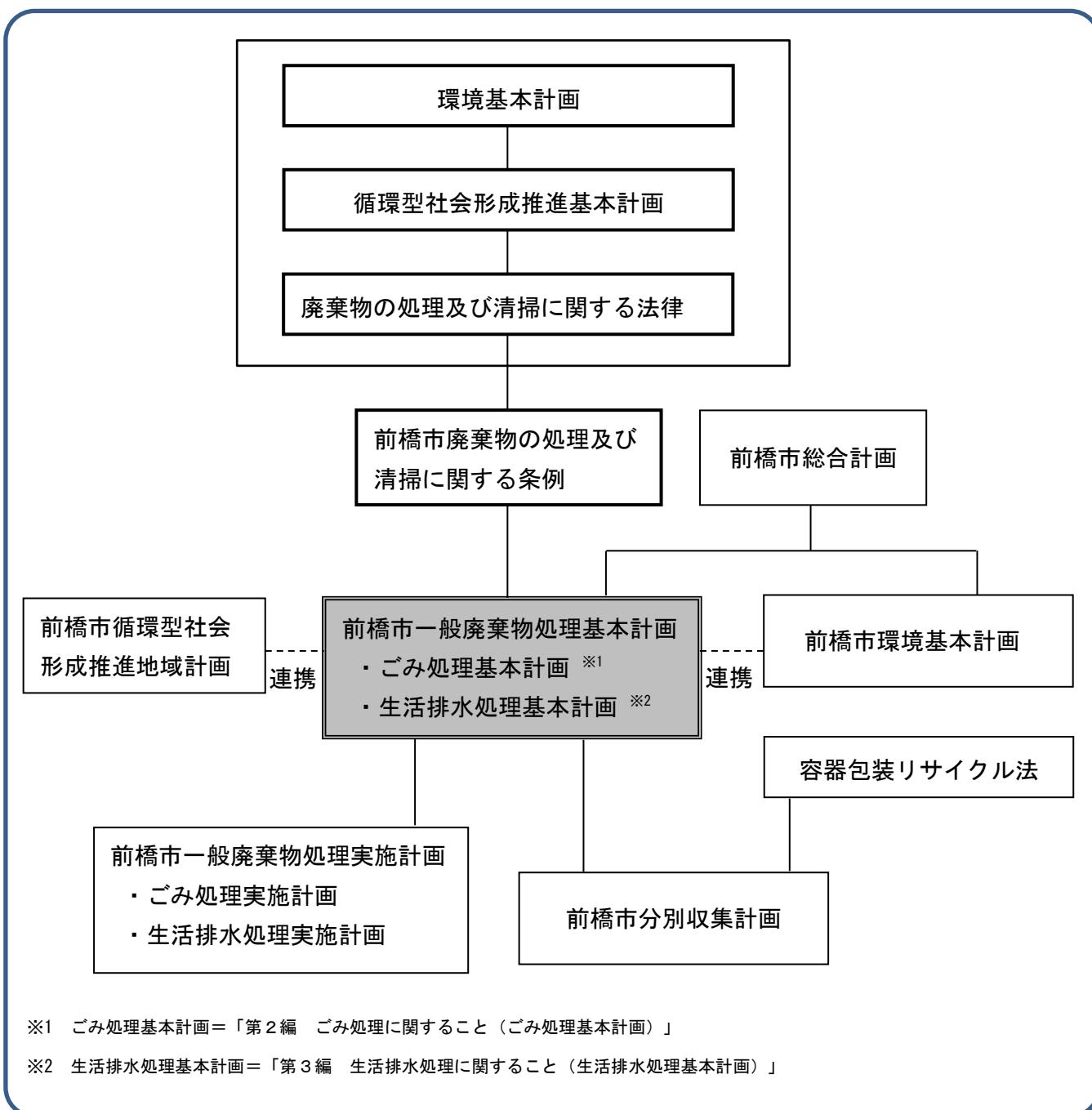


図 1-2 計画の位置づけ



表 1-1 一般廃棄物処理基本計画に関する法律、条例、計画

法律・条例・計画の名称	条文・内容
環境基本計画	<p>環境基本計画は、環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、国が定めたものです。</p> <p>今日の環境に関する社会状況や課題を幅広くかつ的確に把握し、長期的な視野に立って国の環境政策の方向性を示したもので、全ての環境政策の根本となる計画です。</p>
循環型社会形成推進基本計画	<p>循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国が定めたものです。</p> <p>地球規模での循環型社会の形成に貢献するとともに、3R の推進など国内外における循環型社会の形成を政府全体で一体的に実行していくための計画です。</p> <p>国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成 32 年度を目標年度とした第三次循環型社会形成推進基本計画を平成 25 年度に策定し、廃棄物の量に着目した施策に加えて、資源循環の質にも着目した新たな施策を打ち出しています。（国の動向は、130 ページ）</p> <p>また、県は、平成 22 年度に策定した群馬県循環型社会づくり推進計画で、平成 27 年度の目標値を定めていますが、同計画が今年度で終了となるため、新たな計画の策定を進めています。</p> <p>なお、現在の県計画は、廃棄物だけでなく未利用バイオマスや廃棄物以外の循環可能な資源も対象としています。</p>
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	<p>(一般廃棄物処理計画)</p> <p>第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み (2) 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項 (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 <p>3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。</p> <p>4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p>



前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	(一般廃棄物処理計画) 第2条 市長は、一般廃棄物の処理について一般廃棄物処理計画を定めたとき又は一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、告示するものとする。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	(市町村分別収集計画) 第8条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。 2 省略 3 市町村分別収集計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めるとともに、当該市町村が廃棄物処理法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。 4~5 省略 ※前橋市分別収集計画は、第8条1項に基づく計画
前橋市循環型社会形成推進地域計画	循環型社会形成推進地域計画は、地域における廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示すもので、ごみ減量等の目標を設定し、その目標を達成するための施策や、整備すべき施設の内容を定めるものです。 この計画に位置付けられた施設の整備費用は、国の循環型社会形成推進交付金の交付対象となります。



1-3 計画の基本事項

1) 対象区域

計画の対象とする区域は、前橋市の区域です。

2) 対象廃棄物

計画の対象とする廃棄物は、生活排水を含む一般廃棄物です。

3) 計画期間

計画の対象とする期間は、次のとおりです。

計画期間：平成28年度～平成37年度の10年間

計画目標年度（計画目標年次）：平成37年度

表 1-2 前橋市一般廃棄物処理基本計画の計画期間

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
前橋市 一般廃棄物処理 基本計画			↔	◎			→	◎			→	◎
	計 画 策 定 期 間	計画期間										
		計 画 初 年 度					見 直 し 年 度					計 画 目 標 年 度

※「見直し年度」の考え方は、107ページに掲載

1-4 市民・事業者の意識・ニーズ・意見の反映方法

市民・事業者の意識等については、次により計画に反映しました。

1) 市民アンケートの実施（平成27年2月～3月）

ごみの減量やリサイクル等に関する市民の意識、意見等の把握

(8ページ、109ページ、110ページ)

2) 廃棄物減量等推進審議会の開催（平成26年11月～平成28年2月）

市長が委嘱した委員（学識経験者、市民、事業者、廃棄物処理業者等）による審議

(142～145ページ)

3) パブリックコメントの実施（平成28年1月）

計画案を公表し、市民、事業者等の意見を募集



1-5 目指すべき姿

恵み豊かな自然と共生するまちづくり (環境共生)

第6次前橋市総合計画では、将来都市像として「恵み豊かな自然と共生するまちづくり（環境共生）」を掲げ、次の3つの柱をもとに施策体系を形成しています。

- ①良好な環境の保全・創造
- ②環境への負担の少ない循環型社会の形成
- ③持続可能な低炭素社会の形成

一般廃棄物処理基本計画は、総合計画の将来都市像に合致すべきものであることから、これをもって「目指すべき姿」とします。



第2編

ごみ処理に関すること (ごみ処理基本計画)





第1章 「基本計画の目的とごみ処理の現状」の流れ

本章では、「第2章 ごみ減量に向けた目標値と実現手段」に向けて、現状を整理します。

1 ごみ処理基本計画の目的

計画の目的を確認し、4つの基本方針を定めます。

2 ごみ処理の形態

ごみの出し方、収集・運搬・処理などについて整理します。

3 ごみ処理の現状と課題

ごみの排出量や処理量のほか、処理に係る経費、現在抱えている課題について整理します。

1 ごみ処理基本計画の目的

1-1 基本方針（9ページ）

2 ごみ処理の形態

2-1 ごみの排出区分と処理形態（10ページ）

2-2 家庭ごみの出し方と収集形態（11ページ）

2-3 収集運搬と処理方法（13ページ）

3 ごみ処理の現状と課題

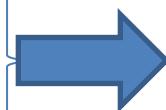
3-1 ごみ量の推移（14ページ）

3-2 中間処理量の推移（28ページ）

3-3 最終処分量の推移（32ページ）

3-4 ごみ処理経費の推移（34ページ）

3-5 ごみ量の現状と課題（36ページ）



**第2章
「ごみ減量に向けた目標値と
実現手段」へ**

表・図の見方

1 1人1日当たりのごみ量の算出

人口は「各年度の9月末の人口」を、年間日数は「実日数（平成23年度のみ366日）」を用いています。

2 表や円グラフなどの図の中の数値

各数値は、小数第一位又は第二位を四捨五入しています。このため、四捨五入後の各項目の総計と合計値とは、一致しない場合があります。



市民アンケート結果の反映について

アンケートの調査概要は、次のとおりです。

なお、この計画に反映したアンケート結果の項目一覧は、資料編（110ページ）をご覧ください。

また、実施したアンケート調査の目的や調査項目の概要は109ページを、結果の詳細は「前橋市ごみ処理に関するアンケート調査結果報告書（平成27年7月）」を市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

【調査概要】

1 調査対象

本市在住で、20歳以上の世帯主がいる世帯 2,000世帯

対象世帯は、住民基本台帳データから無作為に抽出

2 調査期間

平成27年2月9日～同年3月6日まで

3 回収数

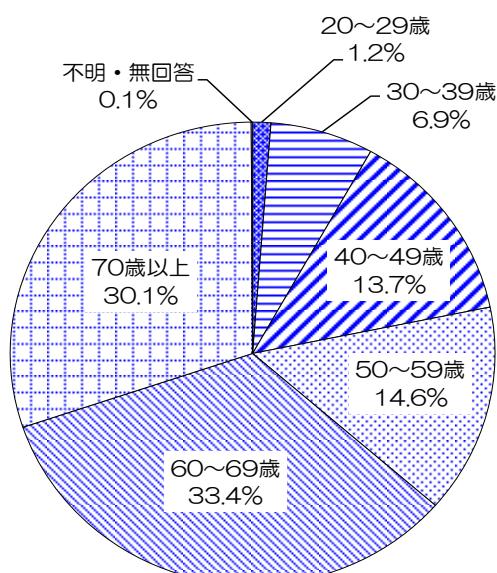
1,074通（回収率：53.7%）

4 回答者の年齢構成

1	20～29歳	13人
2	30～39歳	74人
3	40～49歳	147人
4	50～59歳	157人
5	60～69歳	359人
6	70歳以上	323人
7	年齢無回答	1人
合 計		1,074人

※ アンケート集計は、全て「人」で表記

しましたが、調査対象は世帯であるため
「世帯」と読み替えることもできます。



5 アンケート結果の反映

(1) 市民の意識・ニーズの把握と計画への反映

(2) 目標値実現に向けて策定する「アクションプラン（行動計画）」に盛り込む視点・指標



第1章 基本計画の目的とごみ処理の現状

1 ごみ処理基本計画の目的

ごみ処理基本計画は、「恵み豊かな自然と共生するまちづくり（環境共生）」を目指すべき姿として、みんなの力を合わせ「ごみを発生させない（環境負荷やコスト負担を最小限にする）」、「ごみをリサイクルする」、「ごみを適正に処理する」ために、ごみ減量に向けた目標値と基本となる施策を定めます。

1-1 基本方針

計画には、次の4項目を基本方針に据え、事業を推進します。

基本方針
1

発生・排出抑制の促進

〈ごみを発生させない〉

環境負荷やコスト負担を最小限にするためには、ごみの発生を抑制し、不用品の再利用を促進することが効果的です。

基本方針
2

循環的利用の促進

〈ごみをリサイクルする〉

排出されたごみの再利用、再生利用、熱回収など、循環的利用（本市では総称して「リサイクル」と呼ぶこととします。）を促進し、環境負荷を低減することが求められています。

基本方針
3

適正かつ効果的な処理の推進

〈ごみを適正に処理する〉

ごみを収集し、処理し、処分するに至る各段階においても、資源・エネルギーの活用を極力図り、環境への負荷を最小限とする適正なごみ処理を推進することが大切です。

基本方針
4

市民・事業者・市の連携

〈みんなの力を合わせる〉

ごみ処理における様々な場合において、市民・事業者が参画・協力できる体制をできる限り作り、積極的な参加を推進する必要があります。

これにより、市民・事業者・市の連携の強化を図るとともに、情報を共有し、生かす仕組みを作ることを目指します。



2 ごみ処理の形態

2-1 ごみの排出区分と処理形態

家庭や事業所から排出（収集・搬入）される資源・ごみは、以下のとおり処理しています。

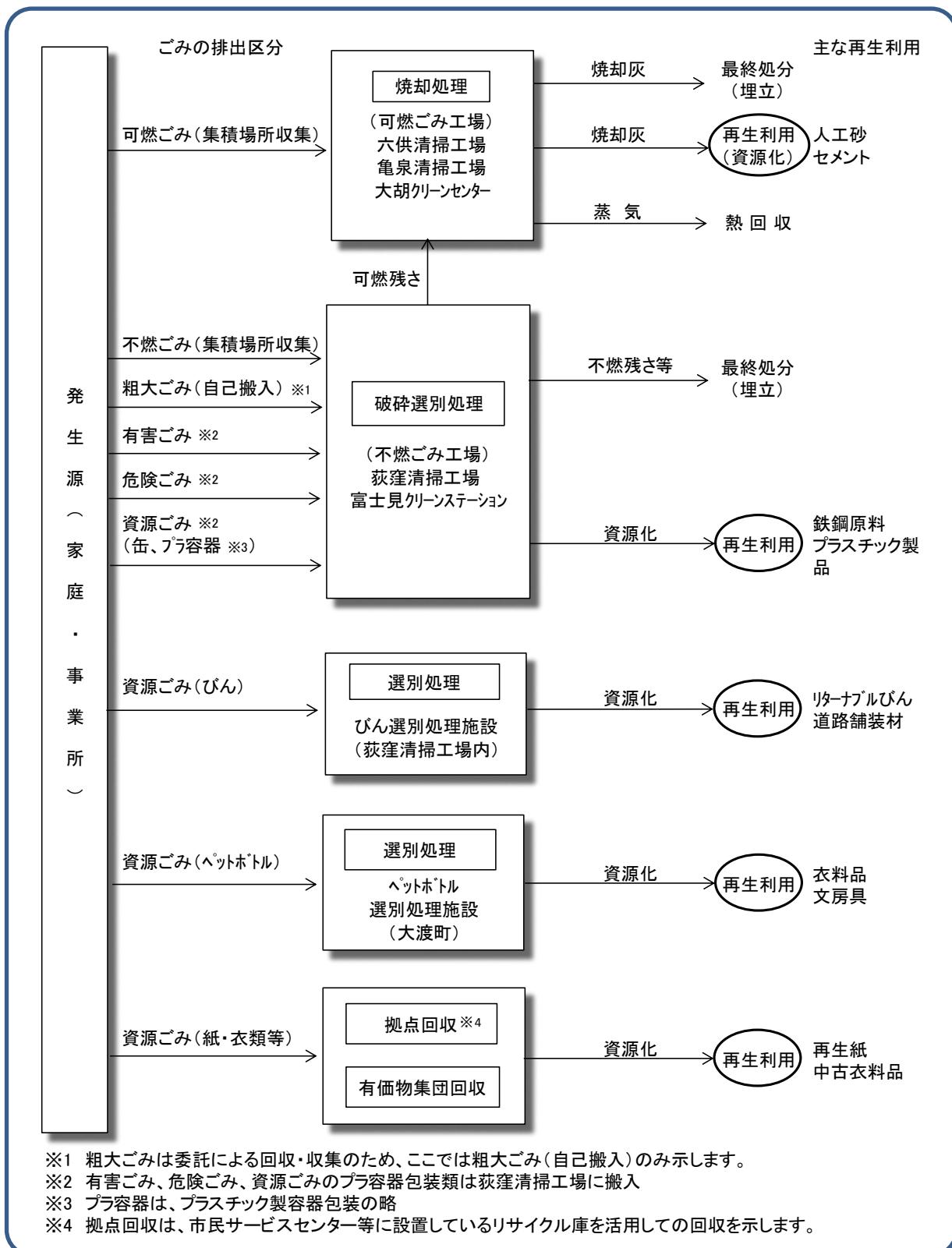


図 2-1 ごみの排出区分と処理の形態

2-2 家庭ごみの出し方と収集形態

家庭から排出される資源・ごみは、市民の理解と協力を得て、次の区分で分別収集しています。

表 2-1 分別収集区分

区分	主な品目	出し方	収集頻度	収集方法	収集主体
可燃ごみ	生ごみ、紙おむつ、プラスチック製品など	指定ごみ袋	2回／週	※1 ステーション収集	直営・委託
不燃ごみ	金属類、割れたり汚れたびん、陶磁器類など	指定ごみ袋	1回／月		
粗大ごみ	自転車、家具、家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を除く）など		1回／年	※2 自治会回収	委託
			随時		
危険ごみ	スプレー缶、カセットボンベ、ライター	コンテナボックス	1回／2週	※1 ステーション収集	直営・委託
有害ごみ	使用済み乾電池、水銀式体温計				
	蛍光管				
資源ごみ	プラ容器	指定ごみ袋	3回／月		
	びん	コンテナボックス	1回／2週	※1 ステーション収集	直営・委託
	缶	指定ごみ袋			
	ペットボトル	指定ごみ袋	1回／2週	委託	
紙	新聞紙、段ボール、雑誌、紙パック、雑古紙	品目別に紐で縛る			
		随時	拠点回収	直営・委託	
		随時	有価物集団回収	民間	
衣類等	衣類、バッグ、靴、ぬいぐるみなど	透明・半透明の袋	1回／2週	※1 ステーション収集	委託
			随時		
			随時		
使用済小型家電	パソコン、携帯電話、家庭用ゲーム機など	回収ボックス	随時	拠点回収	直営
廃食用油	サラダ油、ごま油、オリーブオイルなど	回収ボックス	随時	拠点回収	
在宅医療廃棄物	医療用注射針	専用容器	随時	拠点回収	委託

※1 ステーション収集は、集積場所からの収集の略

※2 自治会回収は、自治会単位による集団回収の略



【家庭用資源・ごみ 収集カレンダー】

家庭から排出される資源・ごみ収集に当たっては、収集日や分別方法を記したカレンダーを作成し、毎戸配布しています。

No.1 2015年10月～2016年3月 家庭用資源・ごみ 収集カレンダー						
お問い合わせ 前橋市環境部ごみ減量課 ☎027-898-6272 FAX027-223-8524						
本庁舎内 城南地区 昭和町1～3丁目、 三河町1～2丁目 東沢町、富田町、荒口町、 今井町、芦井町、 鶴が谷町						

No.1 事業所や農業等で排出されたごみは、集積場所には一切出せません。 自らの責任において適切に処理を行ってください。						
家庭ごみの出し方 5原則						
きちんと 分別して	市指定袋 を使用して	決められた 収集日に	朝8時 までに	決められた 場所へ		

行き先決めてスッキリ分別

資源ごみの種類ごとに専用のごみ箱やごみ袋を用意すると便利です！

【出し方】 軽くゆすいで → 乾かして → 指定袋に入れて出す

【古着類】 例えは・・・パンフレット、シュレッダーされた紙、紙の箱や封筒、包装紙、メモ用紙などです。

【古着類について】 古着類は雨の日でも出せます。古着類は洗濯機の洗濯槽に入れる際は必ず袋に入れてください。

10月						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
前橋まつり 10/10(土)～11日		1	2 Burnable 可燃	3		
4	5 Recyclable 資源	6 Burnable 可燃	7 プラ容器	8 Paper - Cloth 紙・古着類	9 Burnable 可燃	10 前橋まつり
11	12	13 Burnable 可燃	14 プラ容器	15	16 Burnable 可燃	17
18	19 Recyclable 資源	20 Burnable 可燃	21 プラ容器	22 Paper - Cloth 紙・古着類	23 Burnable 可燃	24
25	26	27 Burnable 可燃	28 Non-Burnable 不燃	29	30 Burnable 可燃	31

11月						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2 Recyclable 資源	3 Burnable 可燃	4 プラ容器	5 Paper - Cloth 紙・古着類	6 Burnable 可燃	7
8	9	10 Burnable 可燃	11 プラ容器	12	13 Burnable 可燃	14
15	16 Recyclable 資源	17 Burnable 可燃	18 プラ容器	19 Paper - Cloth 紙・古着類	20 Burnable 可燃	21
22	23	24 Burnable 可燃	25 Non-Burnable 不燃	26	27 Burnable 可燃	28
29	30 Recyclable 資源					

注意 通勤途中等で、他の町の集積場所には出してはいけません！

お問い合わせ 紙・古着類の保管が可能な場合は、地域の商品回収（有価物回収）へ優先的に出してください。

12月						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2 Burnable 可燃	3 プラ容器	4 Paper - Cloth 紙・古着類	5 Burnable 可燃	6	
6	7	8 Burnable 可燃	9 Non-Burnable 不燃	10	11 Burnable 可燃	12
13	14 Recyclable 資源	15 Burnable 可燃	16 プラ容器	17 Paper - Cloth 紙・古着類	18 Burnable 可燃	19
20	21	22 Burnable 可燃	23 休	24	25 Burnable 可燃	26
27	28 Recyclable 資源	29 Burnable 可燃	30 プラ容器	31 休		

1月						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
1	2 初市まつり 1/9(土)	3	4 Burnable 可燃	5 プラ容器	6 Paper - Cloth 紙・古着類	7 Burnable 可燃
10	11 Recyclable 資源	12 Burnable 可燃	13 プラ容器	14	15 Burnable 可燃	16
17	18	19 Burnable 可燃	20 プラ容器	21 Paper - Cloth 紙・古着類	22 Burnable 可燃	23
24	25 Recyclable 資源	26 Burnable 可燃	27 Non-Burnable 不燃	28	29 Burnable 可燃	30

注意 収集は朝8時から始まります。必ず朝8時までに出してください。

年未始のごみ処理について

ごみ全般のお問い合わせ先：前橋市ごみ減量課 ☎027-898-6272

自己搬入案内

搬入するときは、事前に、搬出工場へ電話連絡をしてください。
受付時間 8：30～11：45 13：00～16：30
200kg以下は無料、200kgを超えた部分は有料（10kgにつき180円）
休業日 土・日曜日、祝日（月・火曜日を除く）、年末年始

持込先	指定袋に入る大きさ	指定袋に入らない大きさ
荻窪清掃工場 (☎027-269-0621)	可燃ごみ (生ごみ、プラスチック製品、紙類、木類など)	不燃ごみ (金属、ガラス、白石、陶器など)
富士クリーンセンター (☎027-230-5300)	—	○ ○
亀原清掃工場 (☎027-269-1783)	—	○ —
大胡クリーンセンター (☎027-283-4924)	○	— —

粗大ごみ戸別回収

西部清掃事務所 (☎027-253-1009)
・3点まで（無料）
・地域の粗大ごみ回収日の前2か月の期間は申し込めません。

古着類ってどんなもの

衣類 衣類はほぼ全てが該当します。
出せるもの：身に付ける衣類はほぼ全てのものです。靴下や下着、着物やトレーニングウェアなども対象です。
出せないもの：はんてん、どてら

布類 出せるもの：ぬいぐるみ、毛布、タオル、ハンカチ、カーテン（レース含む）、シーツ
出せないもの：布団類（マットレス、寝具、こたつ布団含む）、枕、カーベット、じゅうたん、ベッド用に使用したもの

出しお：濯洗して乾かしてから透明・半透明の袋に入れる

包装類 装飾類 対象外のもの：スニーカー（左右どちらも）、ベルト、帽子、スカーフ、スカタイ、マフラー、かばん、バッグ
出せないもの：靴、靴下や下着、着物やトレーニングウェアなども対象です。
出せないもの：布団類（マットレス、寝具、こたつ布団含む）、枕、カーベット、じゅうたん、ベッド用に使用したもの

古着類の行き先 東南アジアに輸出され、再利用されます。そのまま再利用できないものは、工場用のぞうきんなどに利用されます。

家電4品目の処分方法

集積場所や粗大ごみ集団回収には出せません。

- ①エアコン
- ②テレビ
- ③冷蔵庫・冷凍庫
- ④洗濯機・衣類乾燥機

1. 料金を依頼する（販売店やごみ収集運搬業者（市許可業者））
2. 自分で指定引取場所へ持ち込む（リサイクル料金は、事前に都便局で支払う）

市内の指定引取場所

久松商事㈱ 北代田町691 ☎027-210-2177
日通前橋運輸㈱前橋取扱所 六供町1424-5 ☎027-280-8240

図 2-2 収集カレンダー

2-3 収集運搬と処理方法

1) 収集運搬

現在、家庭から排出される資源・ごみの収集運搬は、市直営と民間委託により行っています。

2) 中間処理

現在、下記の区分に示す資源・ごみは、市の中間処理施設（7施設）で適正に処理（焼却処理・選別処理・破碎処理）を行っています。

表 2-2 中間処理施設の主な稼動状況

区分		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ (自己搬入 のみ)	資源ごみ			
施設の用途及び名称	中間処理施設				プラスチック製容器包装	びん	空き缶	ペットボトル
中間処理施設	焼却処理	六供清掃工場	○	-	-	-	-	-
		亀泉清掃工場	○	-	-	-	-	-
		大胡クリーンセンター	○	-	-	-	-	-
	選別処理	荻窪清掃工場	-	○	○	○	-	-
		富士見クリーンステーション	-	○	○	-	-	-
		びん選別処理施設	-	-	-	○	-	-
	破碎処理	ペットボトル選別処理施設	-	-	-	-	-	○

3) 最終処分

現在、焼却処理した灰（焼却灰）や選別処理した残さ（破碎不燃物）は、最終処分場へ埋め立てています。



3 ごみ処理の現状と課題

3-1 ごみ量の推移

1) ごみ総排出量の推移

平成26年度のごみ総排出量(130,306.0t)は、平成21年度(138,247.4t)に比べ、7,941.4t(約5.7%)減少しました。

「家庭ごみ」と「事業系ごみ」の量の割合は、概ね7:3となっています。

また、平成26年度の「資源ごみ」の量(20,963.9t)は、平成21年度(19,791.1t)に比べ、1,172.8t(約5.9%)増加しました。

表 2-3 ごみ総排出量の推移

(単位:t)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
家庭ごみ		98,695.9	97,574.0	97,164.8	97,120.3	95,082.6	94,541.7	
収集ごみ	ごみ	78,904.7	78,138.8	78,091.2	76,988.2	73,986.2	73,577.8	
	可燃ごみ(集積場所収集)	74,650.1	73,940.6	73,608.6	72,660.2	69,581.0	69,209.6	
	不燃ごみ(集積場所収集)	3,163.4	3,127.2	3,219.3	3,040.3	3,060.8	2,972.6	
	粗大ごみ(集団回収・戸別回収)	1,091.2	1,071.0	1,263.3	1,287.7	1,344.4	1,395.6	
資源収集・資源回収	資源ごみ		19,791.1	19,435.2	19,073.6	20,132.1	21,096.4	20,963.9
	プラ容器	2,182.2	2,086.9	1,994.0	1,920.2	1,917.6	1,759.2	
	ペットボトル	865.7	896.7	876.2	865.1	851.2	846.5	
	紙	12,278.0	12,092.4	11,908.0	13,138.7	14,050.7	13,622.4	
	可燃性資源	有価物集団回収	11,031.8	10,639.2	10,154.2	10,406.7	10,179.9	9,790.7
		拠点回収	1,246.2	1,352.7	1,448.4	1,376.6	1,304.4	1,262.0
		ステーション収集	—	100.4	305.4	1,355.4	2,566.4	2,569.7
	衣類等	—	—	81.0	128.7	244.7	534.4	
	可燃性資源	有価物集団回収	—	—	45.6	49.3	100.8	133.9
		拠点回収	—	—	35.4	79.5	143.9	138.7
		ステーション収集	—	—	—	—	—	261.8
事業系ごみ(搬入ごみ)	廃食用油	—	—	—	—	—	4.6	
	びん	3,316.9	3,281.9	3,194.3	3,093.8	3,048.6	3,143.4	
	金属	1,148.4	1,077.3	1,020.2	985.7	930.7	972.4	
	不燃性資源	有価物集団回収	25.6	11.0	11.5	12.4	9.8	—
		資源収集(缶)	1,122.8	1,066.3	1,008.7	973.4	920.9	972.4
	使用済小型家電	—	—	—	—	52.9	81.0	
	在宅医療廃棄物	—	—	—	—	—	0.1	
事業系ごみ(搬入ごみ)		39,551.5	37,415.4	36,891.0	35,529.3	35,564.5	35,220.5	
搬入ごみ	可燃ごみ	37,149.1	35,505.8	35,193.6	33,827.6	33,767.2	33,477.0	
	不燃ごみ	1,299.3	1,068.5	970.9	916.6	857.7	733.5	
	粗大ごみ	1,103.2	841.1	726.5	785.1	939.5	1,010.0	
雪害ビニール		—	—	—	—	—	543.9	
合計(ごみ総排出量)		138,247.4	134,989.4	134,055.8	132,649.6	130,647.1	130,306.0	
(単位:人)								
人口(9月末人口)		345,654	344,871	343,558	342,152	341,030	340,012	



(備考)

- 1 ごみ量の推移は、現在の人口規模となった平成21年度以降を表記（富士見村との合併：平成21年5月5日）
- 2 「収集ごみ（ごみ）」と「資源収集・資源回収（資源ごみ）」とを合わせ「家庭ごみ」、「搬入ごみ」を「事業系ごみ」と表記
- 3 平成26年2月の豪雪に伴う「雪害ごみ」は、搬入ごみとして受け入れたため、次により区分
 - (1) 平成25年度事業系ごみの「可燃ごみ」に37.26t、「粗大ごみ」に83.22tを含め集計
 - (2) 平成26年度事業系ごみの「可燃ごみ」に23.79t、「粗大ごみ」に160.37tを含め集計
 - (3) 雪害ビニールは、ビニールハウス被害により受け入れたビニール類の略
- 4 危険ごみ・有害ごみは、不燃ごみに含む。
- 5 表中のごみ量には、平成23年3月の東日本大震災に伴い受け入れた災害廃棄物は含まれない。
- 6 「可燃性資源」の量の合計は20ページ、「不燃性資源」の量の合計は24ページ、「ごみ」と「資源ごみ」との関係（「資源ごみ」への分別排出割合）は、可燃は20ページ、不燃は24ページ、合計は26ページに掲載
- 7 ごみ量の推移

- (1) 平成21年度と平成26年度との比較は、下記に掲載
- (2) 1人1日当たりの「ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ）」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」、「事業系ごみ（搬入ごみ）」のそれぞれの量と、これらの量を合計した「1人1日当たりのごみ総排出量」等は、次ページに掲載

(単位:t)

区分	平成21年度	平成26年度
家庭ごみ	98,695.9	94,541.7
ごみ	78,904.7	73,577.8
資源ごみ	19,791.1	20,963.9
事業系ごみ（搬入ごみ）	39,551.5	35,220.5
雪害ビニール	—	543.9
合 計	138,247.4	130,306.0

増減量(t)	増減率
△ 4,154.1	4.2%減
△ 5,326.9	6.8%減
1,172.8	5.9%増
△ 4,331.1	11.0%減
543.9	皆増
△ 7,941.4	5.7%減

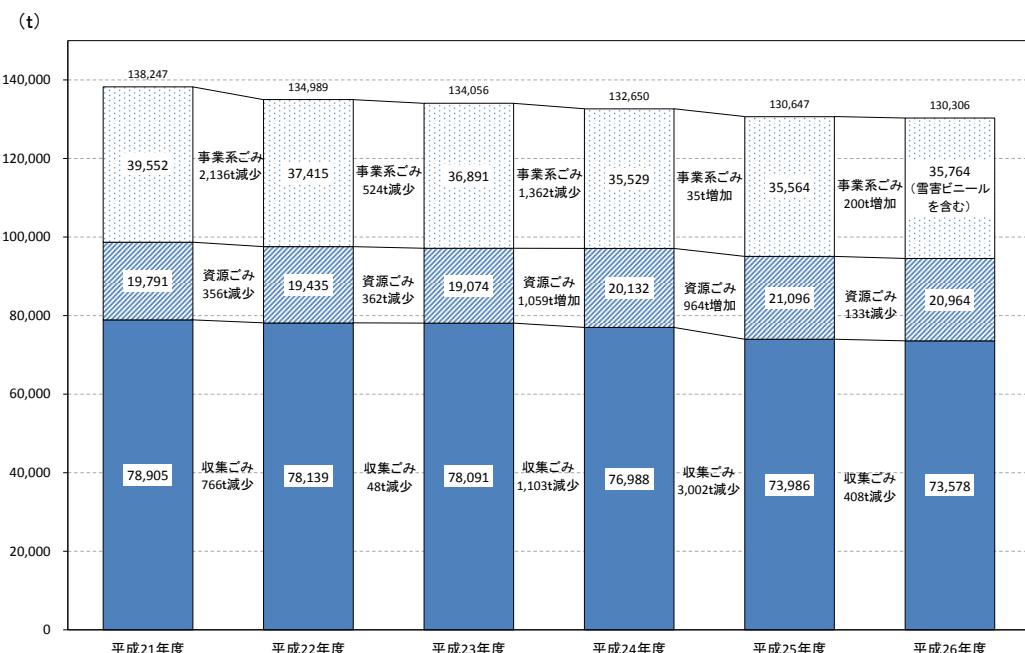


図 2-3 各ごみ量の推移



2) 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

「1人1日当たりのごみ総排出量」は、毎年度減少しています。ただし、平成26年度は、同年2月の豪雪に伴う被害ごみ（雪害ビニール：543.9t）を緊急措置として受け入れたため、この分（4g）が「事業系ごみ（搬入ごみ）」分として加算され、総排出量も増えました。

一方、分別排出による「資源ごみ」の量は、増加傾向にあります。

市民が捉えている「ごみ出し状況と関心度」は、次ページの市民アンケート結果のとおりです。

表 2-4 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

(単位:g/人・日)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
家庭ごみ	①ごみ(可燃・不燃)	617	612	611	606	584
	可燃ごみ(集積場所収集)	592	587	585	582	559
	不燃ごみ(集積場所収集)	25	25	26	24	25
	②粗大ごみ(自治会回収・戸別収集)	9	9	10	10	11
	③資源ごみ	157	154	152	161	169
	可燃性資源	121	120	118	129	137
	不燃性資源	35	35	34	33	32
	④事業系ごみ(搬入ごみ)	313	297	293	284	286
合計(1人1日当たりのごみ総排出量) (①+②+③+④)		1,096	1,072	1,066	1,062	1,050
ごみ(可燃・不燃・粗大・事業系) (①+②+④)		939	918	914	901	880
資源ごみ(③)		157	154	152	161	169
1人1日当たりの家庭ごみ排出量 (資源ごみを含まない) (①+②)		625	621	621	616	594
						593

※ 本表においては、市民が集積場所に排出する「1人1日当たりのごみ量」を把握するため、「可燃ごみ・不燃ごみ」と「粗大ごみ」とを分けて集計（家庭ごみの「資源ごみ」への分別排出割合は、26ページに掲載）

※ 前計画期間（平成18年度から平成27年度）における「1人1日当たりの家庭ごみの量」は、「1人1日当たりの収集ごみ量（家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量）」の推移として、43ページに掲載

これらの推移の評価に当たっては、今回の計画から、次の視点ごとに行います。

- ① 家庭ごみ量の推移（18～26ページ）
(【視点】「資源ごみ」への分別排出割合はどれくらい？(26ページ))
- ② 事業系ごみ(搬入ごみ)量の推移(27ページ)



(参考) ごみ出し状況と関心度 (市民アンケート結果 (回答者数 : 1,074 人) より)

「家庭ごみを出す際には、曜日、場所、分別方法などのルールがありますが、あなたがごみを出す集積場所は、どの程度そのルールが守られていると思いますか。」の質問に対しては、「だいたい守られている」以上と回答した方が、約9割でした。

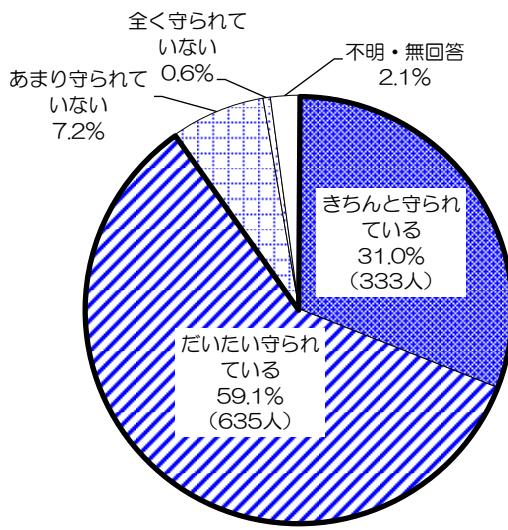


図 2-4 ごみ出しルールの遵守状況

「あなたは、ごみの減量や再利用、リサイクル、処理の取組などについて関心がありますか」の質問に対しても、「ある程度関心がある」以上と回答した方が、約9割でした。

また、「あなたは、日頃からごみの分別をしていますか」の質問に対しては、「ある程度分別している」以上と回答した方が、ほとんどでした。

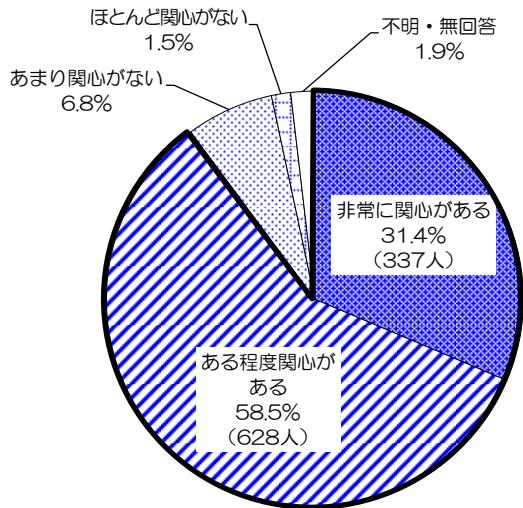


図 2-5 ごみの減量や再利用、処理の取組への関心

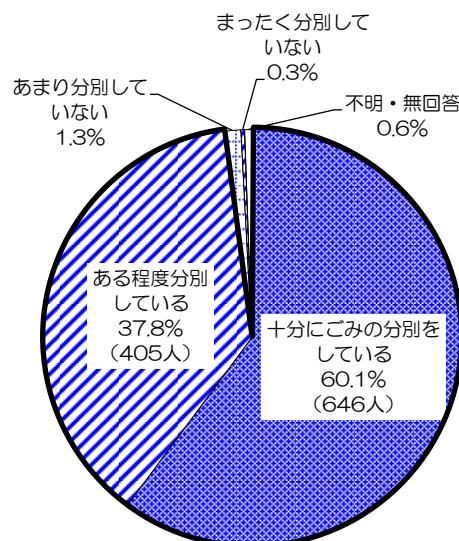


図 2-6 家庭におけるごみの分別状況



3) 家庭ごみの量の推移

○家庭ごみ（「収集ごみ（可燃・不燃・粗大の合計）」と「資源ごみ」）の量の推移

家庭ごみのうち、「ごみ」の量は減少傾向に、「資源ごみ」の量は増加傾向にあります。

また、「ごみ」と「資源ごみ」の量の割合をみると、平成21年度は80：20でしたが、平成26年度は78：22と、「資源ごみ」の割合が増加しました。

これは、「紙」や「衣類等」の可燃性資源の量が増えたことによるものです。

表 2-5 家庭ごみ（ごみと資源ごみ）の量の推移

(単位:t)

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
家庭ごみ		98,695.9	97,574.0	97,164.8	97,120.3	95,082.6	94,541.7	
収集ごみ	ごみ	78,904.7	78,138.8	78,091.2	76,988.2	73,986.2	73,577.8	
	可燃ごみ(集積場所収集)	74,650.1	73,940.6	73,608.6	72,660.2	69,581.0	69,209.6	
	不燃ごみ(集積場所収集)	3,163.4	3,127.2	3,219.3	3,040.3	3,060.8	2,972.6	
	粗大ごみ(自治会回収・戸別収集)	1,091.2	1,071.0	1,263.3	1,287.7	1,344.4	1,395.6	
資源収集・資源回収	資源ごみ	19,791.1	19,435.2	19,073.6	20,132.1	21,096.4	20,963.9	
	可燃性資源	プラス容器	2,182.2	2,086.9	1,994.0	1,920.2	1,917.6	1,759.2
		ペットボトル	865.7	896.7	876.2	865.1	851.2	846.5
		紙	12,278.0	12,092.4	11,908.0	13,138.7	14,050.7	13,622.4
		有価物集団回収	11,031.8	10,639.2	10,154.2	10,406.7	10,179.9	9,790.7
		拠点回収	1,246.2	1,352.7	1,448.4	1,376.6	1,304.4	1,262.0
		ステーション収集	—	100.4	305.4	1,355.4	2,566.4	2,569.7
	衣類等	衣類等	—	—	81.0	128.7	244.7	534.4
		有価物集団回収	—	—	45.6	49.3	100.8	133.9
		拠点回収	—	—	35.4	79.5	143.9	138.7
		ステーション収集	—	—	—	—	—	261.8
		廃食用油	—	—	—	—	—	4.6
	不燃性資源	びん	3,316.9	3,281.9	3,194.3	3,093.8	3,048.6	3,143.4
		金属	1,148.4	1,077.3	1,020.2	985.7	930.7	972.4
		有価物集団回収	25.6	11.0	11.5	12.4	9.8	—
		資源収集(缶)	1,122.8	1,066.3	1,008.7	973.4	920.9	972.4
		使用済小型家電	—	—	—	—	52.9	81.0
		在宅医療廃棄物	—	—	—	—	—	0.1

(単位:人)

人口(9月末人口)	345,654	344,871	343,558	342,152	341,030	340,012
-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(単位:g/人・日)

1人1日当たりの家庭ごみ	782	775	775	778	764	762
ごみ	625	621	623	616	594	593
	可燃ごみ(集積場所収集)	592	587	587	582	559
	不燃ごみ(集積場所収集)	25	25	26	24	25
	粗大ごみ(自治会回収・戸別収集)	9	9	10	10	11
資源ごみ	157	154	152	161	169	169



【視点】1人が1か月に出している「家庭ごみ」の量はどれくらい？

ごみ量に関し、国や群馬県が示している目標値、都道府県や市町村における排出量の実績値は、1人1日当たりの排出量を「g（グラム）」単位で算出します。このため、計画策定に当たっての現状把握や目標量の算出も「g」で行っています。

しかし、私たちの生活の中で、身近でイメージしやすい単位は「kg（キログラム）」です。

そこで、資源ごみを含む「1人1日当たりの家庭ごみの量（g）（18ページ）」を、「kg」に換算し、比べてみました。

（1人1日当たりの家庭ごみの量＝「ごみ（可燃・不燃・粗大）の量」+「資源ごみの量」）

なお、1か月当たりのごみ量の算出は、1か月を30日と仮定し、以下の式で算出しました。

$$\text{1人1日当たりのごみ量 (g)} \times 30 (\text{日}) \div 1,000 (\text{g} \rightarrow \text{kg} \text{に換算})$$

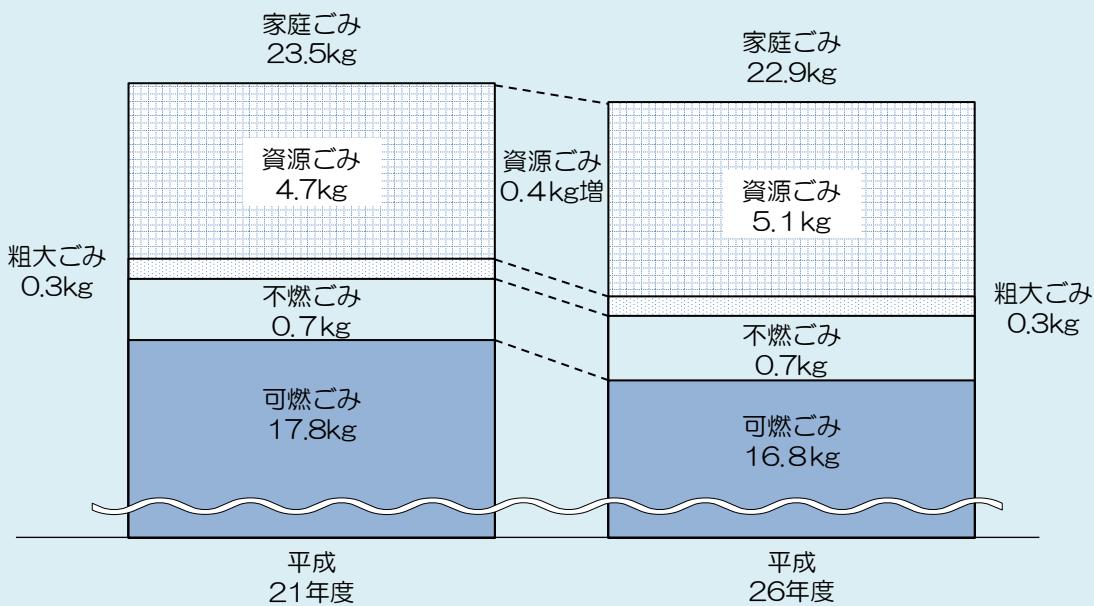


図 2-7 1人1か月当たりの家庭ごみの量（イメージ）

- 資源ごみを含む「1人1か月当たりの家庭ごみの量」は、平成21年度と平成26年度を比べてみると、「ごみ」の量は減少し、「資源ごみ」の量は増加しました。

（参照：【視点】ごみは本当に減っているの？（44ページ））

① 家庭ごみの量（「収集ごみ（可燃・不燃・粗大）」と「資源ごみ」の合計量）

平成21年度（23.5kg）→ 平成26年度（22.9kg）= 0.6kg減

② 「資源ごみ（プラスチック容器、ペットボトル、紙、びん等）」の量

平成21年度（4.7kg）→ 平成26年度（5.1kg）= 0.4kg増

このことは、次のことを示しています。

[1] 「資源ごみ」への分別の推進

（理由） 「家庭ごみ」の量（①）が減少し、かつ、「資源ごみ」の量（②）が増加している。

[2] 「資源ごみ」への分別の量以上に、「ごみの発生抑制」の量が増加

（理由） 「家庭ごみ」（①）の減少量が、「資源ごみ（②）」の増加量を0.2kg上回っている。



○家庭で分別排出される「可燃ごみ」と「可燃性資源」の量の推移

表 2-6 可燃ごみ・可燃性資源の量の推移

(単位:t)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 可燃ごみ(集積場所収集)	74,650.1	73,940.6	73,608.6	72,660.2	69,581.0	69,209.6
② 可燃性資源	15,325.8	15,076.0	14,859.2	16,052.6	17,064.2	16,767.1
1) プラ容器	2,182.2	2,086.9	1,994.0	1,920.2	1,917.6	1,759.2
2) ペットボトル	865.7	896.7	876.2	865.1	851.2	846.5
3) 紙 ※1	12,278.0	12,092.4	11,908.0	13,138.7	14,050.7	13,622.4
4) 衣類等 ※1			81.0	128.7	244.7	534.4
5) 廃食用油						4.6
合計(①+②)	89,975.9	89,016.6	88,467.8	88,712.8	86,645.2	85,976.7

(単位:人)

人口(9月末日)	345,654	344,871	343,558	342,152	341,030	340,012
----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(単位:g/人・日)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
③ 1人1日当たりの可燃ごみ	592	587	585	582	559	558
④ 1人1日当たりの可燃性資源	121	120	118	129	137	135
1) プラ容器	17	17	16	15	15	14
2) ペットボトル	7	7	7	7	7	7
3) 紙 ※1	97	96	95	105	113	110
4) 衣類等 ※1			1	1	2	4
5) 廃食用油 ※2						0.04
合計(③+④)	713	707	704	710	696	693

※1 「紙」と「衣類等」の回収と収集の方法は、自治会等が行う有価物集団回収、リサイクル庫を活用した拠点回収と、集積場所を活用したステーション収集の3方式

※2 「1人1日当たりの量」が1gに満たない場合は、小数点以下で表記

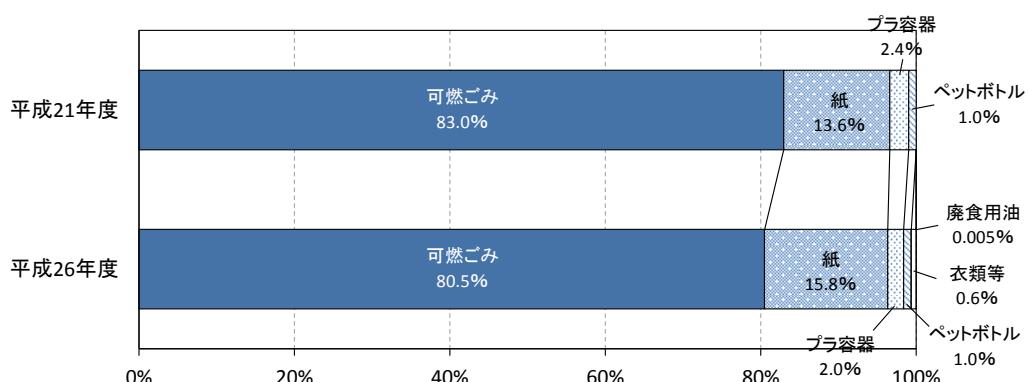


図 2-8 家庭ごみ（可燃）の分別排出割合

参考 「資源ごみ」への分別排出割合（可燃）

(単位:%)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
資源ごみへの分別割合(可燃) *	17.0	16.9	16.8	18.1	19.7	19.5

* 資源ごみへの分別排出割合(可燃) = 可燃性資源の量 ÷ (可燃ごみの量 + 可燃性資源の量) × 100

* 「資源ごみへの分別排出割合(不燃)」は24ページ、可燃と不燃とを合わせた分別排出割合は26ページに掲載



【可燃ごみなどの収集量】

家庭から排出される「可燃ごみ」の量は年々減少し、平成26年度は、平成21年度に比べ、約5,400t減少しました。

また、分別による「可燃性資源（プラス容器、ペットボトル、紙、衣類等、廃食用油）」の量は増加傾向にあり、平成26年度は、平成21年度に比べ、約1,400t増加しました。

この増加は、「紙」のステーション収集（集積場所を活用した収集）を平成24年10月から全市域で開始したことが大きな要因です。

この結果、「可燃ごみ」と「可燃性資源」の量の分別排出割合は、平成21年度は83:17でしたが、平成26年度は80:20となりました。

- 可燃性資源のうち、「紙」の量は、平成25年度をピークに減少しています。これは、平成25年から26年における新聞発行部数の急激な減少が主な要因と推測しています。

新聞は、自治会等が行う有価物集団回収の品目である「紙類」の約6割を占めてきた主力品目で、その急激な減少は、今後の活動に影響を与える可能性があります。

・平成21年度（新聞は紙類の66%）、平成26年度（新聞は紙類の59%）

・日本新聞協会の新聞発行部数調べ

：平成23年4,835万部→24年4,778万部（△57万部）→25年4,700万部（△78万部）
→26年4,536万部（△164万部）→27年4,425万部（△111万部）

- 「衣類等」は、平成23年度から「有価物集団回収」と「リサイクル庫を活用した拠点回収」を開始し、平成26年度からは、これらに「ステーション収集」を加えました。平成26年度の実績は約500tで、今後、大幅な増加が期待できる品目の一つです。
- 「プラス容器」と「ペットボトル」の量は、年々減少しています。これは、容器の軽量化によることが主な要因と推測しています。
- 「廃食用油」は、市民サービスセンター等での拠点回収を平成26年度から開始しました。

【1人1日当たりの排出量】

「1人1日当たりの可燃ごみ」の量は減少しており、平成26年度は、平成21年度に比べ、34g減少しました。一方、1人1日当たりの「可燃性資源」の量は増加しており、平成26年度は、平成21年度に比べ、14g増加しました。両者の増減量を比べると、「可燃ごみ」の減少量が「可燃性資源」の増加量を上回る結果となりました。

このことは、市民が「可燃性資源」として分別した量より、マイバッグ持参運動や生ごみ水切りダイエットなどによる可燃ごみの「発生抑制」を行った量の方が多いことを示しており、ごみの減量化意識が高まっている結果と捉えられます。

※ 1人1日当たりの可燃ごみの量：21年度（592g）→26年度（558g） 34g減少

1人1日当たりの可燃性資源の量：21年度（121g）→26年度（135g） 14g増加

しかし、集積場所に排出された「可燃ごみ」の袋の中には、資源化ができそうな紙やプラス容器などが含まれていることが少なくありません。

また、「衣類等」や「紙（シュレッダー処理した紙などの雑古紙）」は、分別の取組が始まったばかりであることから、今後、さらに資源回収量を増やす余地があります。



市民アンケート結果（回答者数：1,074人）

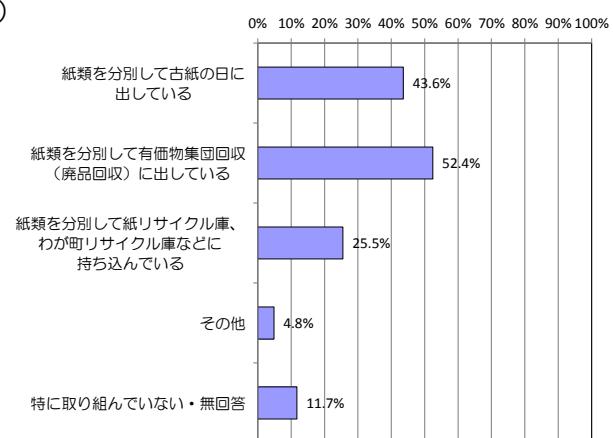
※図中の割合（%）は、回答者数（1,074人）に対する割合

回答者のうち、リサイクルに取り組んでいる方の割合は、紙類が約88%、衣類が約67%、
プラ容器が約85%となりました。

市民の理解と協力を得ながら、取組率が90%以上になるよう取り組んでいく必要があります。

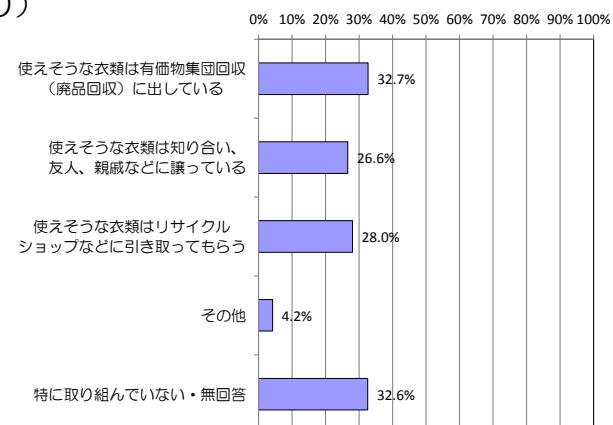
1 紙のリサイクルへの取組状況（重複回答あり）

1	分別して古紙の日に出している	468人
2	分別して有価物集団回収（廃品回収）に出している	563人
3	分別して紙リサイクル庫、わが町リサイクル庫などに持ち込んでいる	274人
4	その他	52人
5	特に取り組んでいない・無回答	126人
合 計		1,483人



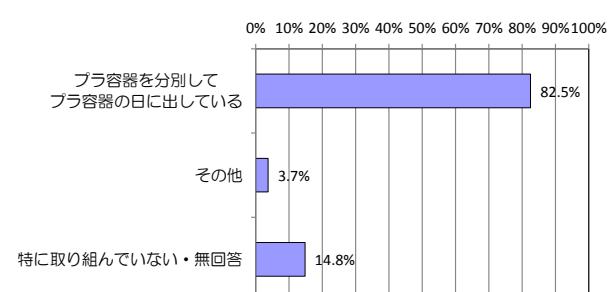
2 衣類のリサイクルへの取組状況（重複回答あり）

1	有価物集団回収（廃品回収）に出している	351人
2	知り合い、友人、親戚などに譲っている	286人
3	リサイクルショップなどに引き取ってもらう	301人
4	その他	45人
5	特に取り組んでいない・無回答	350人
合 計		1,333人



3 プラ容器の分別状況（重複回答あり）

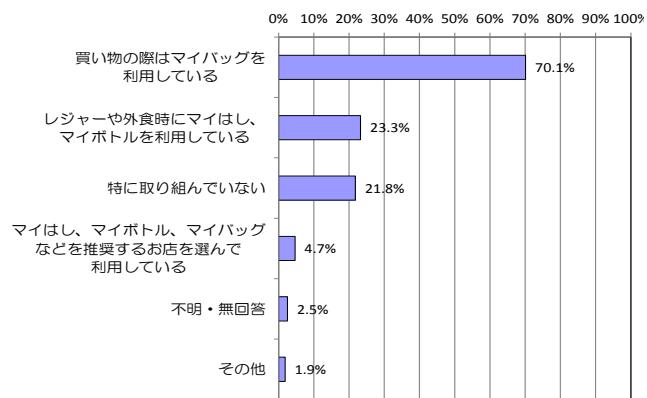
1	分別してプラ容器の日に出している	886人
2	その他	40人
3	特に取り組んでいない・無回答	159人
合 計		1,085人



4 買い物の際のマイバッグ等の利用状況（重複回答あり）

買い物の際のマイバッグ利用者は、回答者のうち約7割です。この率がさらに増加するよう取り組んでいく必要があります。

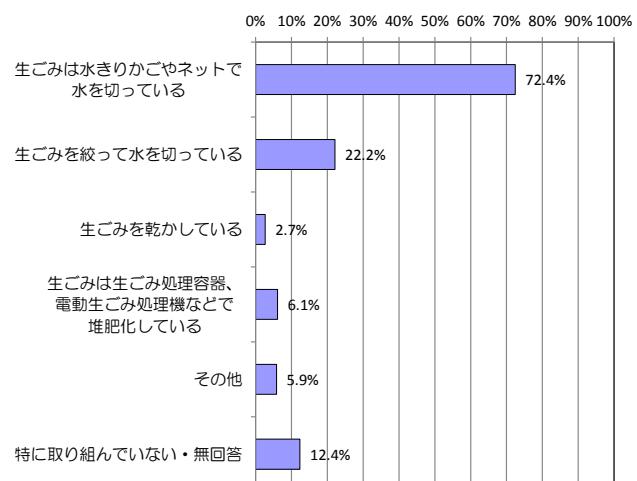
1	買い物の際はマイバッグを利用している	753人
2	レジャーや外食時にマイはし、マイボトルを利用している	250人
3	特に取り組んでいない	234人
4	マイはし、マイボトル、マイバッグなどを推奨するお店を選んで利用している	50人
5	不明・無回答	27人
6	その他	20人
合 計		1,334人



5 生ごみの減量化実施状況（重複回答あり）

いずれかの方法で、回答者のうち約9割の方が、生ごみの減量に取り組んでいます。水切りの割合は現在7割ですが、さらに多くの方が取り組んでいくよう啓発する必要があります。

1	生ごみは水切りかごやネットで水を切っている	778人
2	生ごみを絞って水を切っている	238人
3	生ごみを乾かしている	29人
4	生ごみは生ごみ処理容器、電動生ごみ処理機などで堆肥化している	66人
5	その他	63人
6	特に取り組んでいない・無回答	133人
合 計		1,307人



○家庭で分別排出される「不燃ごみ」と「不燃性資源」の量の推移

表 2-7 不燃ごみ・不燃性資源の量の推移

(単位:t)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 不燃ごみ(集積場所収集)	3,163.4	3,127.2	3,219.3	3,040.3	3,060.8	2,972.6
② 不燃性資源	4,465.3	4,359.2	4,214.4	4,079.5	4,032.2	4,196.8
1) びん	3,316.9	3,281.9	3,194.3	3,093.8	3,048.6	3,143.4
2) 缶	1,148.4	1,077.3	1,020.2	985.7	930.7	972.4
3) 使用済小型家電					52.9	81.0
4) 在宅医療廃棄物						0.1
合計(①+②)	7,628.7	7,486.4	7,433.8	7,119.8	7,093.1	7,169.4

(単位:人)

人口(9月末日)	345,654	344,871	343,558	342,152	341,030	340,012
----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(単位:g/人・日)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
③ 1人1日当たりの不燃ごみ	25	25	26	24	25	24
④ 1人1日当たりの不燃性資源	35	35	34	33	32	34
1) びん	26	26	25	25	24	25
2) 缶	9	9	8	8	7	8
3) 使用済小型家電 ※1					0.4	1
4) 在宅医療廃棄物 ※1						0.0005
合計(③+④)	60	59	59	57	57	58

※1 「1人1日当たりの量」が1gに満たない場合は、小数点以下で表記

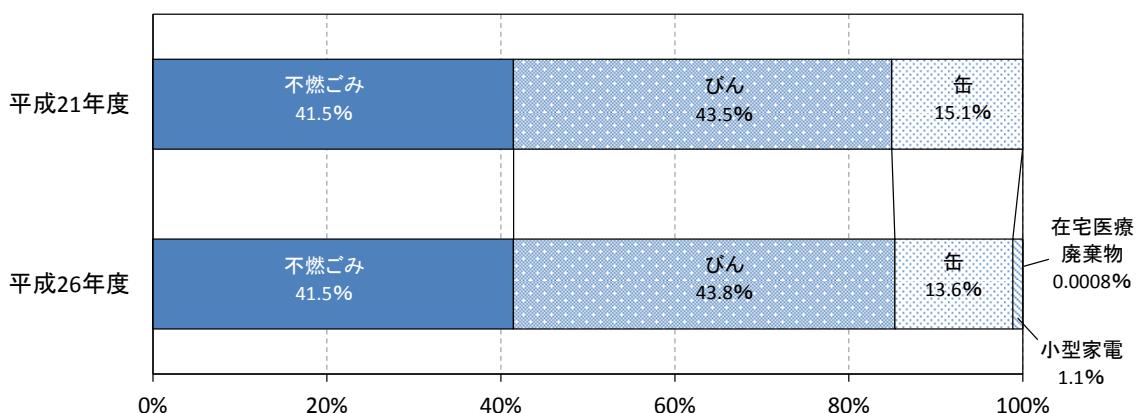


図 2-9 家庭ごみ(不燃)の分別排出割合

参考 「資源ごみ」への分別排出割合(不燃)

(単位:%)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
資源ごみへの分別割合(不燃) *	58.5	58.2	56.7	57.3	56.8	58.5

* 資源ごみへの分別排出割合(不燃) = 不燃性資源の量 ÷ (不燃ごみの量 + 不燃性資源の量) × 100

* 「資源ごみへの分別排出割合(可燃)」は20ページ、可燃と不燃とを合わせた分別排出割合は26ページに掲載



【不燃ごみなどの収集量】

家庭から排出される「不燃ごみ」の量は減少傾向にあり、平成26年度は平成21年度と比べ約190t減少（人口は、5,642人減）しました。

また、「不燃性資源」の量も、平成26年度は、21年度に比べ約270t減少しました。

しかし、「不燃ごみ」と、びん、缶などの「不燃性資源」の量の排出割合は、41.5:58.5と変化していません。

なお、「不燃性資源」の量の減少傾向は、びん・缶の容器の軽量化や、これらの容器の紙パック・ペットボトル化によるものと推測しています。

【1人1日当たりの排出量】

平成21年度から26年度までの5年間で、「不燃ごみ」と「不燃性資源」の量のいずれも、ほぼ横ばいでした。

また、「使用済小型家電」は、分別の取組が始まったばかりであることから、今後、さらに資源回収量を増やす余地があります。

○粗大ごみ量（自治会回収・戸別収集）の推移

家庭から排出される「粗大ごみ」の量は、増加傾向にあります。

平成26年度（1,395.6t）は、平成21年度（1,091.2t）に比べ、約304.4t増加し、1人1日当たりの粗大ごみの量も増加しました。

これは、生活スタイルに合った家財道具を保有したり、整理したりしようとするなど、生活における意識と考え方の変化によるものが大きいと考えられます。

表 2-8 粗大ごみ量の推移

（単位:t）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
粗大ごみ	1,091.2	1,071.0	1,263.3	1,287.7	1,344.4	1,395.6

（単位:人）

人口(9月末日)	345,654	344,871	343,558	342,152	341,030	340,012
----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

（単位:g/人・日）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1人1日当たりの粗大ごみ	9	9	10	10	11	11



【視点】「資源ごみ」への分別排出割合はどれくらい？

資源化量の割合を示す「再生利用率」は、清掃工場等における中間処理後の資源化量（30、31ページに掲載）を含めて算出しますが、市民の理解と協力が大きく寄与する「「資源ごみ」への分別排出割合」も重要な視点です。

この分別排出割合が上昇傾向にあるのは、紙のステーション収集が全市域で始まり、分別が進んだことが大きな要因です。

これらの結果、分別排出割合は、平成21年度は20.3%でしたが、平成26年度は22.5%と、2.2%増加しました。

表 2-9 家庭で分別排出される「ごみ」と「資源ごみ」の量の推移

(単位:t)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ごみ(可燃・不燃)(①+②)	77,813.5	77,067.8	76,827.9	75,700.5	72,641.8	72,182.2
① 可燃ごみ(集積場所収集)	74,650.1	73,940.6	73,608.6	72,660.2	69,581.0	69,209.6
② 不燃ごみ(集積場所収集)	3,163.4	3,127.2	3,219.3	3,040.3	3,060.8	2,972.6
資源ごみ(③+④)	19,791.1	19,435.2	19,073.6	20,132.1	21,096.4	20,963.9
③ 可燃性資源	15,325.8	15,076.0	14,859.2	16,052.6	17,064.2	16,767.1
④ 不燃性資源	4,465.3	4,359.2	4,214.4	4,079.5	4,032.2	4,196.8
合計(①+②+③+④)	97,604.7	96,503.0	95,901.5	95,832.6	93,738.3	93,146.1

(単位:%)

「資源ごみ」への分別割合 [*] (粗大ごみを除く)	20.3	20.1	19.9	21.0	22.5	22.5
--	------	------	------	------	------	------

※ 「資源ごみ」への分別排出割合は、市民が「集積場所に排出するごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)」と「資源ごみ(有価物集団回収を含む)」との合計した量に占める「資源ごみ(有価物集団回収を含む)」の量の割合

資源ごみへの分別排出割合=可燃性・不燃性資源の量 ÷ (可燃・不燃ごみの量 + 可燃性・不燃性資源の量) × 100

※ 「資源ごみへの分別排出割合(可燃)」は20ページ、「資源ごみへの分別排出割合(不燃)」は24ページに掲載

※ 5年後(平成32年度)の「資源ごみ」への分別排出割合(目標)は、132ページに掲載

※ 市民1人1日当たりの量は、16、18ページに掲載



4) 事業系ごみ（搬入ごみ）量の推移

事業系ごみ（搬入ごみ）量は減少傾向にあり、平成26年度（35,764.3t）は、平成21年度（39,551.5t）に比べ、3,787.2t 減少しました。

表 2-10 事業系ごみ（搬入ごみ）量の推移

（単位:t）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
事業系ごみ(搬入ごみ)	39,551.5	37,415.4	36,891.0	35,529.3	35,564.5	35,764.3

※ 平成26年度の35,764.3tは、平成26年2月の雪害により受け入れたビニール類（543.85t）を含んだ数値



3-2 中間処理量の推移

1) 焼却処理量の推移

焼却処理量は、可燃ごみ量の減少に伴い、年々減少しています。

平成26年度(102,780t)は、平成21年度(112,258t)に比べ、9,478t減少し、率にすると8.4%の減少となりました。

また、平成26年度における六供清掃工場、亀泉清掃工場、大胡クリーンセンターでの焼却処理量の割合は、87:4:9でした。

表 2-11 清掃工場における焼却処理量の推移

(単位:t)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
焼却処理量	112,258	108,749	109,092	107,224	103,185	102,780
六供清掃工場	93,508	91,064	93,618	91,088	89,117	89,185
亀泉清掃工場	5,131	5,343	4,776	4,792	4,702	4,131
大胡クリーンセンター	13,619	12,341	10,698	11,345	9,366	9,464

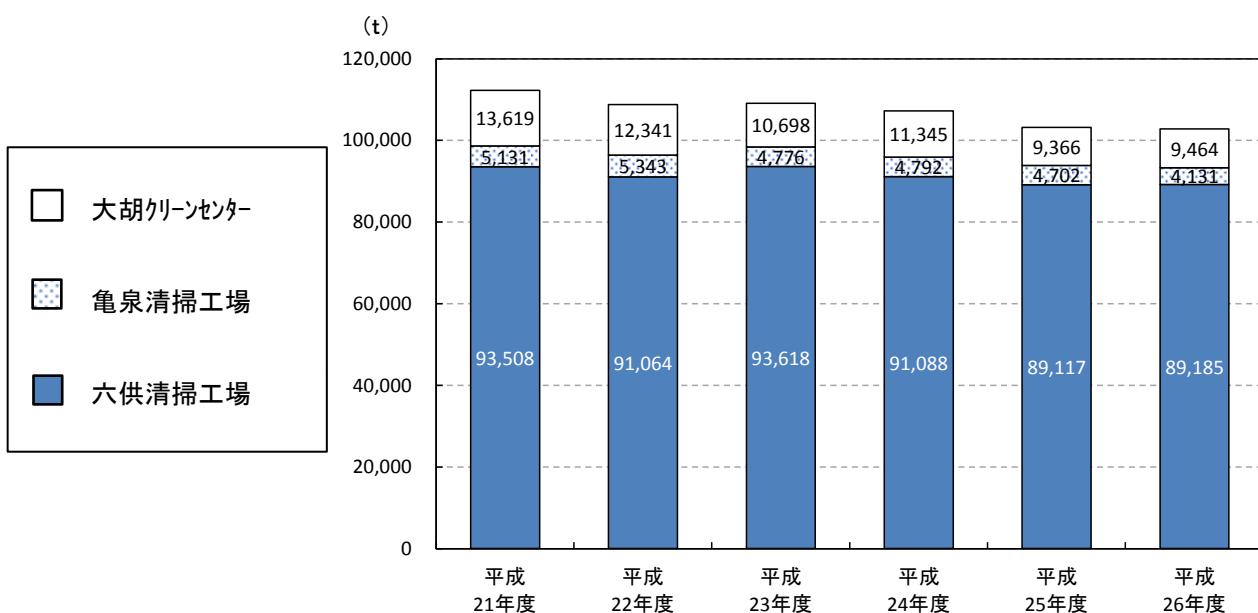


図 2-10 清掃工場における焼却処理量の推移

2) 破碎・選別処理量の推移

破碎・選別処理量は、不燃ごみ量の減少に伴い、年々減少しています。

平成26年度(7,083t)は、平成21年度(7,714t)に比べ、631t減少し、率にすると8.2%の減少となりました。

また、平成26年度における荻窪清掃工場、富士見クリーンステーションでの破碎・選別処理量の割合は、77:23でした。

表 2-12 破碎・選別処理量の推移

(単位:t)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
破碎・選別処理量	7,714	7,947	7,084	6,688	7,042	7,083
荻窪清掃工場	6,141	6,376	5,338	5,176	5,327	5,428
富士見クリーンステーション	1,573	1,571	1,731	1,512	1,715	1,655
大胡クリーンセンター	0	0	15	0	0	0

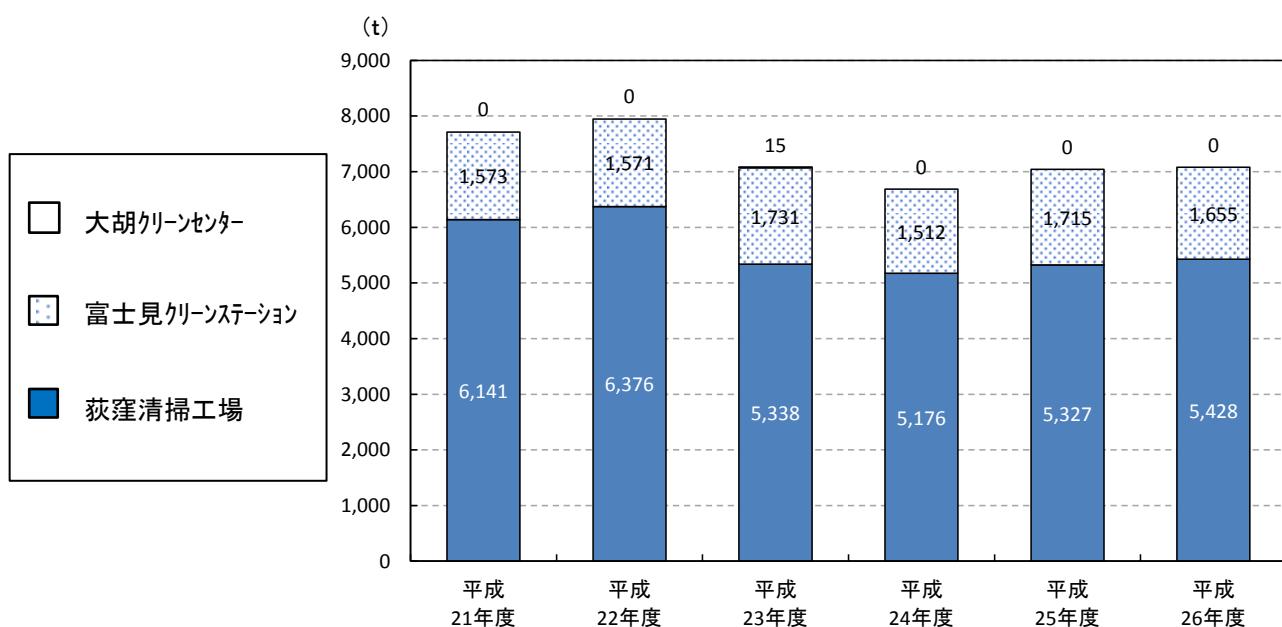


図 2-11 碎・選別処理量の推移



3) 資源化量の推移（清掃工場での中間処理・経由を含む）

紙のステーション収集を全市域で開始したことにより、資源化量は平成24年度から上昇し、平成26年度は23,817.3tでした。このため、平成26年度の再生利用率（18.3%）は、平成21年度（14.9%）に比べ、3.4%増加しました。

なお、資源化量は、市民の理解と協力が必要となる「有価物集団回収等による資源化量」が14,161.4t、「工場や委託の処理による資源量」が9,655.8tで、その割合は6:4でした。

表 2-13 資源化量・再生利用率の推移

(単位:t)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 有価物集団回収等による資源化量 (工場等での処理・経由がないもの) ※1	12,414.1	12,251.1	12,000.5	13,279.7	14,305.2	14,161.4
② 処理後の資源化量	8,201.5	8,152.2	9,056.8	8,678.7	8,900.9	9,655.8
1) 可燃性資源	2,499.0	2,496.7	2,395.5	2,332.3	2,279.9	2,255.5
ア 工場	2,490.2	2,473.9	2,373.9	2,316.8	2,272.6	2,247.0
イ その他(売却)	8.8	22.8	21.6	15.4	7.3	8.5
2) 不燃性資源	5,702.5	5,655.5	6,661.4	6,346.4	6,621.0	7,400.3
ア 工場	5,418.3	5,304.0	4,733.0	4,585.7	4,586.1	4,503.7
イ 処理・売却	284.2	351.6	1,928.4	1,760.7	2,032.3	2,892.8
ウ その他	-	-	-	-	2.6	3.7
合計(①+②)	20,615.5	20,403.3	21,057.3	21,958.4	23,206.1	23,817.3
ごみ総排出量(家庭ごみ・事業系ごみ)	138,247.4	124,191.4	134,055.8	132,649.6	130,647.1	130,306.0
再生利用率 ※2	14.9	15.1	15.7	16.6	17.8	18.3

(単位: %)

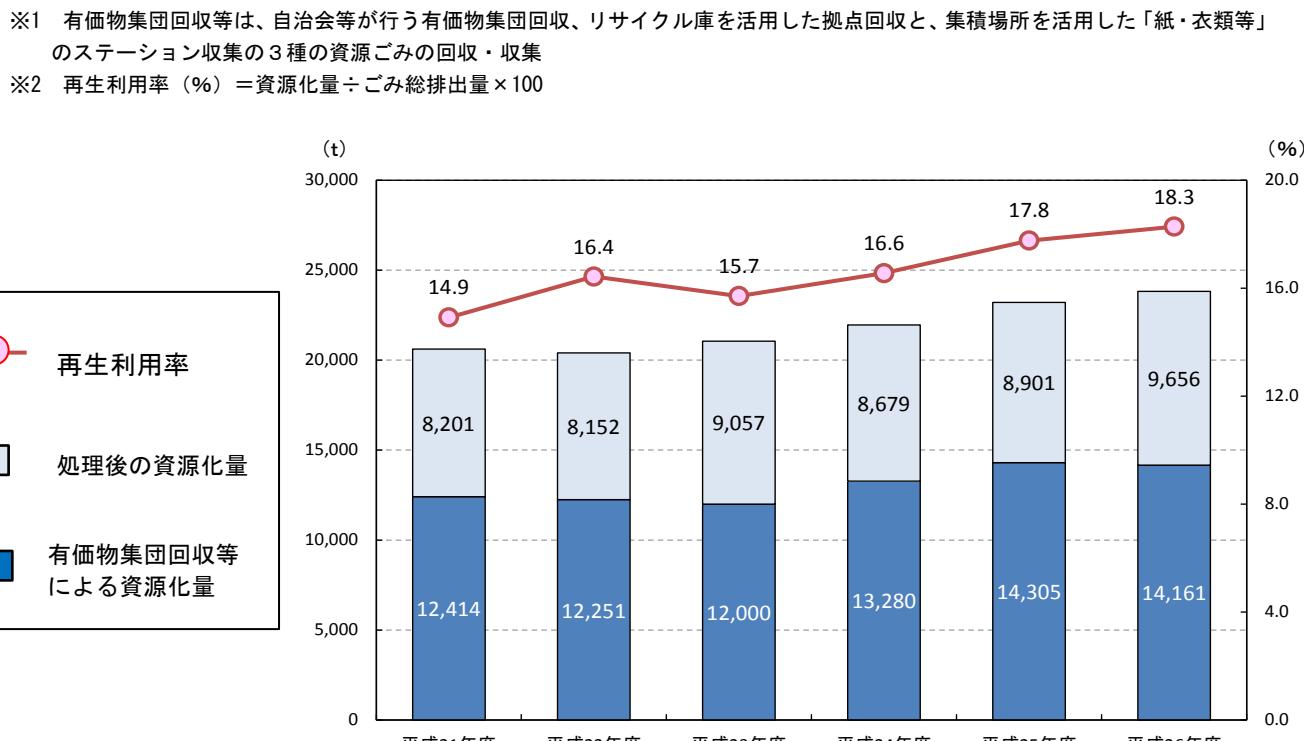


図 2-12 資源化量・再生利用率の推移

下表は、前ページの表 2-13 の太枠部分の内訳です。

表 2-14 資源化量の各区分内訳

(単位:t)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 有価物集団回収等による資源化量 (工場等での処理・経由がないもの)	12,414.1	12,251.1	12,000.5	13,279.7	14,305.2	14,161.4
1) 紙・衣類等・廃食用油	12,278.0	12,092.4	11,989.0	13,267.4	14,295.4	14,161.4
2) 金属類 ※1	136.1	158.7	11.5	12.4	9.8	-
② 処理後の資源化量	8,201.5	8,152.2	9,056.8	8,678.7	8,900.9	9,655.8
1) 可燃性資源	2,499.0	2,496.7	2,395.5	2,332.3	2,279.9	2,255.5
ア 工場	2,490.2	2,473.9	2,373.9	2,316.8	2,272.6	2,247.0
プラス容器	1,624.6	1,581.5	1,496.5	1,439.0	1,421.4	1,400.6
ペットボトル	859.4	885.9	871.2	873.2	848.0	843.5
ペットボトルキャップ	6.3	6.6	6.1	4.7	3.2	2.9
イ その他(売却)	8.8	22.8	21.6	15.4	7.3	8.5
布団	8.8	22.8	21.6	15.4	7.3	8.5
2) 不燃性資源	5,702.5	5,655.5	6,661.4	6,346.4	6,621.0	7,400.3
ア 工場	5,418.3	5,304.0	4,733.0	4,585.7	4,586.1	4,503.7
びん(生きびん)	262.5	263.9	257.3	243.6	236.3	233.2
びん(カレット)	2,292.0	2,255.8	2,182.4	2,152.8	2,171.1	2,136.1
金属	2,863.8	2,784.2	2,293.3	2,189.4	2,178.7	2,134.4
荻窪清掃工場 (スチール)	1,785.9	1,637.1	1,206.5	1,153.2	1,107.8	1,063.1
荻窪清掃工場 (アルミ)	270.8	243.3	211.2	196.1	171.9	185.1
富士見クリーンステーション (資源化スチール)	298.0	366.9	371.1	359.2	369.1	343.8
富士見クリーンステーション (資源化アルミ)	222.6	282.0	289.2	294.0	317.9	324.7
富士見クリーンステーション (破碎スチール)	230.8	216.6	171.3	159.3	176.3	173.7
富士見クリーンステーション (破碎アルミ)	22.9	12.8	11.6	10.0	13.5	13.5
富士見クリーンステーション (非鉄くず)	17.4	13.6	20.5	6.1	8.6	30.6
富士見クリーンステーション (非鉄金属)	15.5	12.0	11.9	11.6	13.7	
イ 処理・売却	284.2	351.6	1,928.4	1,760.7	2,032.3	2,892.9
焼却灰	-	105.9	384.4	418.9	454.1	556.8
粗大ごみ ※2			1,294.9	1,104.7	1,305.0	1,344.2
雪害ビニール	-	-	-	-	-	543.9
使用済小型家電	-	-	-	-	53.0	81.0
荻窪清掃工場・富士見クリーンステーション	-	-	-	-	48.0	73.5
拠点・市民サービスセンター等	-	-	-	-	5.0	7.5
処理困難物(乾電池等)	284.2	245.6	249.1	237.1	220.2	367.2
荻窪清掃工場	275.3	243.9	247.6	234.3	218.5	305.1
富士見クリーンステーション	8.9	1.7	1.5	2.8	1.7	62.1
ウ その他	-	-	-	-	2.6	3.7
雪害カーポート・在宅医療廃棄物等	-	-	-	-	2.6	3.7
合計(①+②)	20,615.5	20,403.3	21,057.3	21,958.4	23,206.1	23,817.3

※1 金属類は、有価物集団回収された鍋などが該当していたが、平成 25 年度以降対象品目から除外

※2 粗大ごみは、平成 23 年度から委託処理による資源化を実施



3-3 最終処分量の推移

○最終処分量

最終処分量は、ごみの総排出量の減少と焼却灰の資源化の増加に伴い、年々減少しています。

平成26年度(14,736t)は、平成21年度(17,637t)に比べ、2,901t減少し、率にして16.4%減少しました。

なお、平成22年度から焼却灰を人工砂や溶融スラグ等にする「焼却灰の資源化」を行い、最終処分場の「延命化」を図っています。

表 2-15 最終処分量の推移

(単位:t)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
最終処分量	17,637	18,267	16,213	15,929	15,104	14,736
前橋市最終処分場	15,188	16,146	14,316	13,919	13,367	12,988
富士見最終処分場	2,449	2,121	1,897	2,010	1,737	1,748

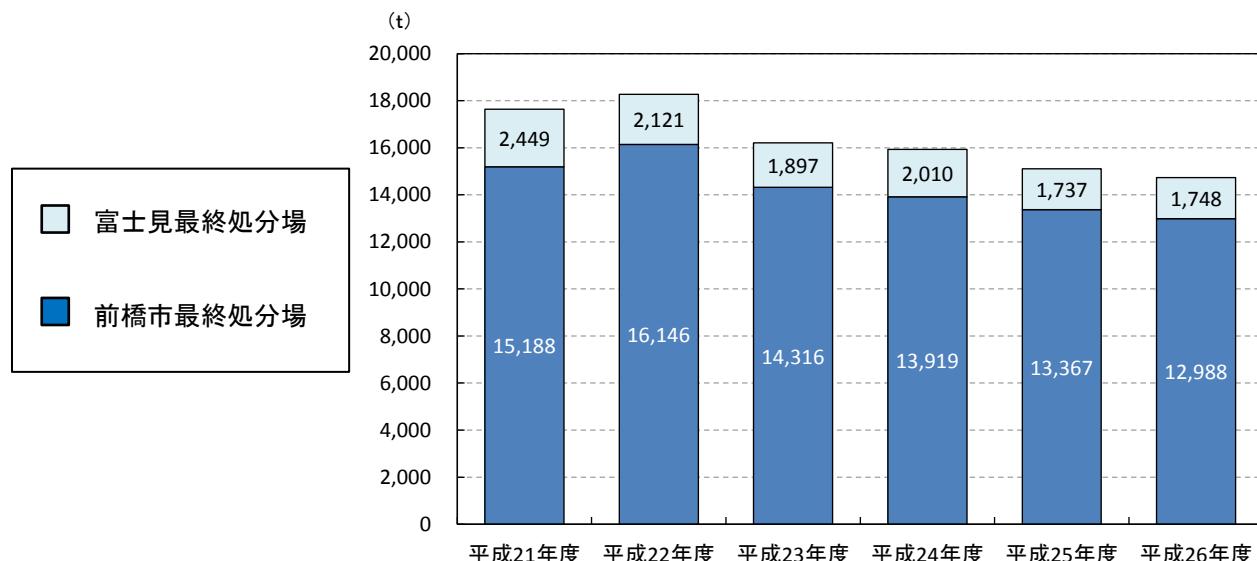


図 2-13 最終処分量の推移

可燃ごみは、焼却処理により焼却灰となり、その体積は約12%程度に減少しますが、最終処分場への埋立量の約8割は、この焼却灰が占めています。このため、最終処分場の延命に当たっては、可燃ごみの減量が重要な施策となります。

本市では、焼却灰の資源化を行い、更なる埋立量の減量に努めています。平成26年度の焼却灰の資源化量は557tでしたが、平成27年度には1,000tを資源化する予定です。

最終処分場を延命化するためには、焼却処理による可燃ごみの減量と同時に、焼却灰の資源化などの施策を併せて行い、最終処分量を減らすことが重要です。

表 2-16 焼却灰の資源化量と最終処分量に対する資源化率の推移

(単位:t)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
最終処分量	17,637	18,267	16,213	15,929	15,104	14,736
焼却灰の資源化量	0	106	384	419	454	557

(単位: %)

最終処分量に対する資源化率*	0	0.6	2.3	2.5	2.9	3.6
----------------	---	-----	-----	-----	-----	-----

* 最終処分量に対する資源化率(%) = 焼却灰の資源化量(t) ÷ [最終処分量(t) + 焼却灰の資源化量(t)] × 100 (%)

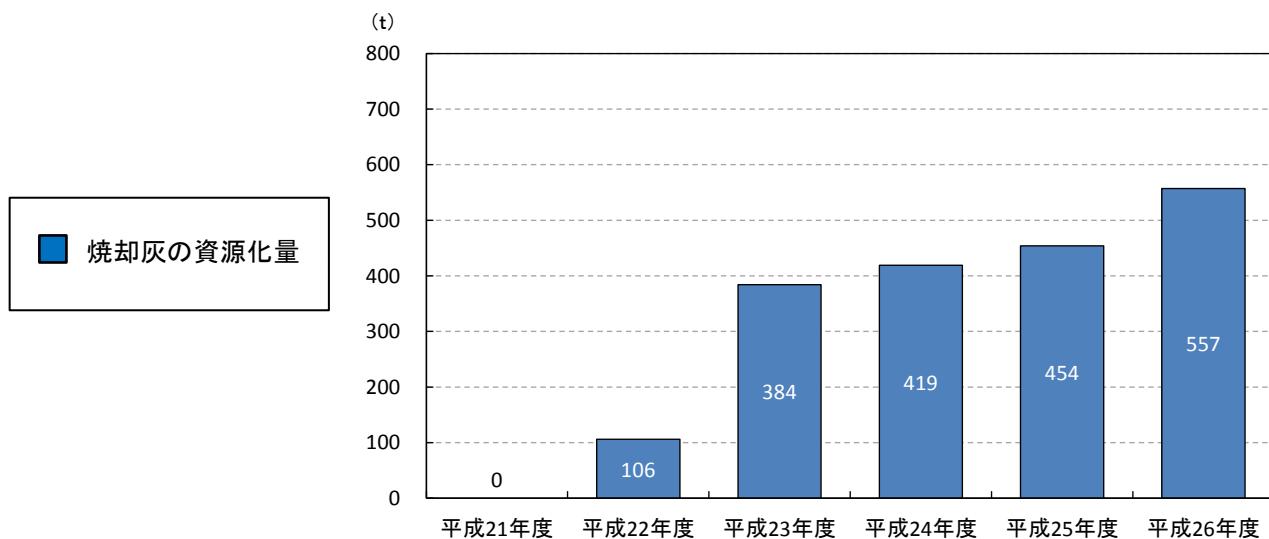


図 2-14 焼却灰の資源化量の推移

※ 最終処分場は、基幹整備工事による延命化（長寿命化）ができない施設といわれています。このことから、最終処分場をできるだけ長期間使用するためには、最終処分量の減量化を積極的に推進していく必要があります。



3-4 ごみ処理経費の推移

○ごみ処理経費

平成26年度のごみ処理経費は、約37億円でした。

「ごみ収集運搬費」は、粗大ごみの自治会回収・戸別収集や、紙・衣類等のステーション収集の委託化により増加傾向にあります。逆に「清掃総務費（人件費等）」は減少傾向にあります。（なお、平成26年度における「清掃総務費（人件費等）」の伸びは、ペットボトル選別処理施設の維持整備費などの増によるものです。）

また、施設の老朽化による維持整備費の増加に伴い、「ごみ焼却費」や「不燃ごみ処理費」も増加傾向にあります。

表 2-17 ごみ処理費の推移

(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ごみ処理経費合計	3,167,008	3,234,233	3,228,062	3,267,084	3,439,524	3,689,589
清掃総務費(人件費等)	1,160,911	1,100,065	1,085,138	1,062,339	1,005,079	1,012,288
ごみ収集運搬費	715,086	708,603	764,988	799,903	838,980	869,911
ごみ焼却費	930,920	917,604	957,821	958,194	1,115,866	1,218,129
不燃ごみ処理費	360,091	442,256	389,482	394,956	473,168	575,371
清掃施設整備費	0	65,705	30,633	51,692	6,431	13,890

※1 ごみ処理経費は、一般廃棄物（し尿を除く）・収集・処理・施設管理に係る経費

※2 各経費は、千円未満を切上げ

※3 消費税率の改定（平成26年4月 5%→8%）

※4 埋立処理費は、それぞれの工場の事業として行われているため、不燃ごみ処理費の中に含まれている。

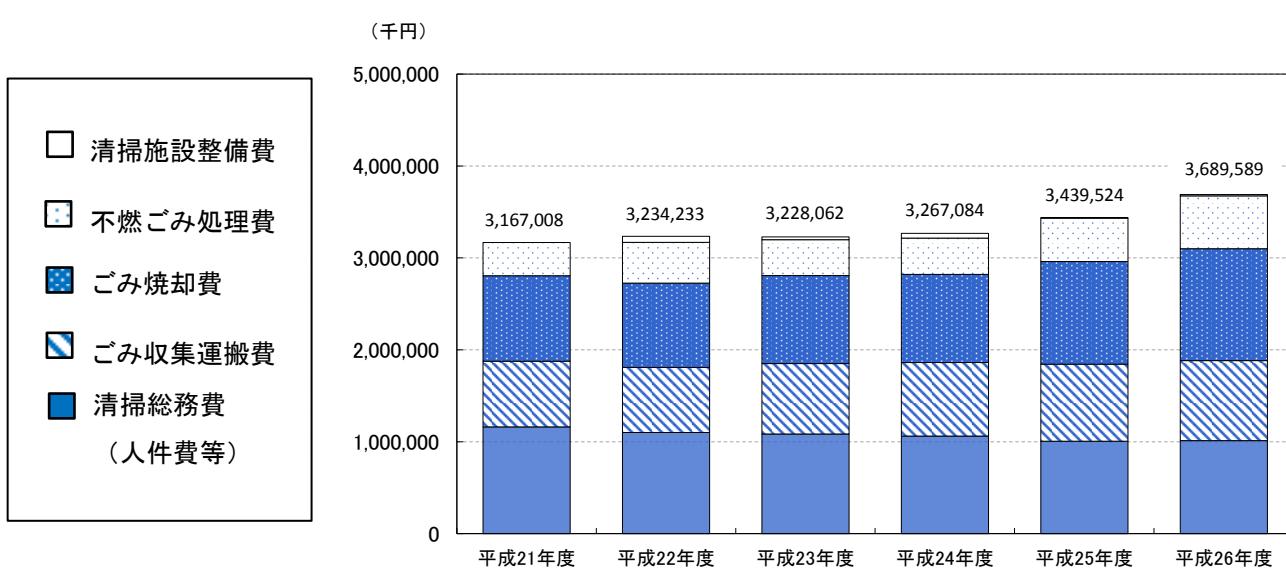


図 2-15 清掃費の推移

【参考】ごみ処理原価

平成26年度のごみ1kg当たりの処理原価は43円で、その内訳はごみ収集運搬費が14.6円、処理処分費が28.4円でした。

表 2-18 平成26年度の1kg当たりのごみ処理原価

収集運搬費	処理処分費	合 計
14.6円	28.4円	43円

※1 管理費及び啓発費等は各経費に按分。また、各部門の施設や車両の経費は、減価償却（定額法）にて計上。ただし、土地購入費は、含まない。

※2 ごみ処理原価は、清掃工場の老朽化に伴う「維持整備費の増加」の場合だけでなく、当該年度のごみ量で除すことから「ごみの減量化に伴うごみ量の減少」の場合にも上昇する。このため、各年度間の単純比較には適さないとされている。



3-5 ごみ量の現状と課題

1) 1人1日当たりのごみの総排出量について

ごみの総排出量は、環境意識の高まりとごみの減量やリサイクルへの取組により、年々減少傾向にあります。本市における平成26年度の「1人1日当たりのごみ総排出量」は1,050gで、これは、県内の平均値と同程度の量でした。

しかし、全国で比較すると、群馬県は47都道府県中の44位であることから、更なるごみの減量に取り組む必要があります。

なお、平成27年度の本市の「1人1日当たりのごみ総排出量」は、取組の強化などにより大幅に減少し、982gとなる見込みです。

表 2-19 1人1日当たりのごみ総排出量の推移（前橋市）

(単位:g)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1人1日当たりのごみ量の合計	1,096	1,072	1,066	1,062	1,050	1,050

※ 1人1日当たりのごみ量の内訳（可燃・不燃・粗大・資源など）は、16ページ「1人1日当たりのごみ総排出量の推移」に掲載

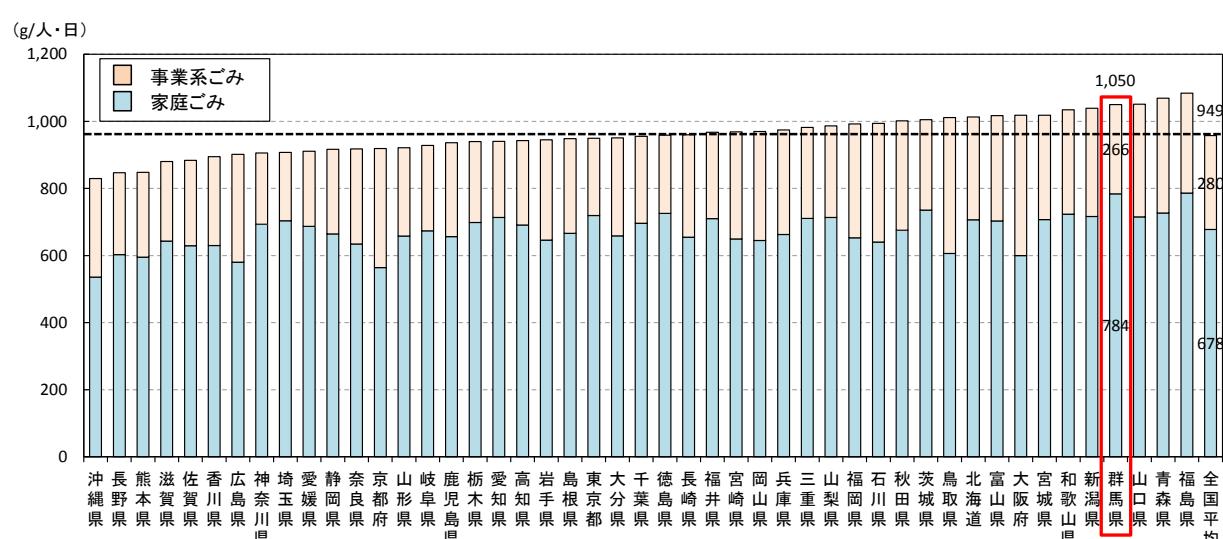


図 2-16 都道府県別の1人1日当たりごみ総排出量（平成25年度実績）

※ 本図における数値データは、「平成25年度 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」を利用

(この計画のパブリックコメント実施月の前月末（平成27年12月末）時点で平成26年度値が公表されていないため、平成25年度値を利用)

2) 可燃ごみの排出状況

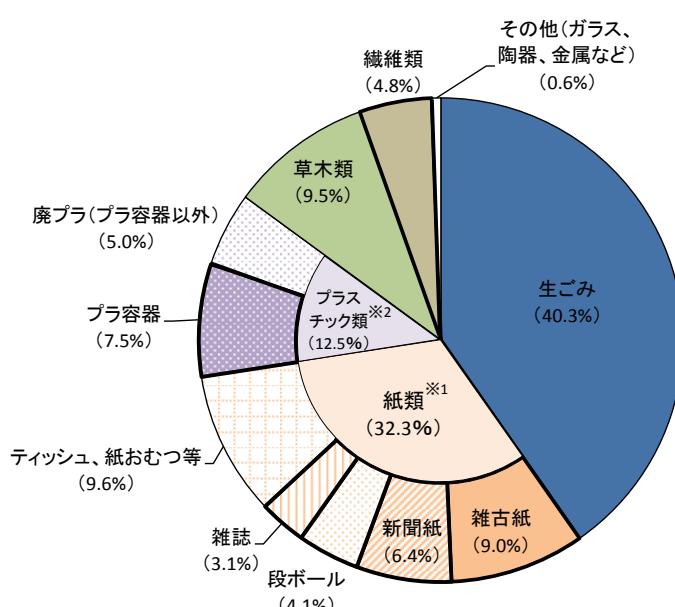
本市では、清掃工場における可燃ごみの組成調査を毎年行っています（次ページに掲載）。

この調査は、乾燥重量比で行うため、生ごみ等の重量が排出時よりも小さくなります。

そこで、平成21年度には、家庭から排出された段階（収集段階）での組成調査を行いました。その結果、水分を含む「生ごみ」が大きな割合を占めていること（約40%）や、資源化が可能な「紙類」「プラスチック類」などが多く含まれていることが分かりました。

「生ごみ」は、水分を多く含むため、水切りにより可燃ごみの減量につなげられます。

また、「紙類」のうちの雑古紙・新聞紙・段ボール・雑誌、「プラスチック類」のうちのプラ容器、「繊維類」のうちの衣類等は、可燃性資源として資源回収しています。これらは、市民の理解と協力により、更なる資源回収量の増加（可燃ごみ量の減量）につなげられます。



※1 紙類の約7割を占める雑古紙・新聞紙・段ボール・雑誌は、資源化可能なもの

※2 プラスチック類の約6割を占めるプラ容器は、水ですぐ程度で資源化可能なもの

図 2-17 本市における可燃ごみ組成（平成21年度の調査値）

【調査の内容】

1 調査期間

平成21年11月～平成22年2月

2 調査方法

市内の標準的なデータが得られるよう、市街地など地域性等を考慮したサンプル採取調査を調査期間中に4回実施し、平均値を算出

3 計量方法

ごみを収集した車両（ごみ収集車）のごみを清掃工場のダンパーに広げ、次の方法により抽出し計量

- (1) 新聞紙、段ボール、雑誌等の古紙でごみ袋に入れられず、そのまま出されている物を引抜き、品目ごとに計量

- (2) ごみ袋を任意に30袋抽出し、「各袋」と分類した「品目」毎の重さを計量



【コラム】生ごみの水切りダイエットでどれくらい効果があるの？

可燃ごみの中には、生ごみが約40%含まれています。（前ページ図2-17（本市における可燃ごみ組成）に掲載）

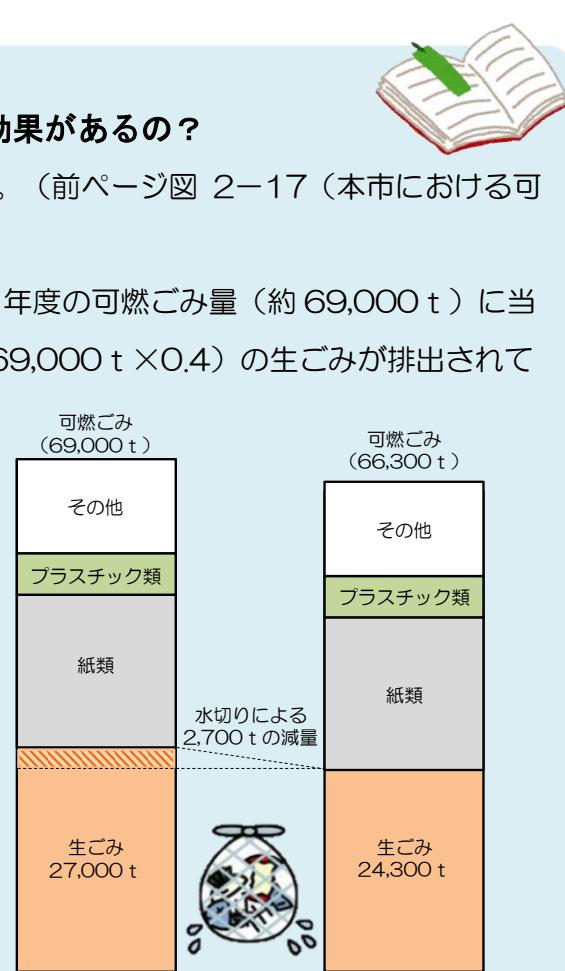
本調査は平成21年度の結果ですが、これを平成26年度の可燃ごみ量（約69,000t）に当てはめて換算すると、本市では年間約27,000t（=69,000t×0.4）の生ごみが排出されていることになります。

生ごみは、多くの水分を含んでいることから減量するには水切りが重要です。

生ごみを「ひとしぼり」することで、その重量の10%相当の水分が減らせるといわれています。

仮に、排出された全ての生ごみを「ひとしぼり」すれば、可燃ごみ量の4%に当たる2,700tもの水分を減らすことができる計算になります。

また、この量を平成26年度の人口で割ると、1人1日当たり約20g減量したことになります。



※ $2,700\text{t} \div 340,012\text{人} \div 365\text{日} \times 10^6 (\text{t} \rightarrow \text{g} \text{に換算})$

可燃ごみを焼却処理する清掃工場では、毎年度、年4回、ごみの組成調査を行っています。

清掃工場における組成調査は、前記（前ページ）の調査方法と異なる「乾燥重量」による組成割合ですが、厨芥類（厨房から出るごみ）の割合は、平成22年度以降、ほぼ横ばいとなっています。

清掃工場における可燃ごみの組成調査結果（乾燥重量比）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
厨芥類	8.6%	6.4%	6.6%	6.2%	6.4%	6.5%
紙類	42.8%	39.3%	42.4%	41.5%	33.0%	40.8%
プラスチック	19.5%	25.4%	24.3%	25.5%	27.1%	21.5%
草木類	14.1%	15.5%	9.4%	8.1%	14.1%	12.1%
布類	9.6%	6.4%	9.8%	7.8%	10.5%	11.9%
不燃物	1.4%	0.5%	0.9%	2.6%	2.1%	3.4%
その他	4.0%	6.5%	6.6%	8.3%	6.8%	3.8%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※ この数値は、六供清掃工場、亀泉清掃工場、大胡クリーンセンターの3清掃工場の平均値

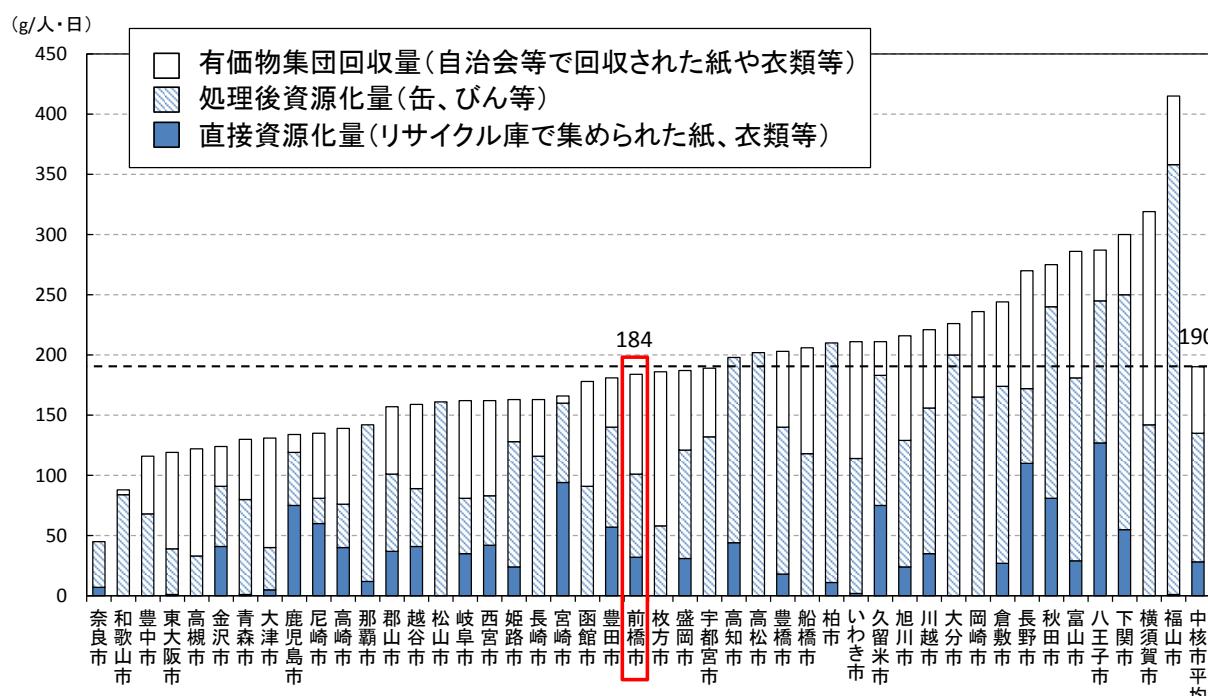
なお、「生ごみ」は乾燥重量のため「厨芥類」と表記



3) ごみの資源化の状況

平成25年度における本市の資源化量原単位（1人1日当たりの資源化量）※¹は、184gで、類似都市（中核市）※²の平均値（190g）と同程度でした。

しかし、品目ごとに見ると、資源物の種類によっては類似都市よりも資源化が進んでいない品目もあります。



※ 本図における数値データは、「平成25年度 一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」を利用

図 2-18 類似都市と本市の資源化量原単位の比較

※1【資源化量原単位】1人1日当たりの資源化量→資源化量÷人口÷年間日数

※2【類似都市】中核市（平成27年4月時点で45都市）

旭川市　函館市　青森市　盛岡市　秋田市　郡山市　いわき市　宇都宮市　前橋市　高崎市　川越市　越谷市
船橋市　柏市　八王子市　横須賀市　富山市　金沢市　長野市　岐阜市　豊田市　豊橋市　岡崎市　大津市
豊中市　高槻市　枚方市　東大阪市　姫路市　西宮市　尼崎市　奈良市　和歌山市　倉敷市　福山市　下関市
高松市　松山市　高知市　久留米市　長崎市　大分市　宮崎市　鹿児島市　那覇市

「図 2-19 類似都市と本市の資源化量原単位の比較（品目別）」に挙げる資源物の中では、「プラスチック類」と「布類」の資源化量原単位が類似都市の平均値よりも小さくなっています。このうち、特に布類は、近年回収量が増加しているものの平均を大きく下回っています。

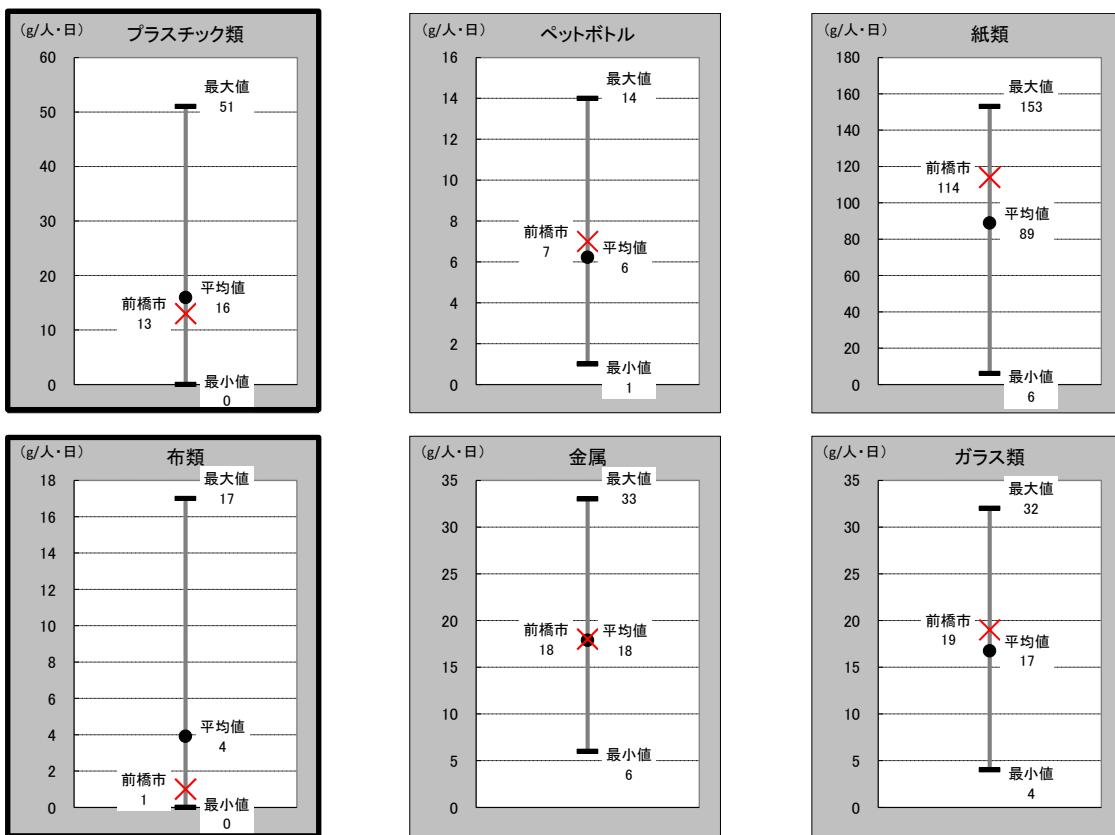


図 2-19 類似都市と本市の資源化量原単位の比較（品目別）

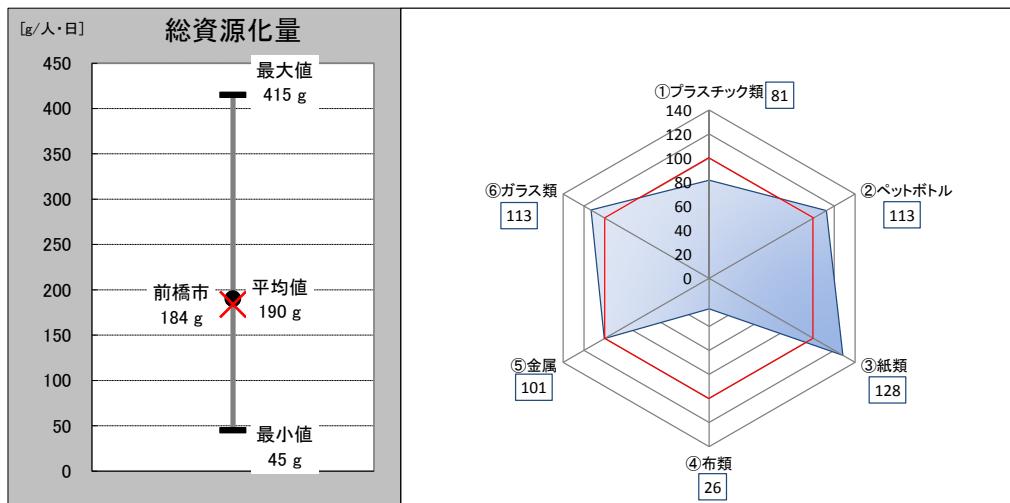


図 2-20 類似都市と本市の資源化量原単位の比較（レーダーチャート）

(図 2-20 のレーダーチャートの見方)

レーダーチャートは、類似都市の平均値を 100 とした際の本市の資源化量原単位を示したもの。

数値が 100 以下の資源物は、1 人 1 日当たりの資源化量が類似都市の平均値より小さいことを指し、逆に数値が 100 以上の資源物は、類似都市の平均値よりも大きいことを示す。



「第2章 ごみ減量に向けた目標値と実現手段」の流れ

本章では、ごみ減量に向けた目標値の設定とそのための実現手段について整理します。

1 前計画における目標値の達成状況と「目標値」の設定方法

平成21年度の計画改訂時に設定した「目標年度（平成27年度）」における「減量化目標値」の達成見込みと、新たな目標値の設定方法について説明します。

2 ごみ減量に向けた10年後の目標値と実現手段

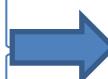
計画期間（5ページ）中の「見直し年度（平成32年度）」と「計画目標年度（平成37年度）」

1 前計画における目標値の達成状況と 「目標値」の設定方法

1-1 前計画における目標値の達成状況

- 1) 1人1日当たりの収集ごみ量（43ページ）
- 2) 事業系ごみ量（46ページ）
- 3) 最終処分量（47ページ）
- 4) 再生利用率（48ページ）

1-2 「目標値」の設定方法（50ページ）



「第3章 施策」へ

2 ごみ減量に向けた10年後の目標値と実現手段

2-1 減量化に向けた5つの目標値（51ページ）

2-2 目標値実現に向けての3ステップ（56ページ）

達成率計算方法（達成率は、平成18年度における実績値が目標年度（27年度）にどこまで達成したかをみた率）

43、46～48ページに掲載した「達成率」の計算方法は、次のとおりです。

$$\frac{(\text{目標値に対する現在の値 (平成27年度見込値)} - (\text{平成18年度値}))}{(\text{前計画の目標値 (平成27年度値)} - (\text{平成18年度値}))} \times 100$$



第2章 ごみ減量に向けた目標値と実現手段

1 前計画における目標値の達成状況と「目標値」の設定方法

1-1 前計画における目標値の達成状況

1) 1人1日当たりの収集ごみ量（家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量）

資源ごみへの分別などが進み、平成26年度における「1人1日当たりの収集ごみ量」は、平成18年度に比べ64g減少し、593gとなりましたが、目標値には至っていません。このため、今回の計画では、分析・評価を行い、実現のための方策を具体的に示す必要があります。

平成18年度(657g)	目標値(525g[132g 減])	27年度見込み(584g[73g 減])		達成率：55%
--------------	-------------------	----------------------	--	---------

表 2-21 減量化目標（1人1日当たりの収集ごみ量）と現在値

指標	前計画の目標値 (平成27年度値)	目標値に対する現在の値 (平成27年度見込値)
1人1日当たりの収集ごみ量	525g/人・日	584g/人・日

※ 1人1日当たりの収集ごみ量=収集ごみ（可燃・不燃・粗大）量(t)÷人口(人)÷365(日)×10⁶(t→g)

※ この目標値に対する達成率は55%でしたが、県が示した1人1日当たりのごみ排出量に対する目標値は達成（128ページに掲載）

表 2-22 1人1日当たりの収集ごみ量の推移

(単位:t)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収集ごみ排出量	83,308	81,272	80,694	78,905	78,139	78,091	76,988	73,986	73,578	72,400

(単位:人)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口(9月末人口)	347,321	347,044	345,848	345,654	344,871	343,558	342,152	341,030	340,012	339,440

(単位:g/人・日)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1人1日当たりの収集ごみ排出量	657	642	639	625	621	621	616	594	593	584

(単位:g/人・日)

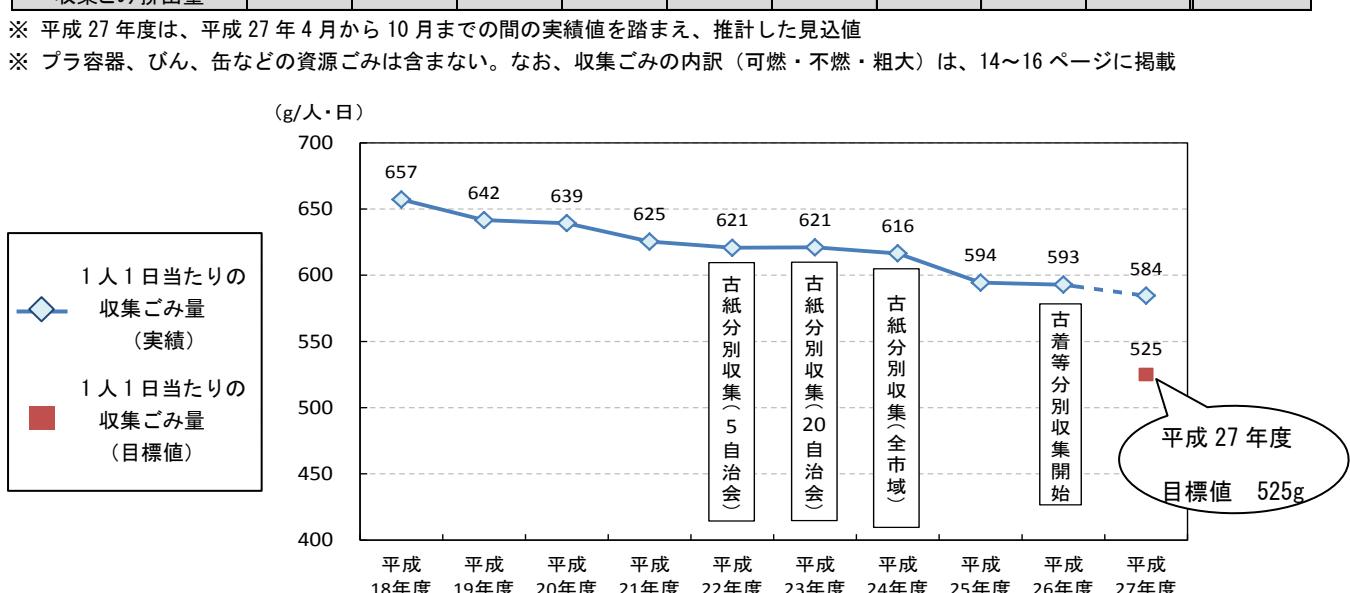


図 2-21 1人1日当たりの収集ごみ量の推移



【視点】ごみは本当に減っているの？



集積場所に排出する家庭ごみは、可燃ごみや不燃ごみとして排出するか、又は資源として分別排出するかのいずれかです。このため「可燃ごみ・不燃ごみ」と「可燃性資源・不燃性資源」の合計量が前年よりも小さくなれば、ごみ量そのものが少なくなったことになります。

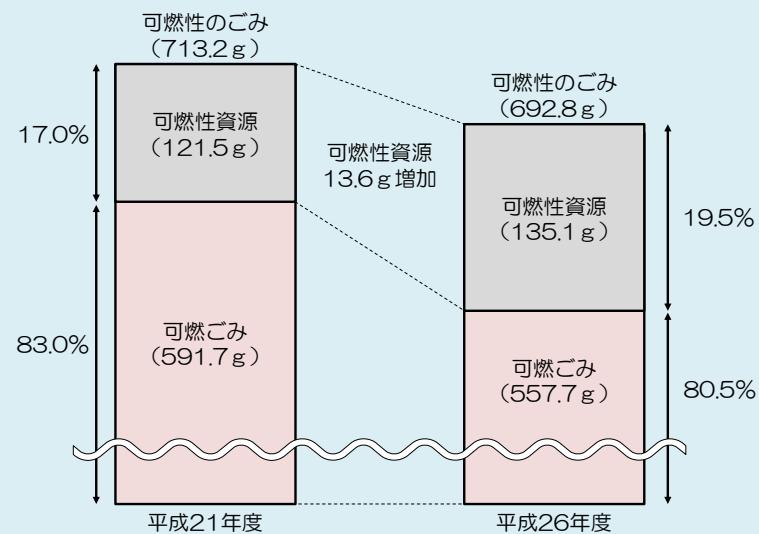
そこで、平成26年度と平成21年度の「1人1日当たりのごみ排出量」を比べてみると、「可燃性のごみ」、「不燃性のごみ」が、ともに減少傾向にあることが分かります。

また、「可燃性のごみ」の排出量に占める「可燃性資源」の分別排出量の割合は増加、「不燃性のごみ」の排出量に占める「不燃性資源」の分別排出量の割合は、横ばいで推移しています。

○可燃性のごみの量（1人1日当たり）

可燃性のごみは、総量が減少する一方のことから、市民の皆さんのが、ごみの減量化と分別に取り組んでくださったことが分かります。

- 簡易包装やマイバッグ持参による「ごみの排出抑制」
- ごみとして捨てられていたものを分別して資源物に出す「分別強化」



区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
① 可燃ごみ	74,650.1 t	73,940.6 t	73,608.6 t	72,660.2 t	69,581.0 t	69,209.6 t
② 可燃性資源	15,325.8 t	15,076.0 t	14,859.2 t	16,052.6 t	17,064.2 t	16,767.1 t
1) プラ容器	2,182.2 t	2,086.9 t	1,994.0 t	1,920.2 t	1,917.6 t	1,759.2 t
2) ペットボトル	865.7 t	896.7 t	876.2 t	865.1 t	851.2 t	846.5 t
3) 紙	12,278.0 t	12,092.4 t	11,908.0 t	13,138.7 t	14,050.7 t	13,622.4 t
4) 衣類等、廃食用油				81.0 t	128.7 t	244.7 t
合 計(①+②)	89,975.9 t	89,016.6 t	88,467.8 t	88,712.8 t	86,645.2 t	85,976.7 t

人口(9月末日)	345,654 人	344,871 人	343,558 人	342,152 人	341,030 人	340,012 人
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
③ 1人1日当たりの可燃ごみ	592 g	587 g	585 g	582 g	559 g	558 g
④ 1人1日当たりの可燃性資源	121 g	120 g	118 g	129 g	137 g	135 g
1) プラ容器	17 g	17 g	16 g	15 g	15 g	14 g
2) ペットボトル	7 g	7 g	7 g	7 g	7 g	7 g
3) 紙	97 g	96 g	95 g	105 g	113 g	110 g
4) 衣類等、廃食用油				1 g	1 g	2 g
合 計(③+④)	713 g	707 g	704 g	710 g	696 g	693 g

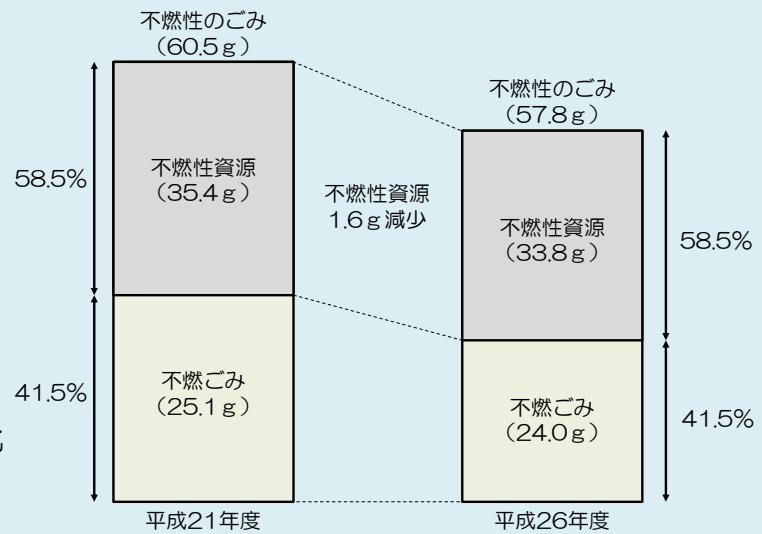


○不燃性のごみの量（1人1日当たり）

不燃性のごみ全体では、総量が減少していますが、全体に占める不燃性資源の割合は変化していません。

不燃性資源の量が減少した理由として、次のような理由などが考えられます。

- ・容器の軽量化
- ・びん、缶の紙パックやペットボトル化



区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
⑤ 不燃ごみ	3,163.4 t	3,127.2 t	3,219.3 t	3,040.3 t	3,060.8 t	2,972.6 t
⑥ 不燃性資源	4,465.3 t	4,359.2 t	4,214.4 t	4,079.5 t	4,032.2 t	4,196.8 t
1) びん	3,316.9 t	3,281.9 t	3,194.3 t	3,093.8 t	3,048.6 t	3,143.4 t
2) 缶	1,148.4 t	1,077.3 t	1,020.2 t	985.7 t	930.7 t	972.4 t
3) 使用済み小型家電					52.9 t	81.0 t
4) 在宅医療廃棄物回収						0.1 t
合 計(⑤+⑥)	7,628.7 t	7,486.4 t	7,433.8 t	7,119.8 t	7,093.1 t	7,169.4 t

人口(9月末日 外国人登録人数を含む)	345,654 人	344,871 人	343,558 人	342,152 人	341,030 人	340,012 人
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
⑦ 1人1日当たりの不燃ごみ	25 g	25 g	26 g	24 g	25 g	24 g
⑧ 1人1日当たりの不燃性資源	35 g	35 g	34 g	33 g	32 g	34 g
1) びん	26 g	26 g	25 g	25 g	24 g	25 g
2) 缶	9 g	9 g	8 g	8 g	7 g	8 g
3) 使用済み小型家電					0 g	1 g
4) 在宅医療廃棄物回収						0 g
合 計(⑦+⑧)	60 g	59 g	59 g	57 g	57 g	58 g

○可燃ごみ及び不燃ごみ収集量(1人1日当たり)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1人1日当たりの可燃及び不燃ごみ(③+⑦)	617 g	612 g	611 g	606 g	584 g	582 g

※ 上記数値は粗大ごみが含まれていないため、43ページの「1人1日当たりの収集ごみ量」とは一致しない。



2) 事業系ごみ（搬入ごみ）量

事業系ごみ量は減少傾向にあり、平成26年度（35,220t）は、平成18年度（40,112t）に比べ、4,892 t 減少しましたが、目標値（32,000t）には至っていません。しかし、平成27年度（28,500t）は、目標値を大きく上回る減量ができる見込みです。

これは、前計画の最終目標年度（平成27年度）に、清掃工場への搬入車両の展開検査（適正排出指導）を強化したことが主な要因です。

平成18年度(40,112t)	目標値(32,000t[8,112t 減])	27年度見込み(28,500t[11,612t 減])	達成率：143%
-----------------	------------------------	-----------------------------	----------

表 2-23 減量化目標（事業系ごみ量）と現在値

指標	前計画の目標値 (平成27年度値)	目標値に対する現在の値 (平成27年度見込値)
事業系ごみ（搬入ごみ）量	32,000 t /年	28,500 t /年

表 2-24 事業系ごみ（搬入ごみ）量の推移

（単位:t）

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度※
事業系ごみ（搬入ごみ）	40,112	41,037	41,313	39,552	37,415	36,891	35,529	35,564	35,220	28,500

※平成27年度は、平成27年4月から10月までの間の実績値を踏まえ、推計した見込値

※ 事業系ごみ量の内訳（可燃・不燃・粗大の量）は14ページに掲載

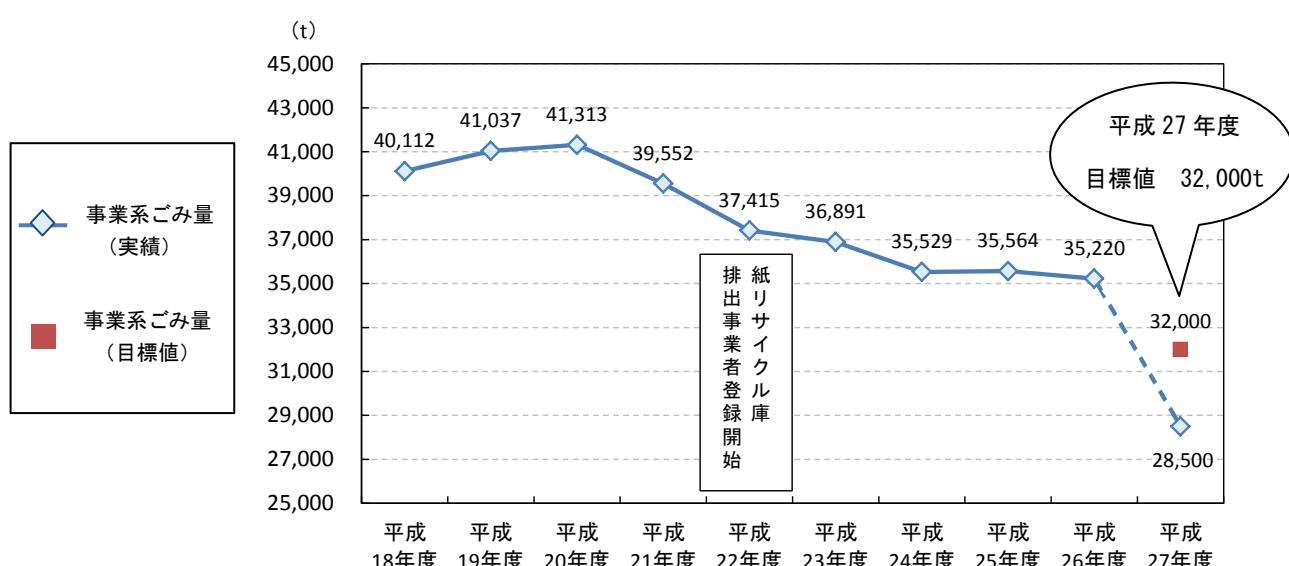


図 2-22 事業系ごみ（搬入ごみ）量の推移

3) 最終処分量

最終処分量は減少傾向にあり、平成26年度（14,624t）は、平成18年度（16,924t）に比べ、2,300 t 減少しましたが、目標値（14,500t）には至っていません。しかし、平成27年度（13,190t）は、目標値を大きく上回る減量ができる見込みです。

これは、焼却灰の資源化量の増加と、事業系の可燃ごみの減少が主な要因です。

平成18年度(16,924t) 目標値(14,500t[2,424t 減]) 27年度見込み(13,190t[3,734t 減]) → 達成率：154%

表 2-25 減量化目標（最終処分量）と現在値

指標	前計画の目標値 (平成27年度値)	目標値に対する現在の値 (平成27年度見込値)
最終処分量（浚渫土除く）	14,500 t /年	13,190 t /年

表 2-26 最終処分量の推移

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度*
最終処分量	21,334	19,278	17,915	17,637	18,267	16,213	15,929	15,104	14,736	13,300
浚渫土	4,410	1,492	429	323	1,137	441	432	104	112	110
最終処分量(浚渫土除く)	16,924	17,786	17,486	17,314	17,130	15,772	15,497	15,000	14,624	13,190

* 平成27年度は、平成27年4月から10月までの間の実績値を踏まえ、推計した見込値

* 最終処分場ごとの最終処分量は32ページ、焼却灰の資源化量は33ページに掲載

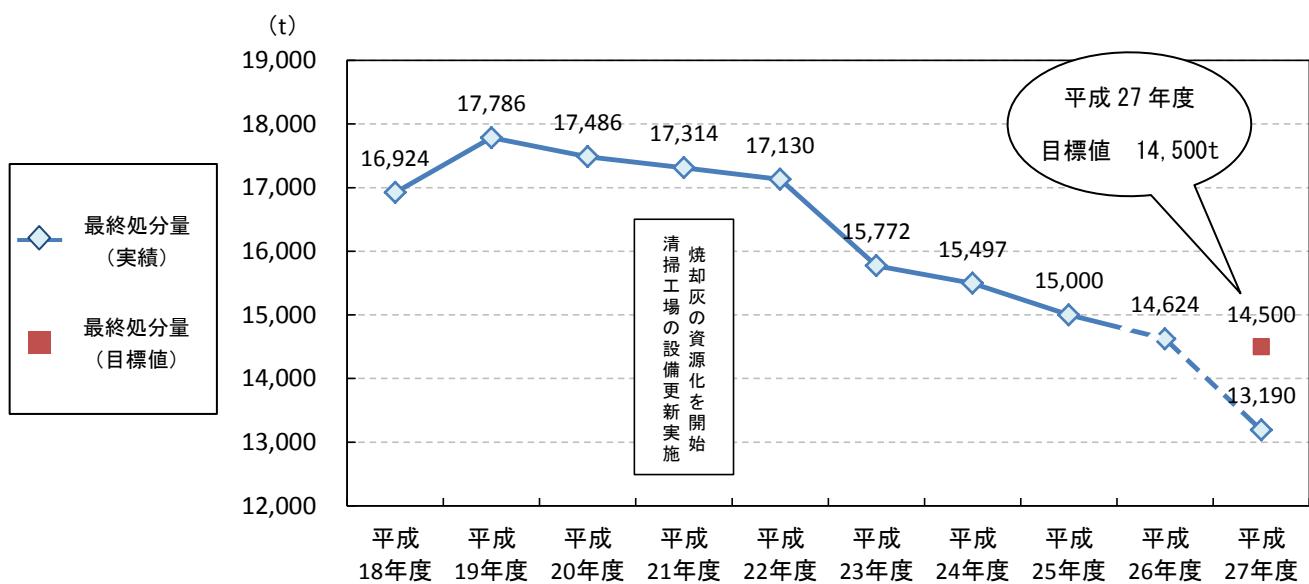


図 2-23 最終処分量（浚渫土を除く）の目標達成状況



4) 再生利用率

再生利用率は増加傾向にあり、平成26年度（18.3%）は、平成18年度（14.8%）に比べ、3.5%増加しましたが、目標値（25%）の達成には至っていません。

このため、目標値の達成のためには、生ごみの水切り、マイバッグ・マイボトルなど繰り返し使える物の推奨、簡易包装の推進などの「ごみの発生抑制」策に引き続き取り組むとともに、資源ごみへの分別啓発強化により「資源化量を増やしていく」必要があります。

平成18年度(14.8%)	目標値(25%[10.2%増])	27年度見込み(19.1%[4.3%増])	達成率：42%
---------------	------------------	-----------------------	---------

表 2-27 減量化目標（再生利用率）と現在値

指標	前計画の目標値 (平成27年度値)	目標値に対する現在の値 (平成27年度見込値)
再生利用率	25%	19%

※ 再生利用率＝資源化（資源収集＋資源回収＋工場での選別＋焼却灰の資源化）量(t) ÷ ごみ総排出量(t) × 100

表 2-28 資源化量と再生利用率の推移

項目	(単位:t)									
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度*
資源化量	21,356	21,782	20,593	20,616	20,403	21,057	21,958	23,206	23,817	23,240
ごみ総排出量	144,112	143,280	141,789	138,247	134,989	134,056	132,650	130,647	130,306	121,665

項目	(単位:%)									
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度*
再生利用率	14.8	15.2	14.5	14.9	15.1	15.7	16.6	17.8	18.3	19.1

※ 平成27年度は、平成27年4月から10月までの間の実績値を踏まえ、推計した見込値

※ 資源化量の内訳（有価物集団回収等による資源化量・処理後の資源化量など）は31ページに掲載

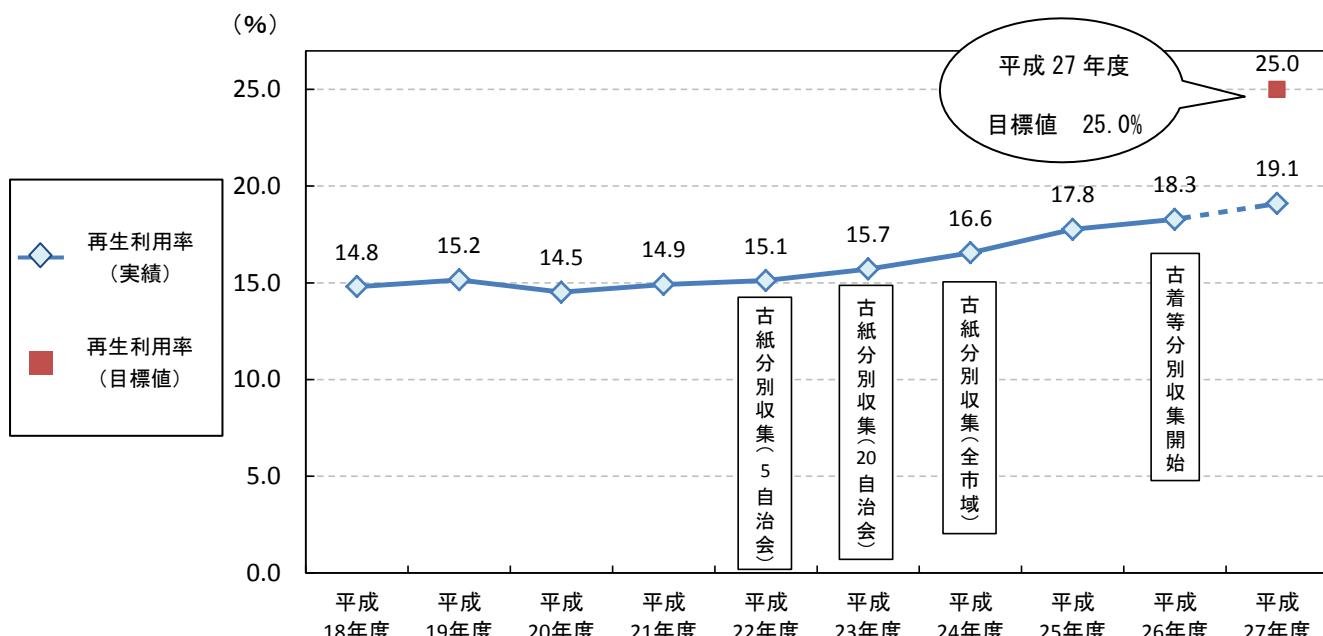


図 2-24 再生利用率の達成状況





【コラム】ごみ焼却施設は環境にどんな配慮をしているの？

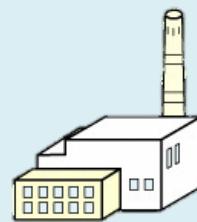
本市では可燃ごみのうち約87%は、六供清掃工場で焼却処理しています。同工場では、ごみの焼却時に発生する熱を利用し、発電や余熱利用を行っています。このような熱の再生利用については資源化量の算出式が定まっておらず、前ページの再生利用率には含まれていません。

○発電

施設の動力用や照明用の電力を自家用発電機（出力：1,889 kW）で発電しているほか、余剰電力の売電を行っています。

○余熱利用

ごみ焼却による余熱を、「工場内の冷暖房と給湯（場内利用）」「熱交換により加温した高温水の六供温水プールへの送水（場外利用）」により利用しています。



☆ごみ焼却施設における環境への配慮☆

前述のとおり、六供清掃工場では、ごみの焼却に伴って発生する熱を用いて発電を行い、自施設での利用や余剰電力の売電を行っています。

○ごみ発電による効果

図 2-25 六供清掃工場における発電量と売電量の推移

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ごみ焼却量(t)	93,508.0	91,064.2	93,618.1	91,087.6	89,117.0	89,185.3
発電量(kWh)	15,568,800	14,692,800	15,261,400	15,301,700	15,279,600	14,813,800
売電量(kWh)	6,408,936	5,780,309	6,045,540	6,238,022	6,063,982	6,036,484
売電収入(円)	62,296,651	55,994,223	58,956,788	60,497,985	66,683,826	68,241,673

○二酸化炭素の削減効果

六供清掃工場は、平成26年度の1年間で約1,481万kWhの発電を行いましたが、これは、約4,100世帯の年間電力使用量に相当します。

電力会社がこれだけの発電を行うと、約7,700t^{※1}の二酸化炭素を排出することになり、この排出量は、約55万本の杉の木^{※2}が1年間に吸収する二酸化炭素の量に匹敵します。

このように、六供清掃工場は、ごみを適正に処理するだけでなく、発生する熱を利用して二酸化炭素の削減に寄与するなど、環境への配慮もなされています。

※1 二酸化炭素削減量：平成25年度の電気事業者等の実績に基づく排出係数、東京電力

0.522(kg-CO₂/kWh)により試算

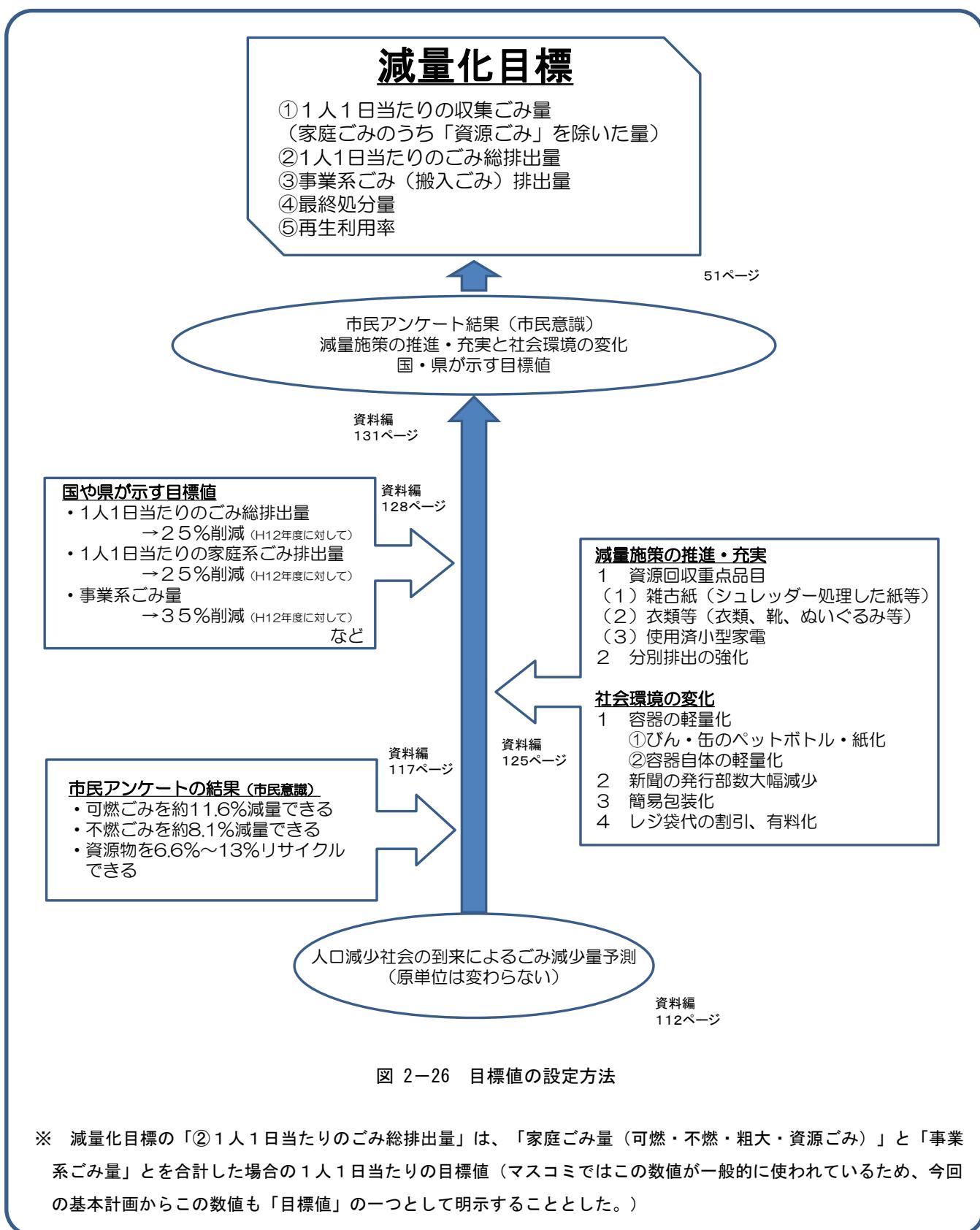
※2 杉の木換算：杉の木1本当たり1年間に14kgの二酸化炭素を吸収するとして試算



1-2 「目標値」の設定方法

この計画では、以下の順序に沿って目標値を設定しました。

(ごみ量の推移と目標値は、133 ページ～137 ページに掲載)



2 ごみ減量に向けた10年後の目標値と実現手段

2-1 減量化に向けた5つの目標値

ごみの減量は、市民・事業者・市とが連携し、みんなの力を合わせ、ともに行動しなければ実現できないことから、前ページに示した「目標値の設定方法」に沿って、次の考え方を基本に設定しました。

- 平成32年度（見直し年度）の目標値は、「市民アンケートの結果（市民の意識）から得られた数値」と「減量施策の推進・充実と社会環境の変化を踏まえた数値」とを「ごみ」や「資源ごみ」の品目ごとに比べ、より高い数値を目標値とします。
- 平成37年度（計画目標年度）の目標値は、上記で得られた数値と「国・県の目標値を考慮した数値」と比べ、より高い数値を目標値とします。（資料編：国・県が示す目標値（128～130ページ））なお、今後、国等が新たに示した場合は、「目指すべき値」として目標値の見直しを行います。

1) 1人1日当たりの収集ごみ量（家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量）の目標値

平成32年度の目標値は、次の値とし、市民とともに達成を目指します。

「収集ごみ（可燃・不燃・粗大ごみ）量」の目標値 1人1日当たり549g

- 生ごみの水切り、マイバッグ・マイボトルなど繰り返し使える物の推奨、簡易包装の推進等により、「発生抑制」と「資源ごみへの分別」を継続して進めます。
- 次の3品目を資源化重点品目（資源化量増強品目）とし、資源回収量を増やします。

- ・ シュレッダー処理した紙を含む雑古紙
- ・ 衣類等（衣類、バッグ、靴、ぬいぐるみ等）
- ・ 使用済小型家電



「資源ごみ」への分別排出割合UPに取り組みます。
(資料編 132ページに掲載)

- 収集エリアごとに可燃ごみとプラ容器の排出割合をみると、エリア間の差が大きいことから、地域特性などに視点を当てた分別啓発にも取り組み、資源回収量を増やします。

表 2-29 平成32年度・37年度における1人1日当たりの収集ごみ量の目標値

指標	目標値		
	平成27年度※1 (見込値)	平成32年度 (達成目標)	平成37年度 (目指すべき値)
1人1日当たりの収集ごみ量 (家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量) 平成26年度実績値 593g (参考 平成21年度→27年度 41g減)	584g/人・日	549g/人・日	(492g/人・日)※2
92g削減(15.8%減)			

※1 各指標に対する平成27年度（見込値）は、43～48ページに掲載

※2 平成32年度の国の目標値を考慮した数値（国の動向は、130ページに掲載）

※3 ここで示した目標値の「ごみ量の推移と目標値」は、133ページに掲載



【視点】1人1日10gのごみ減量でどれくらい効果があるの？



仮に、市民全員（約34万人）が、1人1日当たり10gのごみを減量することができた場合、年間約1,250tのごみを減らすことができます。

ちなみに、年間約1,250tのごみを焼却処理するためには、「5t炉相当の焼却炉」が必要といわれています。

【ごみの年間排出量（t）】

1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）×人口（人）×365（日）÷10⁶（g→tに換算）

【1人1日当たりの10gのごみを減量すれば】

10（g/人・日）×340,000（人）×365（日）÷1,000,000（換算）=1,241（t）

★10gのごみを減量するには？★

10gのごみとは、どれくらいの量なのでしょうか。

また、どのようにすれば10gのごみを減らすことができるのでしょうか。

例えば、

- ・台ふきにティッシュペーパーを使わない。 →10回の節約で10g（ティッシュペーパー2枚重1組約1g）
- ・名刺サイズの紙でも雑古紙に分別する。 →雑古紙10枚の分別で10g（名刺1枚で約1g）
- ・マイバッグを持参する。 →レジ袋の辞退1枚で10g（約40cm×約50cmのレジ袋1枚で約10g）

などが考えられます。

★プラ容器の回収率が全てのエリアで「2%以上」となった場合、どれくらい減るの？★

平成26年度 集積場所への可燃ごみ・プラ容器分別排出量調査表

収集エリア	年間収集量(t)			排出割合	
	可燃ごみ	プラ容器	合計	可燃ごみ	プラ容器
永明地区・下川淵地区・城南地区全域、上川淵地区・桂萱地区一部	14,502.8	413.6	14,916.4	97.2%	2.8%
南橘地区・芳賀地区全域、桂萱地区一部	12,596.1	352.5	12,948.6	97.3%	2.7%
上川淵地区一部	2,487.3	54.6	2,541.9	97.9%	2.1%
東地区・元総社地区・総社地区全域	12,500.7	316.4	12,817.1	97.5%	2.5%
清里地区全域、上川淵地区・桂萱地区一部	2,416.0	60.3	2,476.3	97.6%	2.4%
本庁管内	13,396.5	397.1	13,793.6	97.1%	2.9%
大胡地区全域	3,291.9	63.7	3,355.6	98.1%	1.9%
宮城地区全域	1,206.7	16.0	1,222.7	98.7%	1.3%
粕川地区全域	2,106.7	18.9	2,125.6	99.1%	0.9%
富士見地区全域	4,078.3	64.6	4,142.9	98.4%	1.6%
合 計	68,583.0	1,757.7	70,340.7	97.5%	2.5%

※ 可燃ごみ及びプラ容器の年間収集量は、ごみ集積場所での収集量のみのため、前述の年間収集量と一致しない。

上記の収集エリアのうち可燃ごみに占めるプラ容器割合が2%に満たないエリアの方々に、理解と協力をお願いし、排出割合が2%となった場合、プラ容器量は約54t増加します。

この量は、このエリアの人口で割ると、1人1日約2.4gです。つまり、10gの約4分の1の量の可燃ごみが減量できることになります。





【コラム】目標値のごみ量はどれくらい？

平成32年度と平成37年度の「1人1日当たりの収集ごみ量（家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量）」の目標値は、51ページに示しましたが、19ページで示したような「1人1か月当たりの量（kg）」で見ると、どれくらいになるのでしょうか。

○ 収集ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ）量の目標値（51ページに掲載）

1か月を30日と仮定し、「1人1か月当たりのごみ量」を算出してみました。

平成27年度： $584\text{ g} \times 30\text{ 日} = 17.5\text{ kg}$

平成32年度： $549\text{ g} \times 30\text{ 日} = 16.5\text{ kg}$ (平成27年度比較：1.0kg減)

平成37年度： $492\text{ g} \times 30\text{ 日} = 14.8\text{ kg}$ (平成27年度比較：2.7kg減)

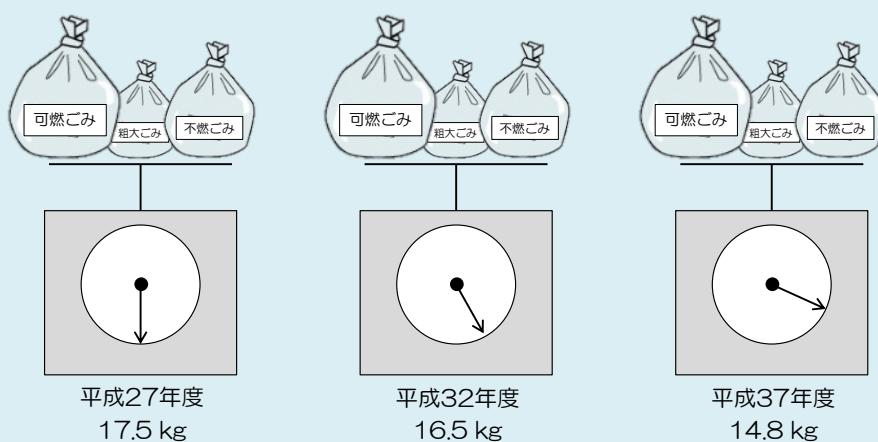
「家庭から排出されるごみ量」を減らす方法は、ごみの「発生抑制」と、資源ごみ（びん・缶・ペットボトル・プラ容器・紙・衣類等・使用済小型家電）への「分別排出」とがあります。したがって、これらの量を増やすことにより、この目標値を達成することができます。

ごみの「発生抑制」というと大変そうですが、「生ごみ」は多くの水分を含んだまま「可燃ごみ」として出されているのが実情です。

日々、「生ごみ」を“もうひとしほり（水切り）”するだけでも、大きな減量（ごみの発生抑制）効果に結びつきます。

（生ごみの水切り効果は、1人1日当たり約20gで、1か月続けると0.6kg、1年続けると7.2kgの減量効果があるといわれています（市全体では年間2,700t））。

（参照：【コラム】生ごみの水切りダイエットでどれくらい効果があるの？（39ページ））



2) 「1人1日当たりのごみ総排出量」と「事業系ごみ（搬入ごみ）量」の目標値

平成32年度の目標値は、次の値とし、市民・事業者とともに達成を目指します。

① 「ごみ総排出量」の目標値 1人1日当たり 945g

② 「事業系ごみ（搬入ごみ）量」の目標値 26,330t

この目標値の達成には、市民だけではなく、事業者の理解と協力が不可欠です。

これまでの施策の推進・充実を図るとともに、清掃工場における搬入車両の展開検査などの「適正排出指導」を継続し、この目標値の達成を目指します。

表 2-30 平成32年度・37年度における1人1日当たりのごみ総排出量の目標値

指標	目標値		
	平成27年度 (見込値)	平成32年度 (達成目標)	平成37年度 (目指すべき値)
1人1日当たりのごみ総排出量 (可燃・不燃・粗大・資源と事業系ごみ) 平成26年度実績値 1,050g (参考 平成21年度⇒27年度 112g減)	982g/人・日	945g/人・日	(825g/人・日) ※1 157g削減 (16.0%減)
事業系ごみ（搬入ごみ）量			
平成26年度実績値 35,220t (参考 平成21年度⇒27年度 11,052t減)	28,500t/年	26,330t/年	(25,379t/年) ※2 3,121t削減 (11.0%減)

※1 平成32年度の国の目標値を考慮した数値（国の動向は、130ページに掲載）

※2 市民アンケート結果と減量施策の推進・充実と社会環境の変化等を踏まえた数値

※3 ここで示した目標値の「ごみ量の推移と目標値」は、134、135ページに掲載

3) 最終処分量と再生利用率の目標値

ごみの減量と資源回収量の增量を推進し、「1人1日当たりのごみ総排出量」の目標値を達成することにより、表2-31に示す最終処分量と再生利用率の目標値の達成を目指します。

最終処分量の減量に当たっては、焼却灰の資源化等の施策にも継続して取り組みます。

表 2-31 平成32年度・37年度における最終処分量及び再生利用率の目標値

指標	目標値		
	平成27年度 (見込値)	平成32年度 (達成目標)	平成37年度 (目指すべき値)
最終処分量（浚渫土を除く）	13,190t/年	10,567t/年	(9,110t/年) ※1
再生利用率	19.1%	21.8%	(25%) ※2

※1 平成27年度の県の目標値を達成しているため、減量化目標（目指すべき値）は達成した際の数値とした。

※2 前計画で定めた目標値が未達成のため、この数値を目指すべき値とした。

※3 ここで示した目標値の「ごみ量の推移と目標値」は、136、137ページに掲載

※4 国の動向は、130ページに掲載



ごみ減量に向けた10年後の目標値

4) 目標値の一覧（5つの目標値）

この計画では、下記の5つの目標値を定め、平成32年度の減量化目標を「達成目標」として設定し、この目標の達成に向けて、施策を強く推進します。

また、平成37年度（計画目標年度）の減量化目標を「目指すべき値」とし、その達成に向けて「アクションプラン（行動計画）」を策定し、平成32年度に計画の見直しを行います。

表 2-32 平成32年度・37年度における計画の目標値表

指標	目標値	
	平成32年度 (達成目標)	平成37年度 (目指すべき値)
1人1日当たりの収集ごみ量 (家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量)	549 g/人・日	492 g/人・日
1人1日当たりのごみ総排出量	945 g/人・日	825 g/人・日
事業系ごみ（搬入ごみ）量	26,330 t/年	25,379 t/年
最終処分量（浚渫土を除く）	10,567 t/年	9,110 t/年
再生利用率	21.8 %	25 %

※ 上記指標の設定方法は50ページに、決定に当たっての基本的な考え方は51、131、132ページに掲載
※ 国の動向は、130ページに掲載



【コラム】ごみ焼却施設ではどれくらい処理しているの？

本市の清掃工場における平成21年度から26年度までの焼却処理実績は、表2-33のとおりです。

最も焼却処理量の多い六供清掃工場は、毎年度、約9万tの可燃ごみを焼却しています。

また、平成32年度の目標値を達成すると、可燃ごみの焼却処理量は、次のようになります。

表 2-33 本市の清掃工場の焼却処理実績

(単位:t)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
焼却処理量	112,258	108,749	109,092	107,224	103,185	102,780
六供清掃工場	93,508	91,064	93,618	91,088	89,117	89,185
亀泉清掃工場	5,131	5,343	4,776	4,792	4,702	4,131
大胡クリーンセンター	13,619	12,341	10,698	11,345	9,366	9,464

表 2-34 減量化目標達成時の焼却処理量

(単位:t)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度
焼却処理量	102,780.5	95,046.8	93,435.6	…	86,786.5
可燃ごみ収集量	69,209.6	68,100.0	66,899.3	…	61,892.3
事業系可燃ごみ量	33,477.0	26,860.0	26,451.0	…	24,814.9
その他（破碎・分別施設等からの搬入等）	93.9	86.8	85.3	…	79.3



2-2 目標値実現に向けての^{スリー}3ステップ

平成37年度の計画目標年度までに今回掲げた目標を達成していくためには、これまでの施策だけでは厳しい状況です。

前計画の期間中は、紙・衣類等のステーション収集を開始したことが「資源ごみへの分別排出の促進」に寄与しました。

また、平成27年度から清掃工場において、搬入車両の展開検査による適正排出指導の強化を開始し、これが「事業系ごみ（搬入ごみ）量の減量化」に大きく結びつきました。

家庭ごみの大幅な減量を進めるためには、市民の理解と協力が得られるような「仕組みづくり」が重要となります。

そのため、本市では以下の順序で施策を再考し、目標値達成のために努力します。

① ホップ（第2次 G活チャレンジの実施）

平成32年度の目標を達成するため、現在取り組んでいる「G活チャレンジ！100」に市民ニーズ等を取り入れ、組み直した「第2次G活チャレンジ！ ステキにごみダイエット」を設け、積極的に啓発・推進していきます。特に、次の3点を重点項目とします。

[1] 発生抑制の推進

現在推進している「生ごみの水切り」は、ごみの発生抑制に効果的です。この取組と併せて、「マイバッグ（レジ袋の削減）」、「マイボトルなど繰り返し使える物や簡易包装の推奨」にも継続して取り組み、更なるごみの発生抑制を図ります。

[2] 資源化推進重点品目の設定

「紙」は、新聞紙の発行部数の減少により、回収量の大幅な減少が見込まれますが、特に、可燃ごみに混ぜて出されがちな「雑古紙（小紙片、シュレッダー処理した紙など）」の分別啓発を強化し、市民と協力して資源化に取り組みます。

「衣類等」及び「使用済小型家電」は、資源化の取組を開始してから日が浅いため、まだまだ、ごみとして出される量が多い状況です。このため、排出機会も充実するなど、平成32年度までに、排出見込量の半分以上の資源化に向け、市民とともに取り組みます。

[3] 情報発信の強化

ごみの発生抑制や資源の分別に関し、市民の理解や意識を高め、実際の行動に移してもらえるよう「見やすさ・分かりやすさ」、「入手しやすさ」を視点に、「情報発信」を強化します。

また、地域特性などに視点を当てた啓発にも取り組み、資源回収量の増加を目指します。



② ステップ（アクションプラン（行動計画）の検討）

平成37年度の目標（目指すべき値）を達成するため、計画の進行状況を把握し、次の「ジャンプ」への移行に向けた施策を展開できるよう、検討します。

また、国や県が設定する次期目標値は、この検討に反映します。

[1] 目標達成に向けた進行状況の把握

目標達成度の評価と今後の啓発強化の視点を把握するため、「排出量ベースでのごみの組成割合」の調査を実施し、平成21年度の結果（38ページ）と比較するなど、市民の「資源ごみ」への分別排出割合（協力状況）の進行度を把握します。

【進行状況の把握の例】

- ・収集エリア別ごみ収集量分析
- ・家庭ごみ収集車両（パッカー車等）の展開検査実施 など

[2] アクションプラン（行動計画）検討に当たっての視点

平成37年度の目標達成に向けて、「経済性」、「有効性」、「効率性」に留意しつつ、市民の理解・協力を得られるようなアクションプラン（行動計画）を策定します。

【検討視点の例】

- ・リサイクルプラザの設置やリユースショップとの連携等による家具等の再使用促進
- ・生ごみの分別排出による資源化 など

③ ジャンプ（アクションプラン（行動計画）の実行）

平成37年度の目標を達成するため、上記②で検討したアクションプラン（行動計画）を計画の見直しの際に盛り込み、市民や事業者と一緒に取り組んでいきます。

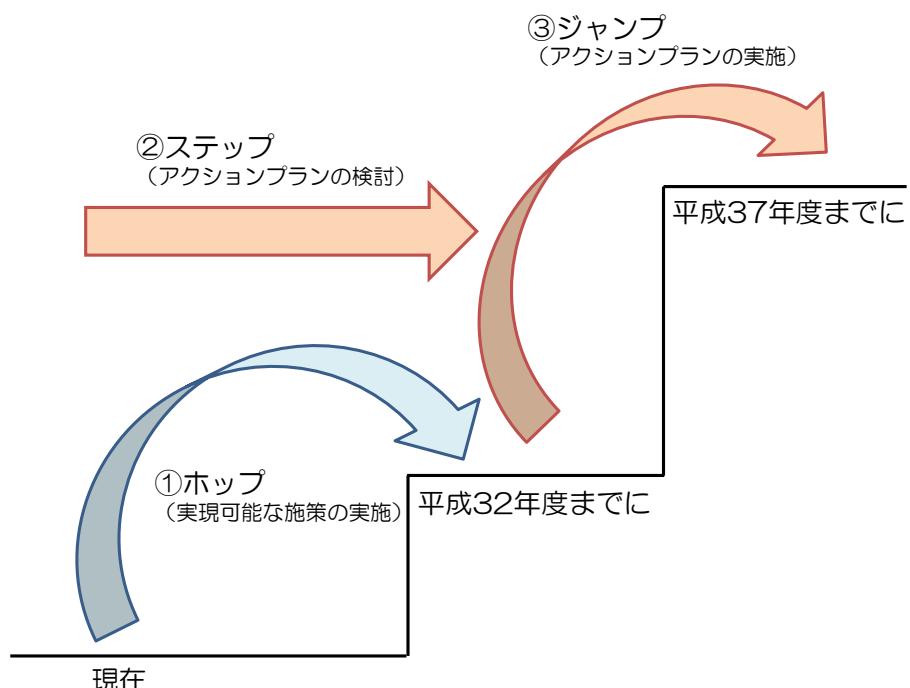


図 2-27 目標達成に向けてのイメージ図



「第3章 施策」の流れ

本章では、基本計画を推進していくための基本となる施策について整理します。

1 市民・事業者・行政の役割

目標の達成に向けて、市民・事業者・行政の役割を整理します。

2 施策の体系

基本となる施策（体系・方向性）について整理します。

1 市民・事業者・行政の役割

- 1) 市民の役割（59ページ）
- 2) 事業者の役割（62ページ）
- 3) 市の役割（64ページ）

2 施策の体系

2-1 ごみ減量・資源化計画（69ページ）

- 1) 施策の方向性
- 2) 施策

2-2 収集運搬・分別排出管理計画（76ページ）

- 1) 施策の方向性
- 2) 施策

2-3 中間処理計画（81ページ）

- 1) 施策の方向性
- 2) 施策

2-4 最終処分計画（84ページ）

- 1) 施策の方向性
- 2) 施策

2-5 事業運営計画（86ページ）

- 1) 施策の方向性
- 2) 施策



第3章 施策

1 市民・事業者・行政の役割

計画の目的を達成するために、ごみの発生・排出・循環的利用・処理の各段階で、市民・事業者・市とが連携し、みんなの力を合わせ、ともに行動していく必要があります。（計画の基本方針は、9ページに掲載）

1) 市民の役割

環境への負荷が少なく持続可能な循環型社会・低炭素社会の実現には、市民一人ひとりの取組やライフスタイルが直結しています。

例えば、生ごみの水切りをはじめ、マイバッグ（レジ袋の削減）の利用、分別排出のルールの遵守など、身近にできることから実践していくことが大切です。そして、こういった取組が波及的に広がっていくことにより、大きな効果につながっていきます。

市民の皆さんのが、自らがごみの排出者であるという意識を高め、家庭ごみの減量や再使用、資源の分別排出への取組に当たり、中心的な役割を担っていただくことが重要です。

【求められる行動】

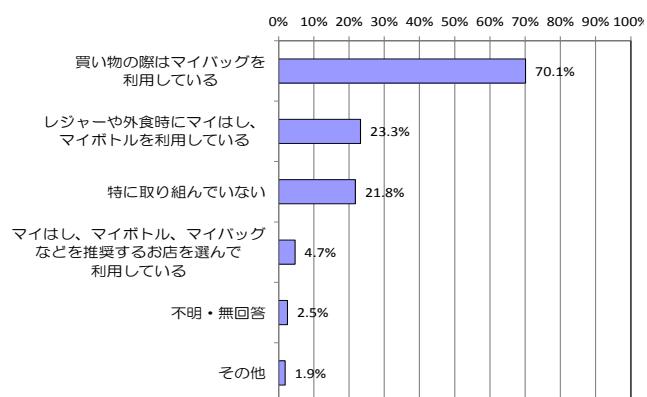
① 商品を買うとき（ごみの発生抑制）

- 必要な物を必要な量だけ買う。
- 買い物のときは、マイバッグを持参する。（レジ袋をもらわない。）
- 外出のときは、マイボトルを持参する。（使い捨て容器の飲み物を買わない。）
- 外食のときは、マイ箸を使う。（割り箸を使わない。）
- リターナブル商品を選択する。（使い捨て商品をなるべく買わない。）
- 過剰な包装は断り、簡易包装の商品を選択する。
- 再生紙、再生繊維、再生容器などの再生品をできるだけ利用する。
- レンタル・リース・中古品を積極的に活用する。

【市民アンケート結果（回答者数：1,074人）】 「持ちます！マイはし、マイボトル、マイバッグ」の中で、あなたが取り組んでいる活動がありますか？

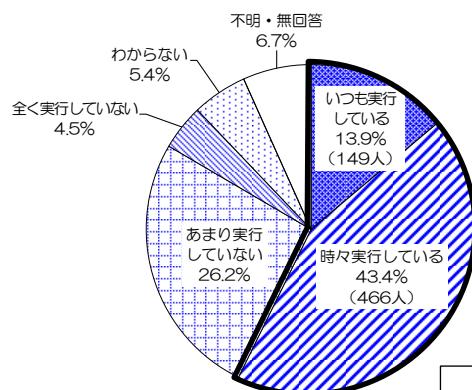
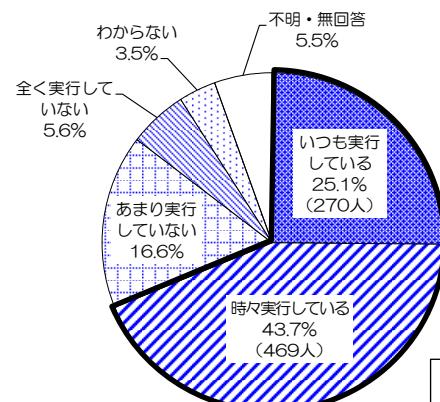
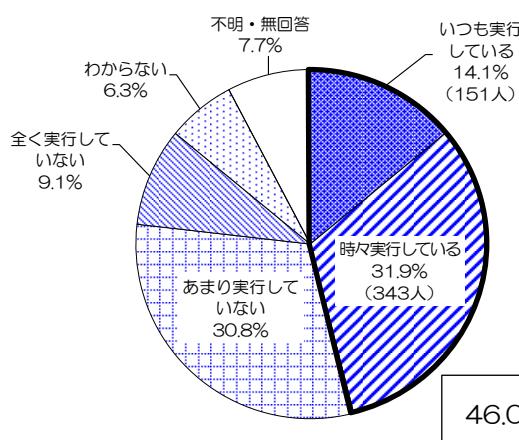
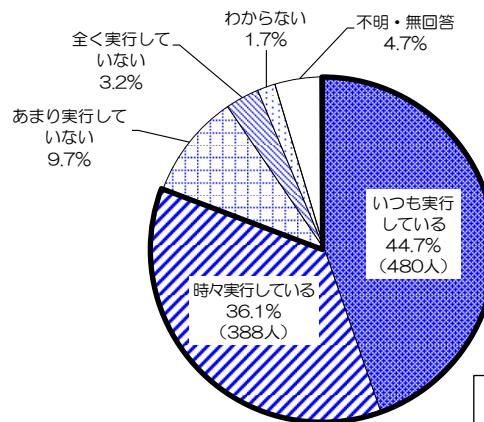
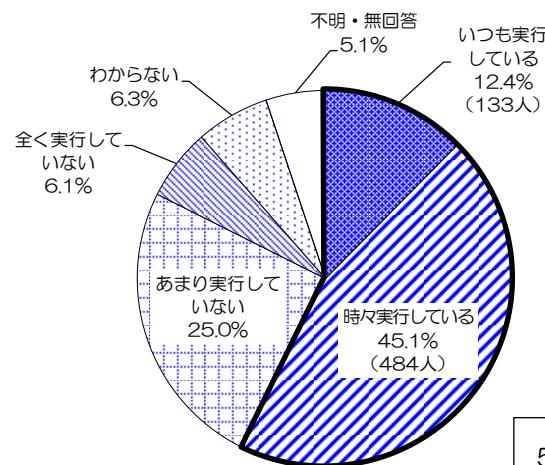
買い物の際のマイバッグ等の利用者は70%

1	買い物の際はマイバッグを利用している	753 人
2	レジャー・外食時にマイはし、マイボトルを利用している	250 人
3	特に取り組んでいない	234 人
4	マイはし、マイボトル、マイバッグなどを推奨するお店を選んで利用している	50 人
5	不明・無回答	27 人
6	その他	20 人
合 計		1,334 人



【市民アンケート結果（回答者数：1,074人）】

あなたが取り組んでいるごみの減量やリサイクルの方法は

使い捨て商品を買わないようにしている過剰な包装は断っている簡易包装の商品を選んで買っているリターナブル商品（詰め替え商品）、
ばら売り商品を使っている再生紙、再生繊維、再生容器などの再生品を利用している

※ 協力に対する意識度を見るため、時々実行している以上を太枠で囲み、その割合を円グラフの右脇に表示



② 不要な物を排出するとき（再利用・適正排出）

- 生ごみは、よく水を切ってから出す。
- まだ使える物は、他の人に譲渡する。
- 販売店、メーカーなどへ下取りに出す。
- フリーマーケットやリサイクルショップなどを活用する。
- 生ごみの堆肥化など、自主的なリサイクル活動を推進する。
- 資源・ごみの分別排出のルールを遵守する。
- 資源・ごみの集積場所の清潔保持に努める。
- エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を適正ルートで排出する。
- 廃タイヤや消火器など、市の清掃工場で処理が困難な物を適正ルートで排出する。

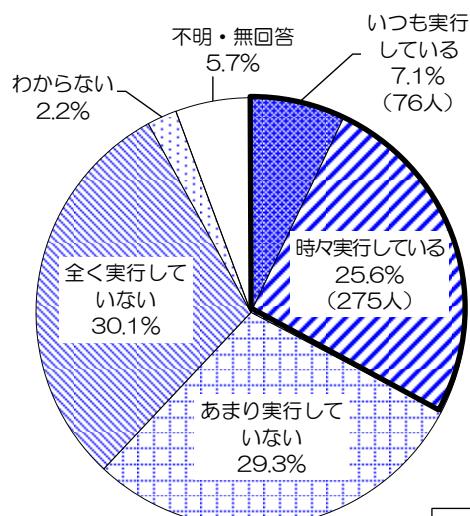
③ その他

- 市、市民団体などが行うごみ減量やリサイクルの事業に、積極的に参加・協力する。
- 物を大切にし、長く使い続ける。

【市民アンケート結果（回答者数：1,074人）】

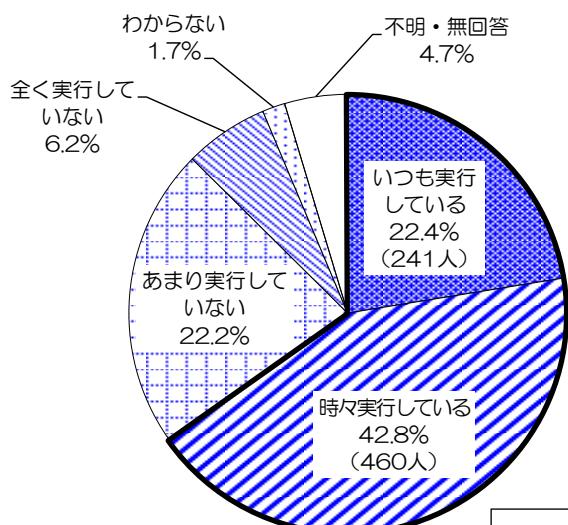
あなたが取り組んでいるごみの減量やリサイクルの方法は

バザー、フリーマーケット、
リサイクルショップなどを利用している



32.7%

壊れたものでも修理して長く使っている



65.2%

※ 協力に対する意識度を見るため、時々実行している以上を太枠で囲み、その割合を円グラフの右脇に表示



2) 事業者の役割

事業者は、ごみの排出者としてその処理に責任があることを自覚し、自らの事業活動を見直しながら、不用物であっても、なるべくごみとして廃棄するのではなく、再使用・再生利用に努めていくことが大切です。

そして、ごみ問題に対する関心と理解を深め、循環型社会の構築のために行われる事業に、積極的に参加・協力することが求められています。

【求められる行動】

① 事業活動全般

- CSR（企業の社会的責任）の一つとして環境保護を意識し、社会の持続的発展に寄与するよう努める。
- 廃棄物処理法、各種リサイクル法などの法令を遵守し、行政（国・県・市）が進める施策に対し、積極的に協力する。
- 事業活動に当たり、ごみの発生・排出抑制、循環的利用の促進、適正処理に努める。

② 物を製造・販売するとき

共通

- できるだけ長期間の使用が可能で、リサイクルしやすく、ごみの発生を最低限に抑えられる物を製造し、販売する。
- 再使用されないワンウェイ容器等の商品は、なるべく減らすよう努める。
- 中古品・再生品の生産と販売の拡大に努める。
- 長く使えるようにするため、修理・保守点検などの体制を充実させる。

製造

- 製品の製造に当たっては、原材料等にできるだけ再生資源を利用する。

販売

- 商品の包装は必要最小限にするとともに、簡易包装の実施に当たっては、市民の理解が得られるようPRに努める。
- 市民にマイバッグの持参を推奨し、レジ袋の配布を抑制するよう努める。

③ 不用物を排出するとき

- 法令に基づき、安全かつ適正な方法で処理を行う。
- 書類やシュレッダー処理した紙などは、資源化を進める。
- 再使用、再生利用などの取組を進める。



④ その他

- 自主的なりサイクル活動、環境美化活動を積極的に行う。
- ごみに関する正しい知識を持つよう、従業員の社内教育に取り組む。
- なるべくごみを出さずに仕事ができるよう、従業員の意識啓発を図る。
- 市、市民団体などが行うごみ減量やリサイクルの事業に、積極的に参加・協力する。
- 外食時の食べ残しなどによる食品ロスの削減のため、呼びかけを行う。
- 製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるよう、グリーン購入・グリーン契約に取り組む。

【市から事業者への取組の呼びかけ例】

① 紙少量排出事業者へのリサイクルの呼びかけ

事業者が排出する紙の資源化を促進するため、紙を少量排出する事業者を対象に、市が設置した紙リサイクル庫に紙を持ち込める「前橋市紙リサイクル庫排出事業者」への登録を呼びかけています。

(平成23年1月から開始、平成27年12月現在・登録事業者数220件)

② 食べきり協力店への登録の呼びかけ

事業者が排出する食品ごみの減量化を進め、食品ロスを削減するために、食べ残しの削減等に取り組む市内の飲食店や宿泊施設等に対し、「食べきり協力店」への登録を呼びかけています。(平成26年11月から開始、平成27年12月現在の登録店舗数は26件)



食べきり協力店



3) 市の役割

市は、市民や事業者によるごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用に向けた行動が円滑に行われるよう、市民や事業者と連携しながら、循環型社会を構築するための仕組みづくりに向けて積極的に取り組みます。

【求められる行動】

① 市民や事業者に対する啓発と支援

- ごみの減量と資源化を推進するため、市民や事業者に対する広報・啓発を行う。
- 自治会・各種団体と連携し、それぞれの地域・団体の特性に合わせたごみの減量・資源化に向けて意識啓発を行う。
- 学校等の教育機関と連携し、児童・生徒への環境教育を推進する。
- 3R参加プログラムなど、市民参加型事業を推進する。
- 自治会等が行う有価物集団回収を積極的に支援する。
- 資源物の拠点回収、ステーション収集等を推進し、資源回収方法の整備と充実を図る。
- 不法投棄への厳格な対応と未然防止に取り組む。
- リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を定着させるための仕組みづくりに取り組む。

② 排出・収集運搬における施策

- 資源・ごみの分別と排出の方法を工夫し、「見やすさ・分かりやすさ」、「入手しやすさ」を視点に据え、情報を提供する。
- 効率的かつ安定的な収集運搬体制を整備する。

③ 中間処理・最終処分における施策

- 適正な中間処理・最終処分を行い、各施設の計画的な運営管理・施設の確保を進める。
- 中間処理施設や最終処分場の環境保全と周辺の環境整備に努める。
- サーマルリサイクル（熱回収）や資源化を推進する。
- 埋立てが終了した最終処分場の跡地利用を推進する。
- 資源化技術や先進技術に関する情報収集に努める。
- 市有施設での処理が困難な物の適正処理ルートを確保する。
- 水質、排ガス、ダイオキシン類等、施設の公害防止に関する基準を遵守し、適切な情報公開を行う。

④ その他

- 市民・事業者との連携を進めるため、廃棄物減量等推進審議会を始めとする協議、意見交換等の場を設ける。
- 国・県及び他市町村、関係機関等との連携を図る。
- 製造事業者に対し、より一層の循環型社会の構築のために取り組むよう、国・県を通じて要請する。



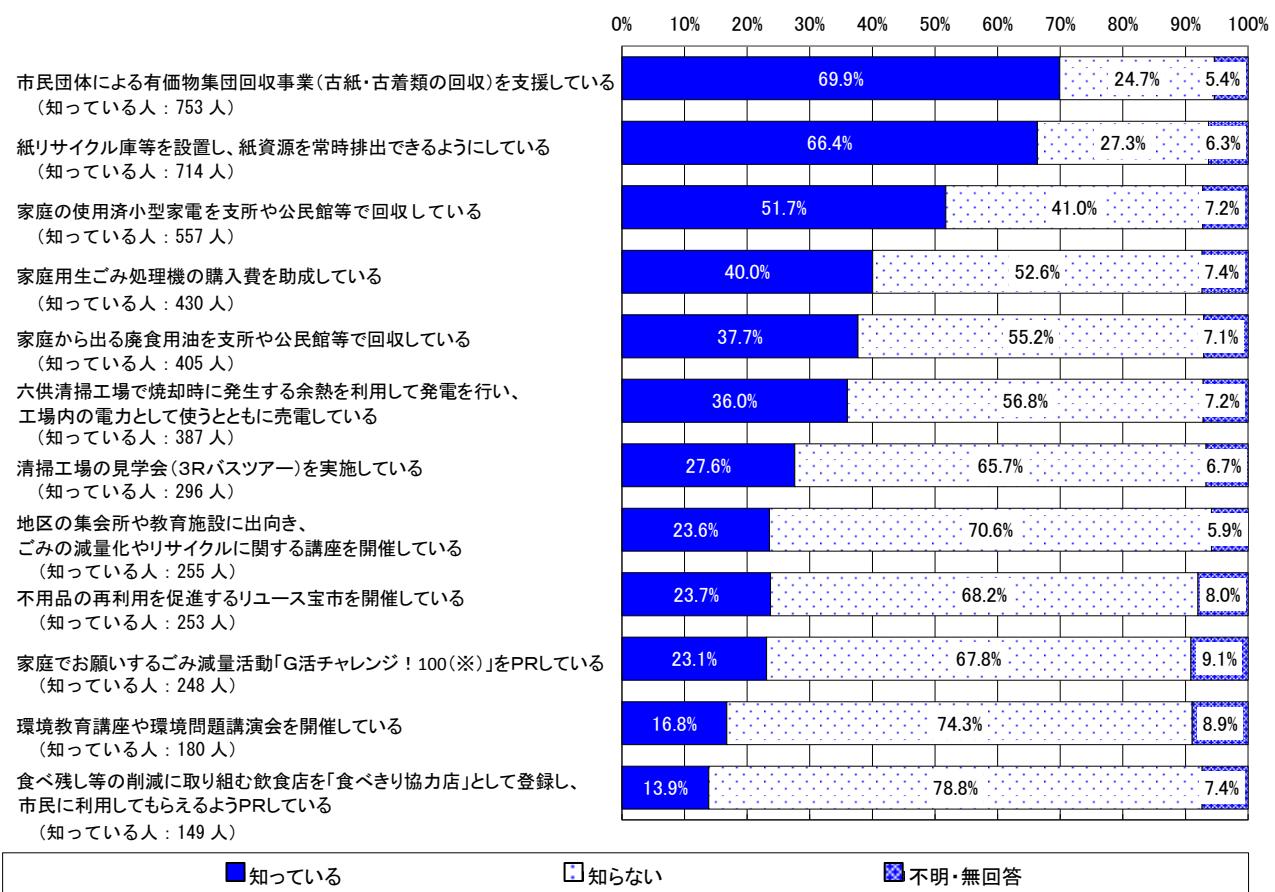
【市民アンケート結果（回答者数：1,074人）】

ごみの減量やリサイクルについて、本市がどのような取組を行っているかご存じですか。

「有価物集団回収事業への支援」（昭和50年度開始）や「紙リサイクル庫の設置」（平成17年度開始）は、市民の認知度が7割に近く、市民生活に定着していると見られます。

また、支所や公民館等での「使用済小型家電の回収」（平成25年度開始）や「廃食用油の回収」（平成26年度開始）は、スタートしてから日が浅いものの、4～5割程度の認知度となっており、短期間で市民生活に定着しつつあることがうかがえます。

その一方、同時期に取組を始めた「G活チャレンジ！100」（平成25年度開始）や「食べきり協力店」（平成26年度開始）などの啓発事業は、市民の認知度が3割を下回っており、更なる周知が必要であると考えられます。

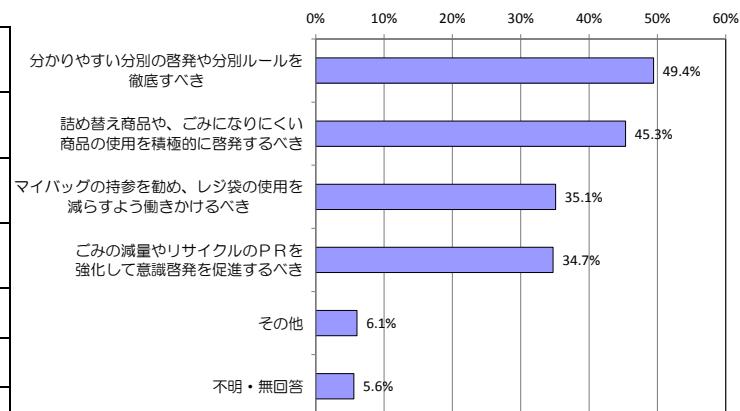


【市民アンケート結果（回答者数：1,074人）】

ごみの減量を推進するために、市への要望は

分かりやすい分別の啓発や、分別ルールを徹底すべきという意見が最多くなっています。

1	分かりやすい分別の啓発や分別ルールを徹底すべき	531人
2	詰め替え商品や、ごみになりにくい商品の使用を積極的に啓発するべき	487人
3	マイバッグの持参を勧め、レジ袋の使用を減らすよう働きかけるべき	377人
4	ごみの減量やリサイクルのPRを強化して意識啓発を促進するべき	373人
5	その他	65人
6	不明・無回答	60人
合 計		1,893人

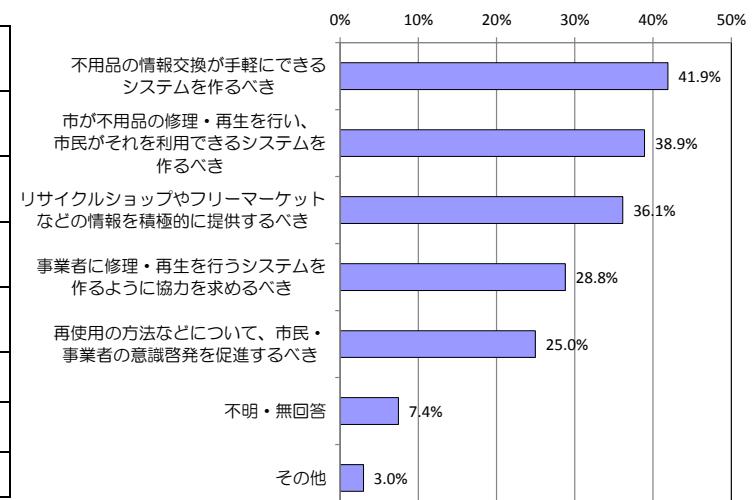


【市民アンケート結果（回答者数：1,074人）】

リユース（再使用）を定着させるために、市はどのような取組をすべきか

不用品の情報交換が手軽にできるシステムを作るべき、という意見が最多くなっています。

1	不用品の情報交換が手軽にできるシステムを作るべき	450人
2	市が不用品の修理・再生を行い、市民がそれを利用できるシステムを作るべき	418人
3	リサイクルショップやフリーマーケットなどの情報を積極的に提供するべき	388人
4	事業者に修理・再生を行うシステムを作るよう協力を求めるべき	309人
5	再使用の方法などについて、市民・事業者の意識啓発を促進するべき	268人
6	不明・無回答	80人
7	その他	32人
合 計		1,945人

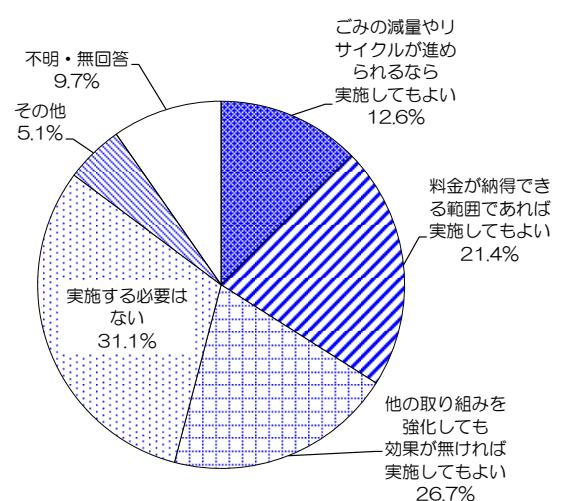


【市民アンケート結果（回答者数：1,074人）】

ごみ処理の有料化について

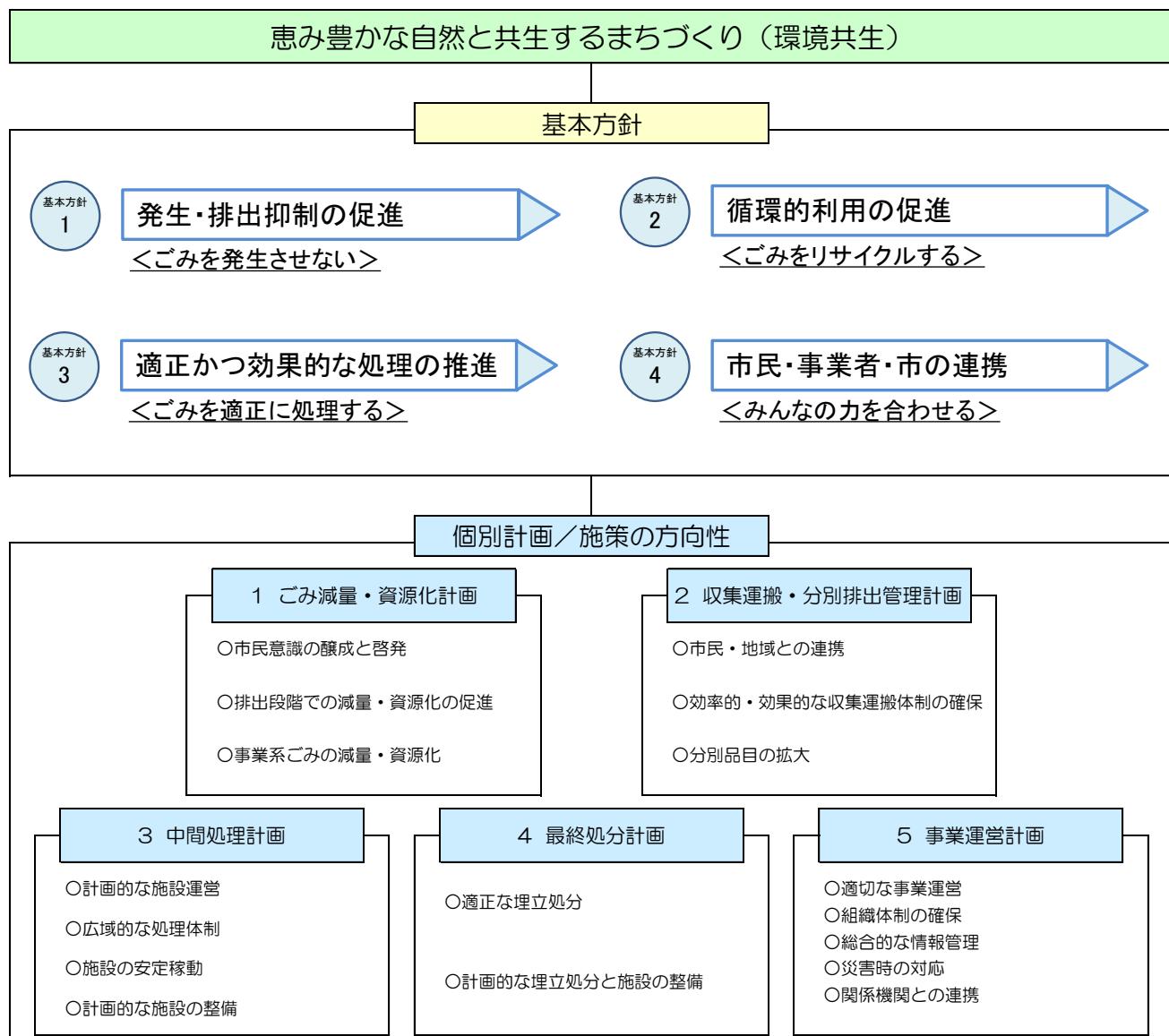
現段階では、有料化を実施する必要がないとの回答が最も多くなっています。

1	ごみの減量やリサイクルが進められるなら実施してもよい	135人
2	料金が納得できる範囲であれば実施してもよい	230人
3	他の取り組みを強化しても効果が無ければ実施してもよい	216人
4	実施する必要はない	334人
6	その他	55人
7	不明・無回答	104人
合 計		1,074人



2 施策の体系

以下、基本計画を推進していくための基本となる施策（体系・方向性）を示します。



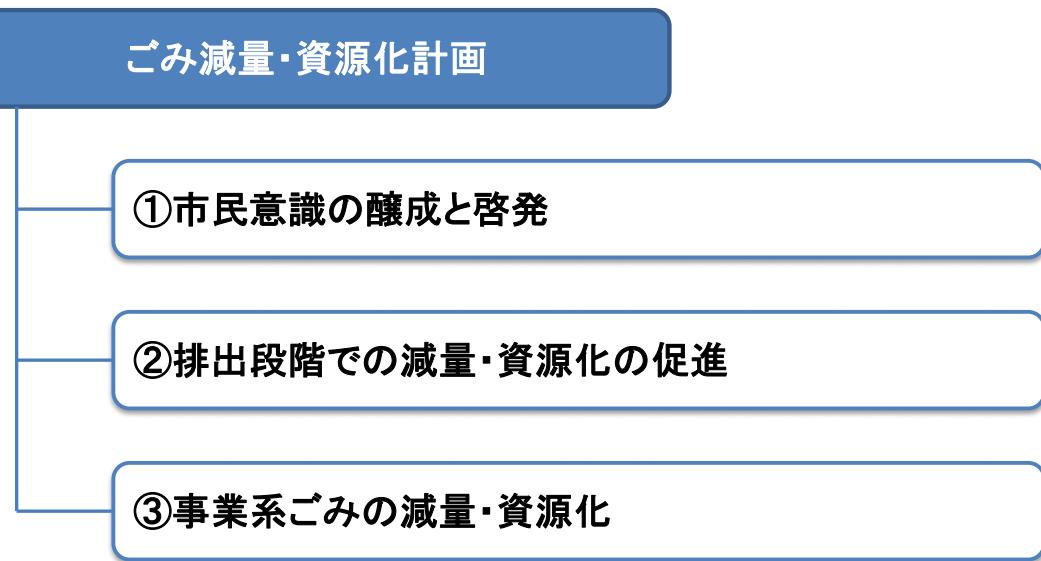
※計画の基本方針は、9ページに掲載

図 2-28 ゴミ処理基本計画の施策の体系



2-1 ごみ減量・資源化計画

1) 施策の方向性



2) 施策

①市民意識の醸成と啓発

市民が自ら率先してごみの減量・資源化等の活動に取り組むことができるよう、自治会や関係団体等と連携しながら市民意識の醸成を図ります。

また、ごみの減量・資源化や環境問題全般に関する情報提供、キャンペーン、セミナーの開催等により、ごみの発生抑制と減量・資源化に向けた意識改革・広報・指導を推進します。

■市民参加型の啓発事業の推進

自治会ごとに環境美化推進員を委嘱し、地域における分別・リサイクルのリーダーであるとともに、地域と行政とのパイプ役として位置付け、その活動を通じて市民参加を進めながら、前橋市廃棄物減量等推進審議会や前橋市地域環境活動推進懇談会の開催等により、市民の意見を啓発事業に取り入れる機会を増やします。

さらに、自治会、PTA、学校、生涯学習グループ等を対象としたごみの減量・資源化に関する出前講座、説明会、清掃施設見学会等を開催し、積極的に取り組みます。

- 環境美化推進員による市民啓発
- ごみ減量・リサイクル講座（出前講座）
- 3Rバスツアー
- 清掃工場等の施設見学
- リユース宝市の開催（平成25年度から）
- リユース食器利用費補助（平成25年度から）



リユース宝市（平成26年度）



■自治会・協力団体と連携した意識啓発の強化

自治会や協力団体と連携し、地域や団体の特性に合わせたごみの減量・資源化に関する意識啓発を強化します。

そのため、意識啓発に必要な看板や啓発物品等の作成・提供を行うとともに、不用品交換会など地域における「ごみ減量・資源化に関する地域の新規イベント」をバックアップします。

- チラシや看板等、自治会や協力団体が啓発のために利用する素材をホームページ等で提供
- 地域の実情に合わせた啓発チラシ・看板等の提供
- 幼児向け紙芝居の作成・貸出し

「大切にするよ
(ころとんといっしょにごみをへらそう編)」



地域向けのチラシ、看板の例



幼児向け紙芝居

■学校、他機関との連携の推進

各学校単位で、ごみの減量・資源化をテーマにした講座や清掃工場見学会など、学校教育と連携したプログラムを実施するとともに、生涯学習としてのプログラムも実施します。

- 中学生目指せごみゼロ！G活講座（平成24年度から）
(テーマ)

平成24年度：どうすればごみが減るの（3Rと私たちの役割）

平成25年度：ごみを減らすには（ごみ減量の合言葉「G活」）

平成26年度：食品ロスの起きる原因と削減のヒント

平成27年度：どうしてごみを減らす必要があるの
～分別しよう！プラス容器・雑古紙・衣類等～



中学生G活講座（全校集会）

- 市保健センターで開催する「パパママ教室」の待ち時間を利用して啓発ビデオを上映

■3R参加プログラムの推進

「もったいない心」の浸透により、ごみの減量・資源化を促進する方策として、小・中学生を対象に「ごみ減量・リサイクルポスター」の募集を引き続き実施するとともに、楽しみながら学べる「分別つりゲーム」等の体験型プログラムを更に充実します。

- ごみ減量・リサイクルポスターの募集（平成4年度から）
- イベント等で「分別つりゲーム」を実施



分別つりゲーム



■ P R・啓発の推進

ごみの減量・資源化を一層推進するため、「広報まえばし」やホームページ等を活用し、積極的に意識啓発します。

具体的には、ごみの分別区分や排出量などの基礎情報に加え、資源として回収した物がどのようにリサイクルされるのか、また、発生抑制や資源の分別がなぜ必要なのか、そのメリットなども盛り込み、市民に伝えます。

また、「G活チャレンジ！100～もう多いなんて言わせない！ステキにごみダイエット」は、平成27年度で終了となります。引き続き、同様の取組を行います。

- 「広報まえばし」、市ホームページ、フェイスブック等を活用したタイムリーな情報提供（市ホームページに掲載した「子供向けページ」や「ごみの出し方動画」事例）
 - ・子供向けページ：「ころとんのごみの分け方・出し方クイズ挑戦」など
 - ・ごみの出し方動画：「紙の出し方」「衣類等の出し方」など
- 「第2次G活チャレンジ！ステキにごみダイエット」の推進

現在の「G活チャレンジ！100～もう多いなんて言わせない！ステキにごみダイエット」は、平成25年度から27年度までの間の3年間に「家庭から排出される収集ごみ（可燃、不燃、粗大ごみの合計）の量を1人1日当たり100g減らそう！」とする取組でした。

今後は、この取組を「ご・み・だ・い・え・っ・と」の7つのチャレンジ項目に組み直した「第2次G活チャレンジ！ステキにごみダイエット」により、出前講座やG活講座、環境美化推進員説明会など、様々な機会を通じ、積極的な啓発に努め、ごみ減量・資源化を推進していきます。

第2次 G活 チャレンジ!

♦ステキにごみダイエット

ご	ごちそうさま！料理は無駄なく、適量で 食べられる量だけ“買う”“作る”“注文する”を心がけましょう。
み	水気をぎゅっ！生ごみスッキリダイエット ひとしきりで、生ごみの重量を10%減らせます。
だ	段ボール、紙切れだって資源です 可燃ごみと混ざらないよう、専用のごみ袋を用意しましょう。
い	活かします！小さな家電のレアメタル 小型家電にはレアメタルが多い。不燃ごみよりも回収ボックスが効果的です。
え	選んで持ちます！マイはし、マイボトル、マイバッグ お気に入りの“マイ〇〇”を持って、「使い捨てしない生活」をしませんか？
つ	使えます！衣類や靴や、ぬいぐるみ 衣類、靴、ぬいぐるみなどは海外で再利用。衣類は工業用練巾としても生まれ変わります。
と	とこどん分けます！プラ容器 ④(ラマーグ)が目印です。専用のごみ袋を用意して、しっかり分別しましょう。

ごみ減量のため、ご家庭にお願いする「ごみダイエット宣言」

G活（じーかつ）とは
「ごみ減量活動」の略です。就活や婚活などの“〇活”からヒントを得て、「ごみ減量活動」がもっと身近で、親しみやすい活動になればとの願いを込めました。
みんなで「G活」に取り組み、「ステキにごみダイエット」しましょう！

次の3つの普及啓発を充実させ、皆さんのが活を応援します！！

G活の講座・説明会 G活情報の発信 参加・体験型G活イベント

○前橋市

第2次 G活チャレンジ！
ステキにごみダイエット
啓発用チラシ



②排出段階での減量・資源化の促進

排出段階でのごみの減量化を進めるため、「生ごみの水切りダイエット」や「食品ロスの削減」等について、より一層のPR・啓発等を行い、市民の意識高揚を図ります。

また、紙・衣類等、使用済小型家電及び廃食用油等について、回収機会の充実や回収方法等の周知により、ごみの排出段階における資源の分別を徹底し、資源化を促進します。

生ごみ等

生ごみの水切りダイエット等を奨励し、生ごみの発生抑制・減量化を進めます。

また、周辺環境に配慮しながら、生ごみ処理容器による堆肥化などが可能なところでは、自己処理によるごみ減量の推進を図るとともに、電動式生ごみ処理機等のごみ減量化器具購入に対する助成を継続し、減量・資源化の促進に向けた支援策を講じます。

- ごみ減量化器具購入費助成事業（昭和62年度から）
- ごみ減量化器具購入費助成対象に枝葉粉碎機を追加（平成23年度から）
- 段ボールコンポストによる生ごみ処理の推進（平成26年度から）

紙・衣類等

■有価物集団回収の積極的な支援

ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、市民意識の向上に資するため、自治会や子供会等の住民団体が自主的に取り組む有価物集団回収を奨励し、実施団体の拡大を図ります。

また、説明会の開催時期や増加促進奨励金の交付内容等を見直すとともに、啓発活動の強化を行いながら、実施団体の取扱品目（衣類等）の拡大や回収量の増量を目指します。

- 有価物集団回収事業（昭和50年度から）

■資源回収の充実

紙・衣類等は、上記の有価物集団回収のほか、公共施設や商業施設へ「紙リサイクル庫」を設置し、拠点回収を実施しています。

この「紙リサイクル庫」は、平成26年度までに公共施設29か所、商業施設1か所、計30か所に設置しました（平成17年度から順次設置し、平成23年度から衣類等を追加）。

さらに、紙は平成24年10月から、衣類等は平成26年4月から全市域でステーション方式による収集を開始しました。

今後も、資源回収の品目や機会の充実を図ります。

（紙・衣類等の回収の推移は、次ページ）



【紙・衣類等の回収の推移】

	有価物集団回収	拠点回収 (紙リサイクル庫)	ステーション収集 (分別収集)
平成 20 年度以前	昭和 50 年度～ 有価物集団回収事業開始	平成 17 年度～ 設置場所数：6か所 平成 18 年度～ 設置場所数：17か所 平成 19 年度～ 設置場所数：27か所	
平成 21 年度	325 団体が実施	12月～ ・商業施設へ 1 か所追加 設置場所数：28か所	
平成 22 年度	326 団体が実施	6月～ 設置場所数：29か所 12月～ ・商業施設の紙リサイクル 庫棟数を 1 棟増設 平成 23 年 1 月～ ・紙リサイクル庫の事業者 排出登録制度を開始	平成 22 年 10 月 ～平成 23 年 9 月 古紙（※）分別収集 モデル事業（5 自治会）
平成 23 年度	326 団体が実施	7月～ ・紙リサイクル庫での古着 類（※）の受入れ開始 平成 23 年 10 月～ 設置場所数：30か所 [内訳] 公共施設(29か所) 商業施設(1か所)	平成 23 年 10 月 ～平成 24 年 9 月 古紙（※）分別収集 先行実施（20 自治会）
平成 24 年度	331 団体が実施 増加促進奨励金開始 (回数の増加促進)		平成 24 年 10 月～ 古紙（※）分別収集実施 (全市域)
平成 25 年度	327 団体が実施 増加促進奨励金交付		
平成 26 年度	329 団体が実施 増加促進奨励金条件変更 (回収量 1 トン以上)		平成 26 年 4 月～ 古着類（※）を 分別品目に追加（全市域）
平成 27 年度	328 団体が実施（12月末） 増加促進奨励金条件変更 (古着類（※）増加促進部分追加)		

※ 平成 27 年度以前は、「紙」は「古紙」、「衣類等」は「古着類」と表記



使用済小型家電

使用済小型家電は、部品等に使用されているレアメタル（希少金属等）の有効利用のため、平成25年10月から市役所、市民サービスセンターなどの公共施設18か所と、家電量販店2か所の計20か所へ「使用済小型家電回収ボックス」を設置し、拠点回収を開始しました。

さらに、平成27年度には、公共施設1か所と商業施設2か所に増設し、設置場所は23か所となりました。

今後も、排出機会の充実を図ります。



使用済小型家電回収ボックス

廃食用油

廃食用油は、燃料等として有効利用するため、平成26年9月から公共施設17か所へ「廃食用油回収ボックス」を設置し、拠点回収を開始しました。今後も回収量の増加に向けて啓発します。

【紙リサイクル庫・使用済小型家電・廃食用油回収場所一覧】

平成28年1月現在

設置場所	紙・衣類等	小型家電	廃食用油	設置場所	紙・衣類等	小型家電	廃食用油
前橋市役所	○	○	○	前橋プラザ 元気21	×	○	×
大胡支所	○	○	○	ベイシア電器 前橋モール店	×	○	×
宮城支所	○	○	○	ベイシア電器 前橋みなみモール店	×	○	×
粕川支所	○	○	○	ベイシア 前橋ふじみモール店	×	○	×
富士見支所	○	○	○	ガーデン前橋	×	○	×
城南支所	○	○	○	亀泉清掃工場	○	×	×
上川淵市民サービスセンター	○	○	○	大胡クリーンセンター	○	×	×
下川淵市民サービスセンター	○	○	○	西部清掃事務所	○	×	×
芳賀市民サービスセンター	○	○	○	旧南部清掃事務所	○	×	×
桂萱市民サービスセンター	○	○	○	水道局	○	×	×
元総社市民サービスセンター	○	○	○	前橋保健センター	○	×	×
総社市民サービスセンター	○	○	○	南消防署	○	×	×
南橋市民サービスセンター	○	○	○	大渡温水プール・トレーニングセンター	○	×	×
東市民サービスセンター	○	○	○	前橋市民体育館	○	×	×
永明市民サービスセンター	○	○	○	東部共同調理場	○	×	×
清里市民サービスセンター	×	○	○	西部共同調理場	○	×	×
総合福祉会館	○	○	○	市立前橋高等学校	○	×	×
児童文化センター	○	○	×	けやきウォーク前橋	○	×	×



在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物のうち医療用注射針は、安全で適切な処理を図るため、平成27年2月から医療機関及び薬局を通じた拠点回収を開始しました。

今後も、引き続き適切な処理を推進します。

③事業系ごみの減量・資源化

事業者に対し、「広報まえばし」やホームページ等による周知など、さまざまな機会をとらえ、事業系ごみの適正排出指導と、減量化や資源化の取組の呼びかけを、今後も行います。

また、ごみ減量・資源化に取り組む活動に関する情報を、事業者間で共有できるような仕組みづくりに努めます。

紙

事業者が排出する紙の資源化を促進するため、紙を少量排出する事業者を「前橋市紙リサイクル庫排出事業者」として登録し、市が設置した紙リサイクル庫に紙を持ち込むようにしていますので、この登録事業者数の増加を図ります。

- 紙リサイクル庫への排出事業者登録制度の実施

(平成23年1月から開始、平成27年12月現在の登録事業者数は220件)

食品ロス

事業者から排出される食品ごみの減量化を進め、食品ロスを削減するために、食べ残しの削減等に取り組む市内の飲食店や宿泊施設等を「食べきり協力店」として登録します。

さらに、その取組を広く紹介することにより、食べ残しを減らすための市民の意識高揚を図ります。

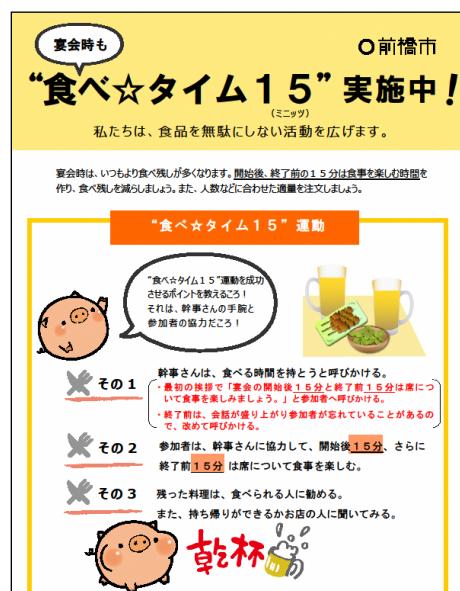
また、「食べ☆タイム15」のような親しみやすいキャッチコピーを設定するなど、この活動が市民に根付くよう取組を進めます。

- 「食べきり協力店」登録制度の実施

(平成26年11月から開始、
平成27年12月現在登録店舗数26件)

- 「食べ☆タイム15」運動の実施

宴会の開始後15分、終了前の15分は、食事を楽しむ時間を持ち、料理を味わいながら食べ残しを減らそうという取組(平成27年12月から)

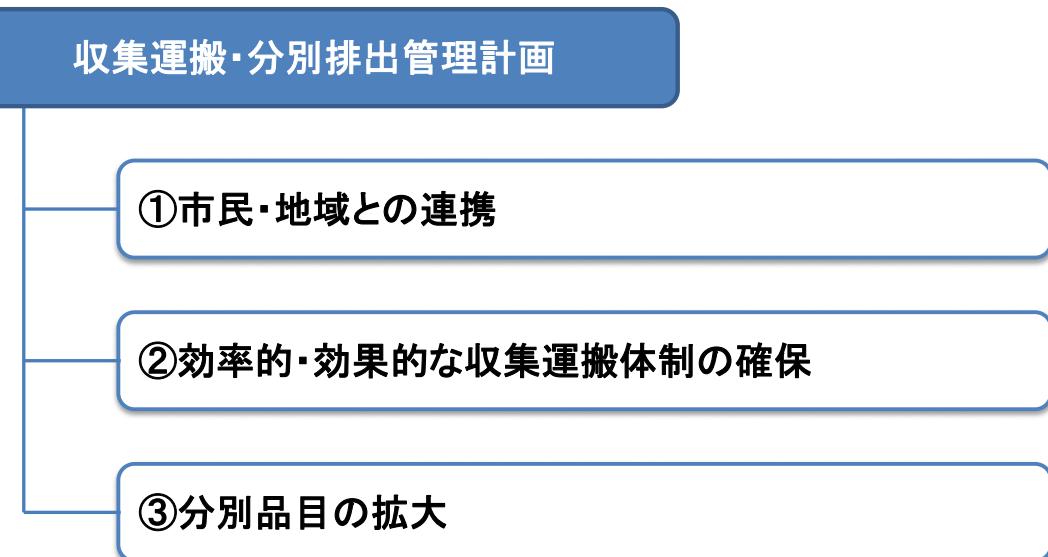


「食べ☆タイム15」運動



2-2 収集運搬・分別排出管理計画

1) 施策の方向性



2) 施策

①市民・地域との連携

家庭において、ごみと資源の分別排出に関する理解を深め、分別を徹底していくためには、ごみの減量・資源化施策を展開する上で、非常に重要です。

また、資源・ごみの集積場所を清潔に保ち、それぞれを適正に分別排出していくとともに、各種リサイクル法に基づく排出や、処理困難物の適切な処理を進めるためには、市民・地域と市の施策が密接に連携していく必要があります。

分別排出の徹底

環境美化推進員や地域活動団体などと連携し、ごみの適正排出のPR・啓発と分別排出の徹底を図るため、市民に対する啓発キャンペーンや、啓発資料の作成・配布などを行います。

■ PR・啓発の推進

資源であるびん・缶・ペットボトル・プラスチック容器・紙・衣類等の分別は、市民の理解と協力が不可欠です。

したがって、「資源とごみの分け方・出し方」、「資源・ごみ収集カレンダー」などの啓発資料は、「見やすさ・分かりやすさ」、「入手しやすさ」を視点に、充実していきます。

特に、市外からの転入者は、本市でのごみ出し経験がないことから、転入手続での来庁時などの機会をとらえて、資源の分別への協力を強く呼びかけます。



■ PR・啓発内容の充実

分別区分やごみ量などの基礎情報に加え、資源として回収したものがどのようにリサイクルされるのか、発生抑制・分別がなぜ必要なのか、そのメリットは何かなど、理解を深めるための情報を盛り込み、市民に伝えます。

なお、「広報まえばし」やホームページ、ポスターなどの活用のみならず、学校などのニーズに応えるプログラムの実施や、年齢層にあった情報提供の検討を行います。

■環境美化推進員や地域活動団体などとの連携強化

分別排出の徹底を図るため、環境美化推進員や地域活動団体と協力してPR・啓発を行います。

資源・ごみの集積場所の清潔保持

市民による集積場所の適正な管理により、快適な生活環境の確保をするため、環境美化推進員や地域活動団体、自治会などと連携してPR・啓発に努めます。

■適正管理のための情報提供

集積場所の清潔保持を図るため、市内で工夫して取り組んでいる事例などについて、環境美化推進員や地域活動団体、自治会などへの情報提供を行い、市民による自主的な活動を促します。

■環境美化推進員との連携強化

環境美化推進員との連携を強化して、集積場所の清潔保持や不適正排出の防止に取り組みます。

■自治会、協力団体との協力

集積場所の清潔保持のため、ごみ飛散防止・カラス除けネットを自治会に配付します。

また、市民が資源・ごみの分別や排出日などの排出ルールを守り、集積場所の清潔保持を図っていただけるよう、自治会や協力団体と協力して取り組みます。



適正な排出に向けた取組

市の処理施設での対応が困難な物は、市民及び事業者へPR等を行い、協力を依頼して適正な処理を確保します。主な処理困難物等は次のとおりです。

■市で収集する有害ごみ

使用済み乾電池・水銀式体温計・蛍光管は、有害ごみとして適切な処理を実施します。

■法令等で定める廃棄物

【指定一般廃棄物】

国の指定を受けている、廃タイヤ、スプリング入りマットレスは、事業者に対して、処理ルートの整備など適正処理のための必要な協力を求めます。

【家電リサイクル法への対応】

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）は、不用となった家電製品について、その製造者がリサイクルすることを義務付けた法律です。

ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、リサイクルの義務が製造者にあります。これらの家電リサイクル法対象品目は、同法に基づく適正な処理が行われるよう、引き続き対応します。

【資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法等への対応】

資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づき、家庭用パソコンの回収が行われています。

また、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき、これまで自動車リサイクルの障害となっていた部分について、自動車メーカーが責任を果たすこととなっています。さらに、自動二輪車は、国内自動二輪車メーカーと輸入業者の自主的な取組により、二輪車リサイクルシステムが整備されています。

これらの品目についても、法律に基づく適正な処理が行われるよう、引き続き対応します。

■排出禁止物等

排出禁止物の処理は、市民がその処理に困らないよう処理ルートを把握し、適正に処理されるよう取り組みます。



② 効率的・効果的な収集運搬体制の確保

資源・ごみの適正排出のため、指定ごみ袋やコンテナボックスなどによる分別排出を基本としながら、効率的・効果的な収集等を進めます。

(a) 効率的・効果的な収集

現在の収集は、可燃ごみは週2回、不燃ごみは月1回、資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）は2週に1回、プラ容器は月3回、危険ごみ及び有害ごみは2週に1回（資源ごみと同時収集）、紙及び衣類等は2週に1回、粗大ごみは自治会単位による「自治会回収」と電話申込による「戸別収集」となっています。

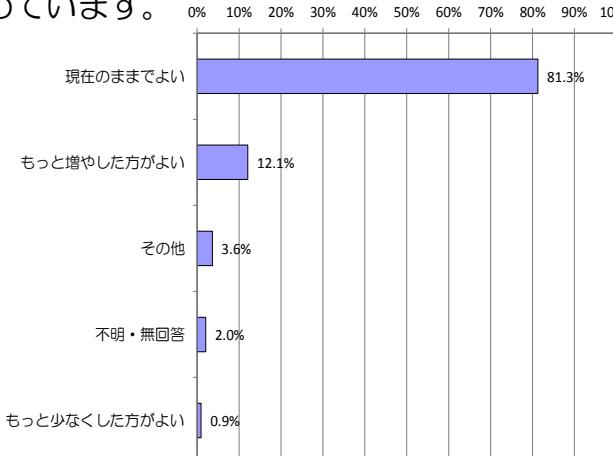
また、1人暮らしの高齢者等に対するごみ出し支援事業として行っている「こんにちは収集」は、週1回の戸別収集で、その他のごみ（小動物の死体）は、電話申込による戸別収集としています。今後、より効率的・効果的な収集となるよう検討します。

【市民アンケート結果（回答者数：1,074人）】

集積場所における収集の回数は、どう思いますか。

現在のままでよいと答えた人が約8割を占めています。

現在のままでよい	873 人
もっと増やした方がよい	130 人
その他	39 人
不明・無回答	22 人
もっと少なくした方がよい	10 人
合計（回答者数）	1,074 人

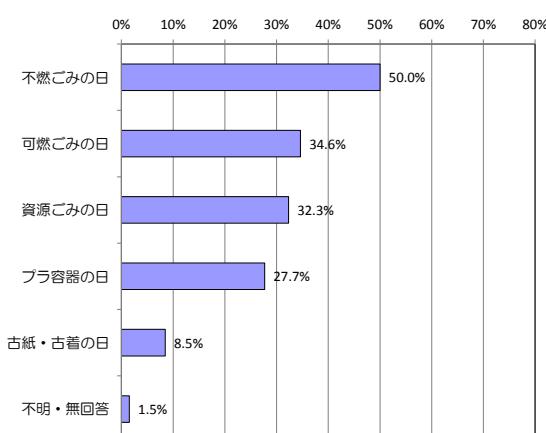


【市民アンケート結果（回答者：上記の「もっと増やした方がよい」130人の方）】

もっと増やしたほうが良いごみ収集の日

この130人の中では、不燃ごみの日が最も多くなっています。

不燃ごみの日	65 人
可燃ごみの日	45 人
資源ごみの日	42 人
プラ容器の日	36 人
古紙・古着の日	11 人
不明・無回答	2 人
合計（複数回答）	201 人



(b) 資源・ごみの集積場所の適正な設置

ごみと資源物を家庭から排出する際、市民の利便性と収集作業の安全性及び効率性を確保できるよう、集積場所の適正な設置を推進します。

(c) 許可業者への啓発と協力

収集運搬業の許可業者に対し、講習会や研修会等を通じて適正排出・リサイクル等の重要性に関する理解を深めていただくとともに、事業者等に対しても適正排出に関する助言を行うなど、許可業者の適正な収集運搬に協力します。

③分別品目の拡大

分別は、当面、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（びん・缶・ペットボトル）、プラス容器、有害ごみ（蛍光管・水銀式体温計・乾電池）、危険ごみ、紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑古紙）、衣類等、その他（小動物の死体、使用済小型家電、廃食用油、在宅医療廃棄物（医療用注射針に限る）など）の区分とします。

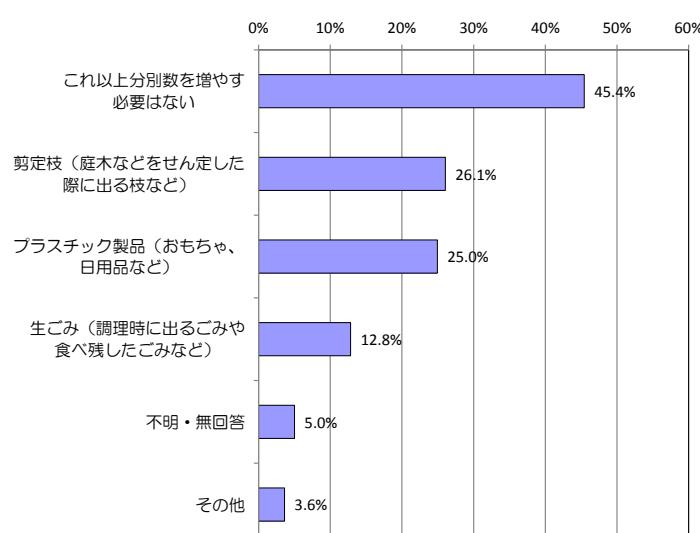
今後も、ごみの資源化などを一層推進するため、分別の方法や品目の拡大を検討します。

【市民アンケート結果（回答者数：1,074人）】

ごみのリサイクルを推進するために分別品目を増やすとしたら、どのようなごみを加えた方がよいとお考えですか。

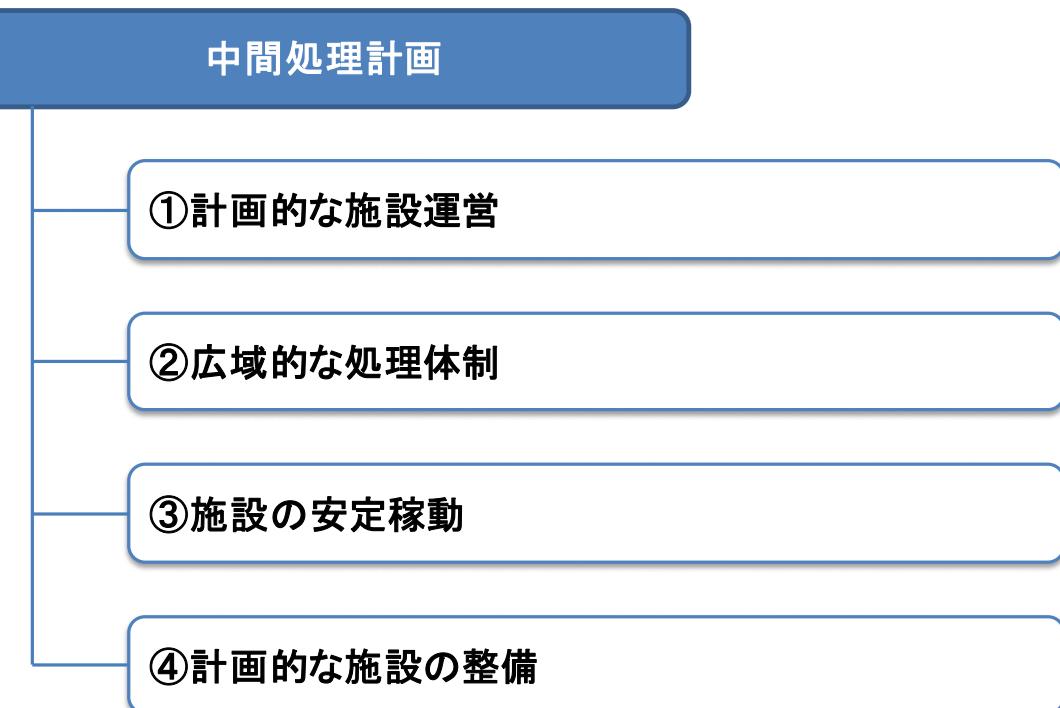
これ以上分別数を増やす必要はないと答えた人が最も多い。

これ以上分別数を増やす必要はない	488 人
剪定枝（庭木などを剪定した際に出る枝など）	280 人
プラスチック製品（おもちゃ、日用品など）	268 人
生ごみ（調理時に出るごみや食べ残したごみなど）	138 人
不明・無回答	54 人
その他	39 人
合計（複数回答）	1,267 人



2-3 中間処理計画

1) 施策の方向性



2) 施策

①計画的な施設運営

(a) 適正処理体制の維持

可燃ごみ並びに荻窪清掃工場及び富士見クリーンステーションから発生する可燃物は、六供清掃工場、亀泉清掃工場及び大胡クリーンセンターで焼却処理します。

不燃ごみ及び粗大ごみは、荻窪清掃工場及び富士見クリーンステーションで破碎処理を行い、アルミ、スチール、不燃物、可燃物等に選別します。なお、選別したアルミ、スチールは資源化を図ります。

ガラスびんは、びん選別処理施設で選別処理・保管を行います。

缶は、荻窪清掃工場、富士見クリーンステーションで選別処理を行います。

ペットボトルは、ペットボトル選別処理施設で選別・圧縮減容・保管を行います。

プラ容器は、荻窪清掃工場で選別・圧縮減容・保管を行います。

使用済みの乾電池や蛍光管などの有害ごみ、スプレー缶などの危険ごみは、適正処理を図るため、今後も継続して民間処理業者に処理を委託します。



(b) 環境保全の推進

適正な施設の維持管理に努め、環境モニタリングを実施するなど、中間処理施設における環境保全の確保を図ります。

(c) 清掃工場の積極的な余熱利用

六供清掃工場の余熱は、自家発電、工場内冷暖房、六供温水プール等へ供給し、積極的な余熱利用を図ります。

②広域的な処理体制

旧前橋広域圏（前橋市、大胡町、宮城村、粕川村、富士見村）の合併により、国の広域化方針や群馬県一般廃棄物処理マスタープラン（広域化計画）で推奨する広域的なごみ処理体制の構築が図られましたが、次期焼却施設の整備に際しては、更なる広域的なごみ処理体制の構築が図れるか近隣自治体と研究を行います。

③施設の安定稼働

(a) 六供清掃工場

六供清掃工場は、平成3年9月に竣工してから24年が経過しました。平成13年度、平成14年度にダイオキシン類削減対策工事を行い、排ガス処理設備を一部更新したが施設の老朽化が進んでいるため、主要設備・機器を更新する延命化を行うことを決定しました。

延命化工事期間は、平成28年度から平成31年度までとし、延命化工事終了後の稼動目標期間は15年間とします。

(b) 亀泉清掃工場

亀泉清掃工場は、昭和52年11月に竣工し、平成13年度、平成14年度にダイオキシン類削減対策工事で焼却炉他主要設備を更新しましたが、多くの設備・機器が老朽化しているため、今後の稼動については、六供清掃工場の延命化工事完了までに検討します。

ただし、六供清掃工場の延命化工事期間中、当清掃工場の安定稼動を維持していくために保全措置を行います。

(c) 大胡クリーンセンター

大胡クリーンセンターは、旧4町村のごみを処理するために平成2年3月に竣工し、平成12年度、平成13年度にダイオキシン類削減対策工事を行い、排ガス処理設備及び薬剤処理設備を更新しました。今後の稼動については、六供清掃工場の延命化工事完了までに検討します。

ただし、六供清掃工場の延命化工事期間中、当清掃工場の安定稼動を維持していくために保全措置を行います。



(d) 萩窪清掃工場

不燃ごみ、粗大ごみ処理の基幹施設である萩窪清掃工場は、平成4年3月に竣工し、施設の老朽化が進行し、ごみの分別区分や資源化基準に十分に対応できない状況です。

六供清掃工場の延命化工事が控えており、整備時期をずらすため、平成27年度から5年間で基幹整備を行います。

(e) 富士見クリーンステーション

富士見クリーンステーションは、旧4町村（大胡町、宮城村、粕川村、富士見村）のごみを処理するために平成10年3月に竣工しました。不燃ごみ等を処理します。

④計画的な施設の整備

(a) 次期焼却施設

六供清掃工場の延命化期間の15年間に、次期焼却施設の検討を進めます。

次期焼却施設の整備に際しては、環境保全と安全性、安定性、経済性などに配慮するとともに、災害時のライフラインの拠点という視点やエネルギー・プラントとしての活用など、本市に適した処理施設処理技術の導入を図ります。

(b) 資源化施設

不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみを一体的に処理し、効率的な資源化と残さの減量化が図れる施設を整備する必要があります。

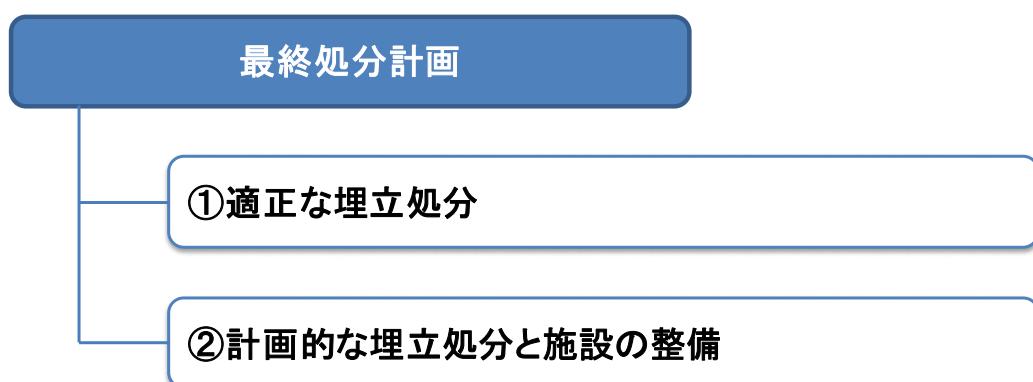
また、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に対する理解や協力を得るための啓発・普及機能を有する施設が求められます。

これらの点を踏まえ、新たな資源化施設の整備に向けた検討を行います。



2-4 最終処分計画

1) 施策の方向性



2) 施策

①適正な埋立処分

(a) 最終処分体制の維持

ごみ焼却施設の焼却灰並びに荻窪清掃工場及び富士見クリーンステーションの破碎不燃物は、最終処分場で埋立処分を行います。

(b) 環境保全と浸出水の処理

最終処分に当たっては、適正な維持管理を行うとともに、周辺の環境保全・公害防止に努めます。

■環境保全の推進

最終処分場への搬入及び埋立てに当たっては、適正な維持管理を行うとともに、施設内での焼却灰等の飛散防止など周辺の環境保全・公害防止に努めます。

■浸出水の適切な処理

最終処分場から排出される浸出水を適切に処理できるよう、浸出水処理施設の維持管理に努めるとともに、放流水を定期的かつ継続的に測定することで、法令に定められた基準を遵守します。

(c) 現有施設の延命化

排出抑制並びに分別収集の徹底及び焼却灰の資源化などによる埋立量の減量化に努め、現有施設の延命化を図ります。



②計画的な埋立処分と施設の整備

(a) 前橋市最終処分場

前橋市最終処分場の埋立計画期間は、平成16年3月から平成30年12月までの15年間です。六供清掃工場と亀泉清掃工場から出る焼却灰と、荻窪清掃工場で選別した不燃物等を埋立処分します。

(b) 富士見最終処分場

富士見最終処分場の埋立計画期間は、平成9年4月から平成39年3月までの30年間です。大胡クリーンセンターから出る焼却灰と、富士見クリーンステーションで選別した不燃物等を埋立処分します。

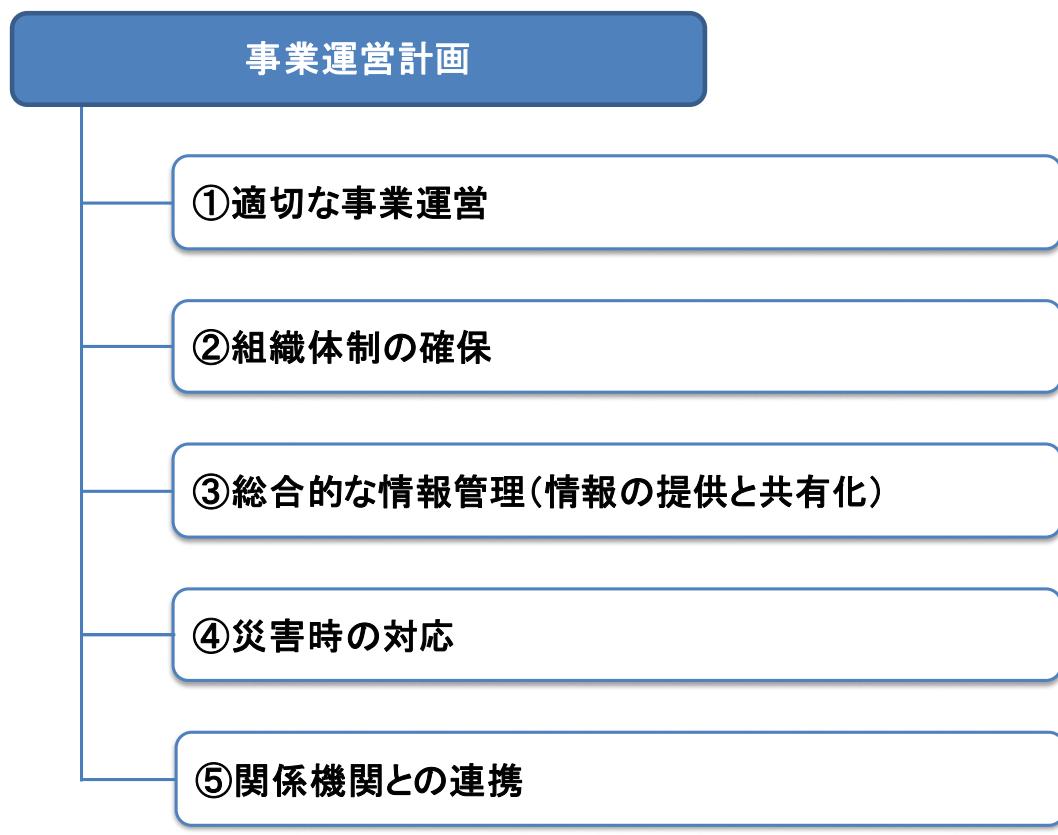
(c) 次期最終処分場の確保

前橋市最終処分場は、焼却灰の資源化などにより埋立期間は数年程度延長ができますが、富士見最終処分場については、計画どおりの埋立期間となるため、次期最終処分場の建設について早急な検討を行います。



2-5 事業運営計画

1) 施策の方向性



2) 施策

①適切な事業運営

(a) 事業の効率化

ごみ減量施策の推進や清掃施設の整備などを進めるに当たっては、常に排出、収集運搬、中間処理、最終処分という一連のシステムとして捉え、効率的な処理システムを再構築することにより、今ある資源を有効活用するとともに、経費節減を図り、一層合理的かつ効果的に事業を運営します。

(b) 安全な労働環境の確保

事業の運営に当たり、より一層、安全で快適な労働環境の確保に努めます。

■安全衛生委員会の開催

事業所職員の安全と衛生に関し、調査審議を行います。

職場巡視を定期的に実施します。



■清掃安全作業シート等による安全確認

収集運搬、中間処理、最終処分等の各段階において、清掃安全作業シート等による安全確認を実施します。

■各種講習会などの開催

安全運転管理者講習会や収集職員の安全講習会及び消防訓練を開催します。

■各種講習会の受講

各種技能講習会などへの参加を促し、資質の向上に努めます。

■健康管理

各種健康診断及び健康管理講習会を開催します。

(c) 事業の計画的な推進

施設整備に当たっては、他の市有施設を含めた全体の整備計画を考慮しながら、事業を計画的に推進します。

(d) 市民合意形成

事業の推進に当たっては、市民の理解と協力を得るために、事業のPRに努めるとともに、可能な限り情報を公開し、市民との信頼関係を築き、円滑な合意形成を図ります。

②組織体制の確保

(a) 審議会等の設置と運営

ごみ処理事業の円滑な事業運営を図るため、審議会等を設置し、その運営を行います。

■審議会等の設置と運営

一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する重要事項を調査審議するため、市長の諮問機関としての前橋市廃棄物減量等推進審議会や前橋市地域環境活動推進懇談会を活用し、市民参加の一形態として、その運営を行います。

■環境美化推進員制度の活用

地域活動団体との連携を図るため、市民による分別・リサイクル推進組織としての環境美化推進員制度を活用します。

(b) 組織体制の見直し

効率的な収集車両基地の配置、ごみの減量・資源化施策の推進、廃棄物処理施設の整備など、ごみ処理事業の合理的な運営が行えるよう、必要に応じ組織体制の見直しを図ります。



③ 総合的な情報管理（情報の提供と共有化）

ごみ、リサイクルに関する総合的な情報管理を行い、また市民、事業者への迅速な情報提供に努めます。

■情報の提供

市民及び事業者に対してごみ処理事業への理解と協力が得られるよう、ホームページ等を活用した情報提供を行います。

■情報の共有化

ごみの発生、収集運搬、処分、資源化に関する各所管から集められた情報の共有化を推進します。

④ 災害時の対応

大規模な自然災害等においては、大量かつ多種類の廃棄物が混在した状態で発生します。

災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、前橋市地域防災計画と整合性を図りながら、災害廃棄物の処理に関する対策を進めます。

また、国土強靭化基本計画や、平成27年に改正された廃棄物処理法及び災害対策基本法に基づく国の指針では、市町村においても実効性のある災害廃棄物処理計画を策定することが求められていることから、本市においても調査・研究を進めます。

なお、関係団体との間で災害廃棄物処理に係る協定を次のとおり締結し、災害が発生した場合に廃棄物の適正・円滑な処理が進められるよう連携を図りました。

名 称	締結年度	締 結 先
群馬県災害廃棄物等の処理に 係る相互応援に関する協定	平成20年度	群馬県、県内市町村及び一部事務組合
災害時における災害廃棄物の 処理等に関する協定	平成26年度	前橋市再生資源事業協同組合及び前橋 市一般廃棄物処理事業協同組合

⑤ 関係機関との連携

(a) 関係部署との連携

事業の推進に当たっては、様々な関係部署との連携が必要となるため、行政内の体制を整備し、効率的な事務運営に努めます。

(b) 国等との連携

事業の推進に当たっては、国・県及び他市町村との連携を図ります。



第3編

生活排水処理に関すること (生活排水処理基本計画)





「第1章 基本計画の目的と生活排水処理の現状」の流れ

本章では、「第2章 将来指標と施策」に向けて、現状を整理します。

1 計画の目的

計画の目的について確認します。

2 生活排水処理の現状

生活排水の排出とその処理形態について確認するとともに、処理形態別人口やし尿・浄化槽汚泥量の実績について整理します。

1 生活排水処理基本計画の目的 (90ページ)

2 生活排水処理の現状

2-1 生活排水の排出と処理形態
(90ページ)

2-2 処理形態別人口とし尿・浄化槽汚泥量の推移
(91ページ)

「第2章
将来指標と施策」へ



第1章 基本計画の目的と生活排水処理の現状

1 生活排水処理基本計画の目的

生活排水処理基本計画は、「恵み豊かな自然と共生するまちづくり（環境共生）」を目指すべき姿として、良好な環境保全に努め生活排水を適切に処理していくために、将来指標と、基本となる施策を定めます。

2 生活排水処理の現状

2-1 生活排水の排出と処理形態

家庭や事業所から排出される生活排水は、図3-1に示す形態で処理します。

生活排水は、下水処理施設、浄化槽汚泥処理施設、し尿処理施設、農業集落排水処理施設及びコミニティ・プラント（住宅団地排水処理施設）で処理します。その後、処理水は河川へ放流し、脱水汚泥は、整備中の炭化施設が稼動するまでは、民間処理施設で堆肥化による資源化を行います。



図3-1 生活排水の排出と処理の形態

2-2 処理形態別人口とし尿・浄化槽汚泥量の推移

1) 処理形態別人口の推移

便所からの排水のみを処理する「単独処理浄化槽」人口や、し尿のみを収集・運搬する「し尿くみ取り」人口は年々減少し、「公共下水道」、「農集排・コミプラ^{*1}」への接続や、生活雑排水（台所、洗濯、風呂等の排水）も処理する「合併処理浄化槽」への転換が進んでいます。

非生活排水処理人口（単独処理浄化槽・し尿くみ取りの人口）は、年々減少し、平成26年度における生活排水処理率は、85.7%となりました。（平成27年度見込み87.6%）

表 3-1 処理形態別人口の推移

(単位:人)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 ^{*3}
計画人口	(人)	344,994	343,986	342,456	340,945	340,009	340,012	339,440
生活排水処理人口	(人)	270,234	274,633	276,967	281,504	287,027	291,272	294,575
公共下水道	(人)	220,327	221,625	221,476	223,558	227,104	228,804	230,239
農集排・コミプラ ^{*1}	(人)	22,292	23,192	24,523	25,618	25,775	26,588	26,956
合併処理浄化槽	(人)	27,615	29,816	30,968	32,328	34,148	35,880	37,380
非生活排水処理人口	(人)	74,760	69,353	65,489	59,441	52,982	48,740	44,865
単独処理浄化槽	(人)	65,496	61,019	57,758	52,031	45,952	42,213	38,538
し尿くみ取り	(人)	9,264	8,334	7,731	7,410	7,030	6,527	6,327
(単位: %)								
生活排水処理率 ^{*2}	(%)	78.3	79.8	80.9	82.6	84.4	85.7	86.8

*1 農集排・コミプラの人口は、農業集落排水処理人口とコミュニティ・プラント人口の合計値

*2 生活排水処理率 (%) = 生活排水処理人口 ÷ 計画人口 × 100

*3 平成27年度値は、平成27年4月から10月までの間の実績値を踏まえ、推計した見込値

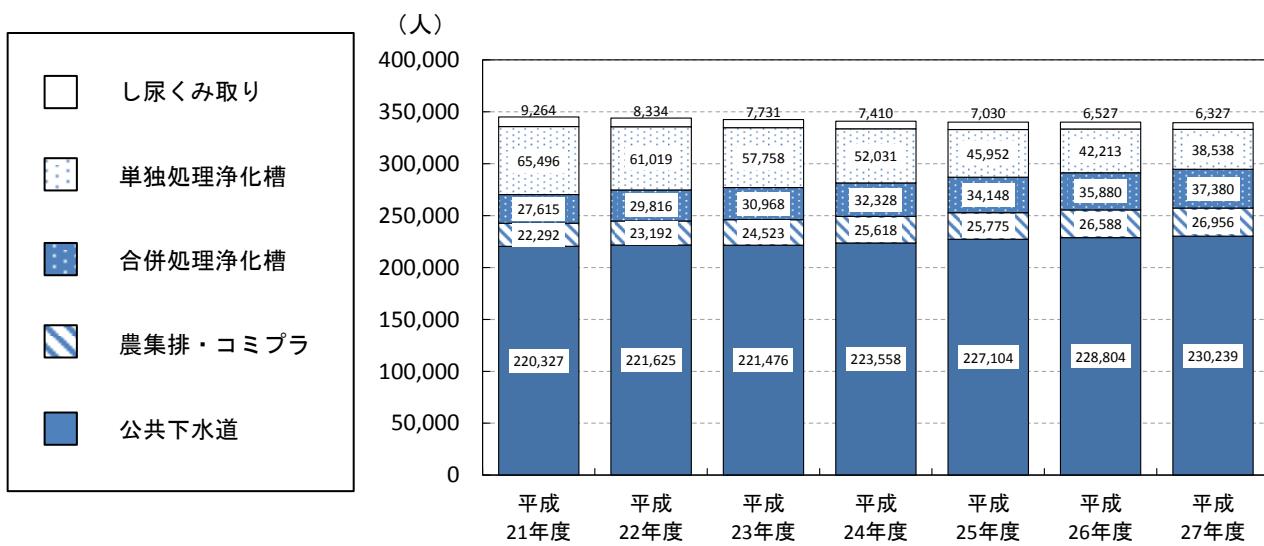


図 3-2 処理形態別人口の推移



2) し尿・浄化槽汚泥量の推移

①し尿くみ取り量

前計画では、平成27年度のし尿くみ取り量の計画値を5,505 kL（キロリットル）としていましたが、平成27年度には4,554 kLまで減少する見込みです。

また、平成27年度の1人1日当たりのし尿くみ取り量は、1.97 Lとなる見込みです。

表 3-2 し尿くみ取り量の状況

指標	前計画の計画値 (平成27年度値)	計画値に対する現在の値 (平成27年度見込値)
し尿くみ取り量	5,505 kL/年	4,554 kL/年
人口	8,042人	6,327人

表 3-3 し尿くみ取り量、し尿くみ取り人口、1人1日当たりのし尿くみ取り量

(単位:kL)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度*
し尿くみ取り量	6,997.3	6,385.3	5,577.9	5,124.1	5,196.8	4,896.2	4,554.0

(単位:人)

し尿くみ取り人口	9,264	8,334	7,731	7,410	7,030	6,527	6,327
(単位:L/人・日)							
1人1日当たりし尿くみ取り量	2.07	2.10	1.98	1.89	2.03	2.06	1.97

* 平成27年度は、平成27年4月から10月までの間の実績値を踏まえ、推計した見込値

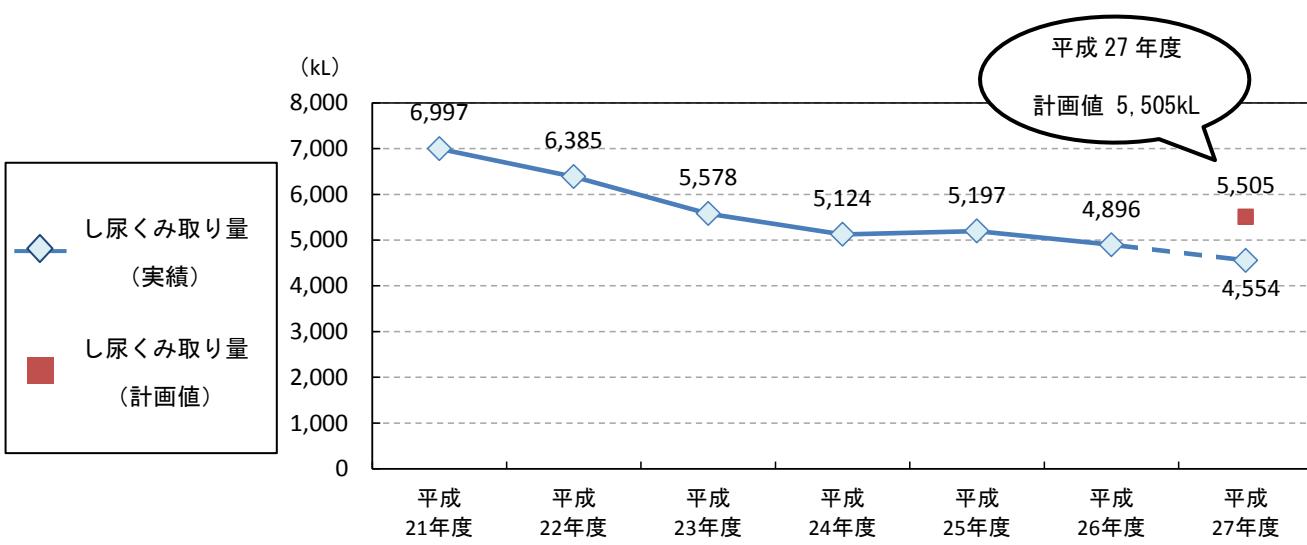


図 3-3 し尿くみ取り量の推移と平成27年度の計画値

②浄化槽汚泥量

前計画では、平成27年度の浄化槽汚泥量の計画値を22,993 kLとしていましたが、合併処理浄化槽人口の増加により、平成27年度は29,000 kLに増加する見込みです。

また、平成27年度における1人1日当たりの浄化槽汚泥量は、1.05 Lとなる見込みです。

表 3-4 浄化槽汚泥量の状況

指標	前計画の計画値 (平成27年度値)	計画値に対する現在の値 (平成27年度見込値)
浄化槽汚泥量	22,993 kL/年	29,000 kL/年
人口	74,536人	75,918人

表 3-5 浄化槽汚泥量、浄化槽人口、1人1日当たりの浄化槽汚泥量

(単位:kL)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度*
浄化槽汚泥量	28,098.0	28,553.1	28,588.4	29,153.5	28,634.1	29,481.1	29,000.0

(単位:人)

浄化槽人口	93,111	90,835	88,726	84,359	80,100	78,093	75,918
合併処理浄化槽	27,615	29,816	30,968	32,328	34,148	35,880	37,380
単独処理浄化槽	65,496	61,019	57,758	52,031	45,952	42,213	38,538

(単位:L/人・日)

1人1日当たりの浄化槽汚泥量	0.83	0.86	0.88	0.95	0.98	1.03	1.05
合併処理浄化槽	1.12	1.15	1.17	1.23	1.25	1.30	1.29
単独処理浄化槽	0.70	0.72	0.73	0.77	0.78	0.81	0.81

* 平成27年度は、平成27年4月から10月までの間の実績値を踏まえ、推計した見込値

* 浄化槽汚泥量の算出方法は、資料編138~140ページに掲載



図 3-4 浄化槽汚泥量の推移と平成27年度の計画値



「第2章 将来指標と施策」の流れ

本章では、処理形態別人口やし尿・浄化槽汚泥量の動向予測と、基本計画を推進していくための基本となる施策について整理します。

1 将来指標

「処理形態別人口」と「その増減に伴うし尿・浄化槽汚泥量」の動向について予測します。

2 施策

基本となる施策（体系・方向性）について整理します。

1 将來指標

- 1) 処理形態別人口の将来予測（95ページ）
- 2) 計画し尿くみ取り量・浄化槽汚泥量の将来指標（96ページ）

2 施策の体系

- 2-1 発生・排出管理計画（98ページ）
 - 1) 施策の方向性
 - 2) 施策
- 2-2 収集運搬計画（100ページ）
 - 1) 施策の方向性
 - 2) 施策
- 2-3 中間処理計画（100ページ）
 - 1) 施策の方向性
 - 2) 施策
- 2-4 最終処分計画（102ページ）
 - 1) 施策の方向性
 - 2) 施策
- 2-5 事業運営計画（103ページ）
 - 1) 施策の方向性
 - 2) 施策



第2章 将来指標と施策

1 将来指標

1) 処理形態別人口の将来予測

平成37年度までの処理形態別人口は、下水道計画等との調整を行い、次のフローにより推計します。

- ① 計画人口を把握します。
- ② 過年度の実績から近似式を用いて、公共下水道、農集排・コミプラ、合併処理浄化槽、し尿くみ取り人口を推計します。
- ③ 計画人口から上記②で推計を行った公共下水道、農集排・コミプラ、合併処理浄化槽、し尿くみ取り人口を差し引き、単独処理浄化槽人口を推計します。

表 3-6 処理形態別人口の将来予測

		(単位:人)									
計画人口		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
生活排水処理人口	(人)	337,372	335,304	333,236	331,168	329,098	327,620	326,142	324,664	323,186	321,710
公共下水道	(人)	296,745	298,295	299,660	300,879	301,982	302,990	303,915	304,774	305,575	306,325
農集排・コミプラ ^{※1}	(人)	231,145	231,758	232,300	232,784	233,223	233,625	233,994	234,336	234,655	234,953
合併処理浄化槽	(人)	27,465	27,758	28,018	28,252	28,465	28,661	28,840	29,008	29,166	29,314
非生活排水処理人口	(人)	38,135	38,779	39,342	39,843	40,294	40,704	41,081	41,430	41,754	42,058
単独処理浄化槽	(人)	40,627	37,009	33,576	30,289	27,116	24,630	22,227	19,890	17,611	15,385
し尿くみ取り	(人)	34,535	31,131	27,896	24,791	21,789	19,462	17,209	15,013	12,867	10,766
		6,092	5,878	5,680	5,498	5,327	5,168	5,018	4,877	4,744	4,619
生活排水処理率 ^{※2}	(%)	88.0	89.0	89.9	90.9	91.8	92.5	93.2	93.9	94.6	95.2

※1 農集排・コミプラの人口は、農業集落排水処理人口とコミュニティ・プラント人口の合計値

※2 生活排水処理率(%) = 生活排水処理人口 ÷ 計画人口 × 100

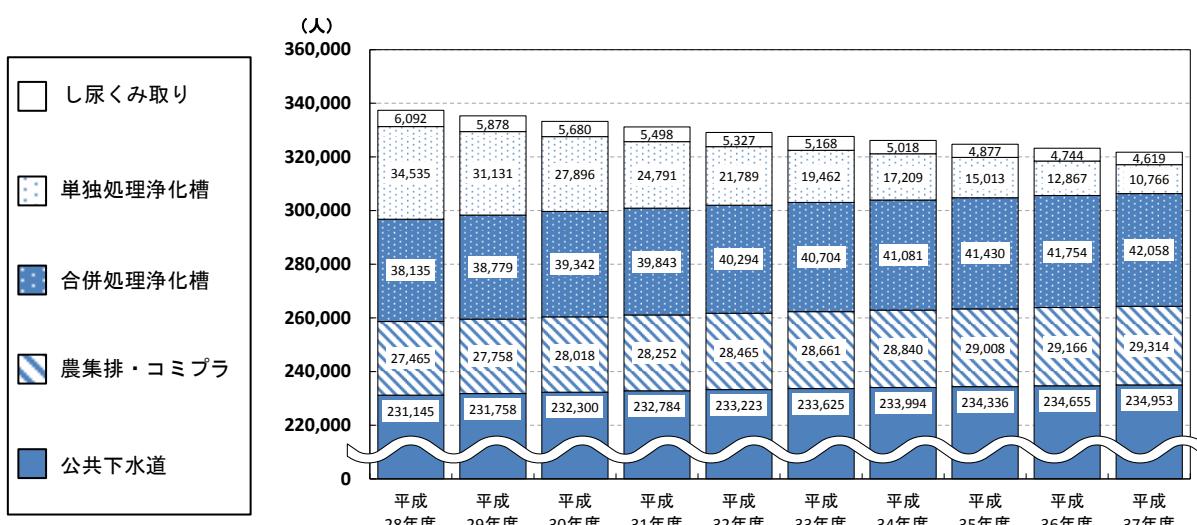


図 3-5 処理形態別人口の将来予測



2) 計画し尿くみ取り量・浄化槽汚泥量の将来指標

平成37年度における計画し尿くみ取り量・浄化槽汚泥量は、表3-7 計画年度（平成37年）における計画し尿くみ取り量、表3-8 計画年度（平成37年）における計画浄化槽汚泥量）のとおりです。（算出方法は、資料編138ページに掲載）

表3-7 計画年度（平成37年）における計画し尿くみ取り量

平成27年度 (見込値)	・・・	平成32年度	・・・	平成37年度
4,554 kL/年	・・・	3,834 kL/年	・・・	3,325 kL/年
平成27年度比 27.0%減				

表3-8 計画年度（平成37年）における計画浄化槽汚泥量

平成27年度 (見込値)	・・・	平成32年度	・・・	平成37年度
29,000 kL/年	・・・	25,436 kL/年	・・・	23,018 kL/年
平成27年度比 20.6%減				



2 施策の体系

以下、基本計画を推進していくための基本となる施策（体系・方向性）を示します。

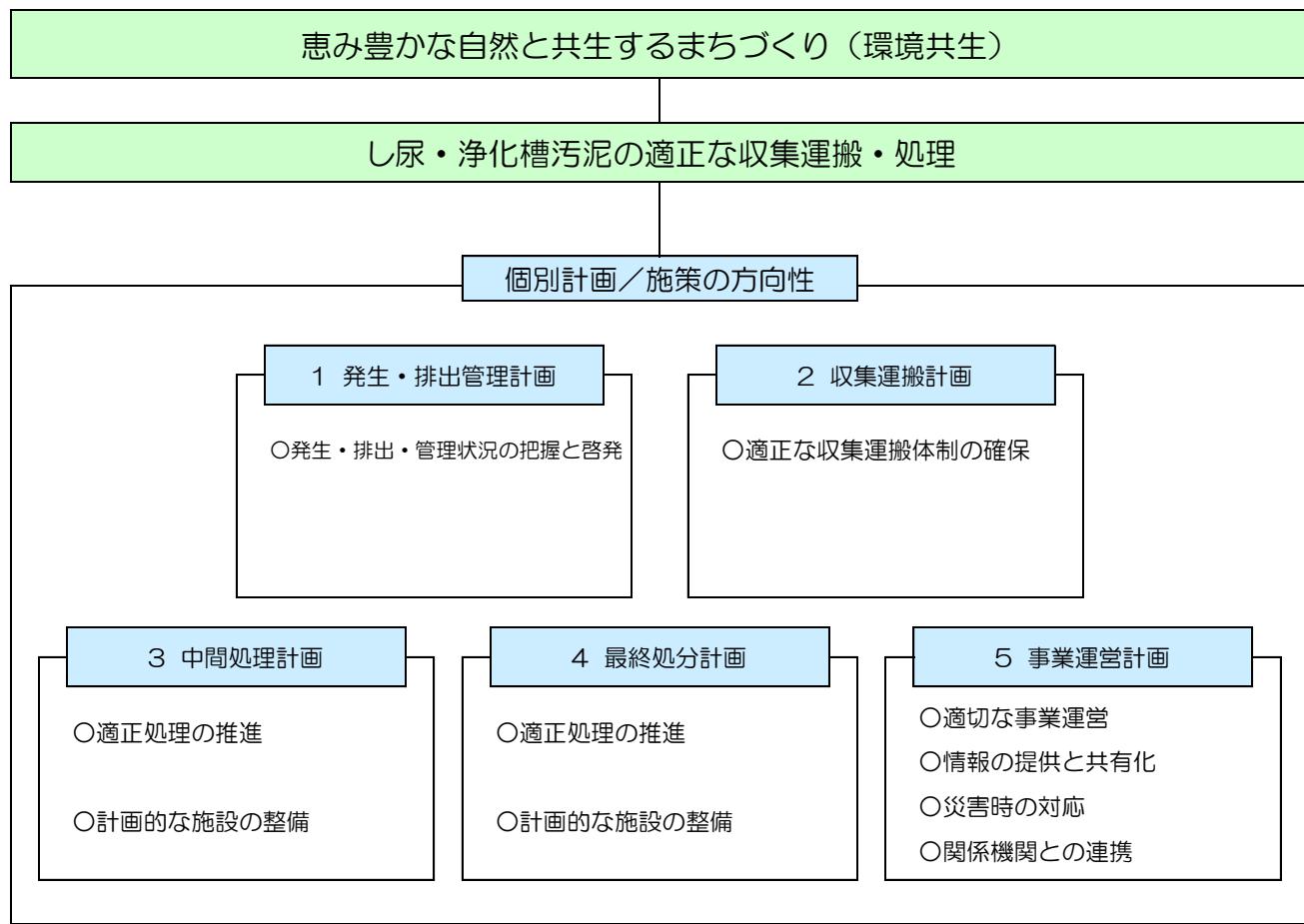


図 3-6 生活排水処理基本計画の施策の体系



2-1 発生・排出管理計画

1) 施策の方向性

発生・排出管理計画

○発生・排出・管理状況の把握と啓発

2) 施策

○発生・排出・管理状況の把握と啓発

(a) 処理対象に関する情報の適正管理

下水道の整備状況により、し尿・浄化槽汚泥の計画処理量が変動するため、将来の計画値について定期的に見直しを行い、実態に即した計画処理量の把握に努めます。

また、し尿くみ取り対象世帯数や浄化槽設置世帯数を把握するとともに、浄化槽の適正な管理に向けた啓発を行います。

■し尿くみ取り対象世帯の把握

定期的に市で行う調査等を通じて、世帯数の把握に努め、計画処理量の見直しを行います。

■浄化槽設置後の管理状況の把握

公共下水道や農業集落排水等に接続したり、家の新築・取り壊し等を行ったことにより使用されなくなった浄化槽や、設置等の届出がされていない浄化槽を把握するため、引き続き府内関係部署（水道局、農村整備課、建築指導課等）及び県等の関係機関と連携を図り、浄化槽の管理状況の正確な把握に努めます。

(b) 浄化槽の適正維持管理のための啓発

環境保全、公衆衛生、浄化槽の延命化等の観点から、浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する正しい知識を持っていただくとともに、法定検査、保守点検、清掃等を適正に行っていただけるよう、引き続き関係機関と連携してPR及び啓発を行います。これにより、水質を保つための法定検査受検率の向上を目指します。

また、本市に登録されている浄化槽保守点検業者及び本市の許可を受けている浄化槽清掃業者に対して、適正な業務を行うよう、引き続き指導します。

法定検査（浄化槽法第11条検査）とは

浄化槽法により、毎年1回、浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているかを確認する検査の実施が義務付けられています。



表 3-9 法定検査受検率の推移

(単位: %)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
前橋市	49	50	55	56	58	59
群馬県	59	61	64	66	70	71

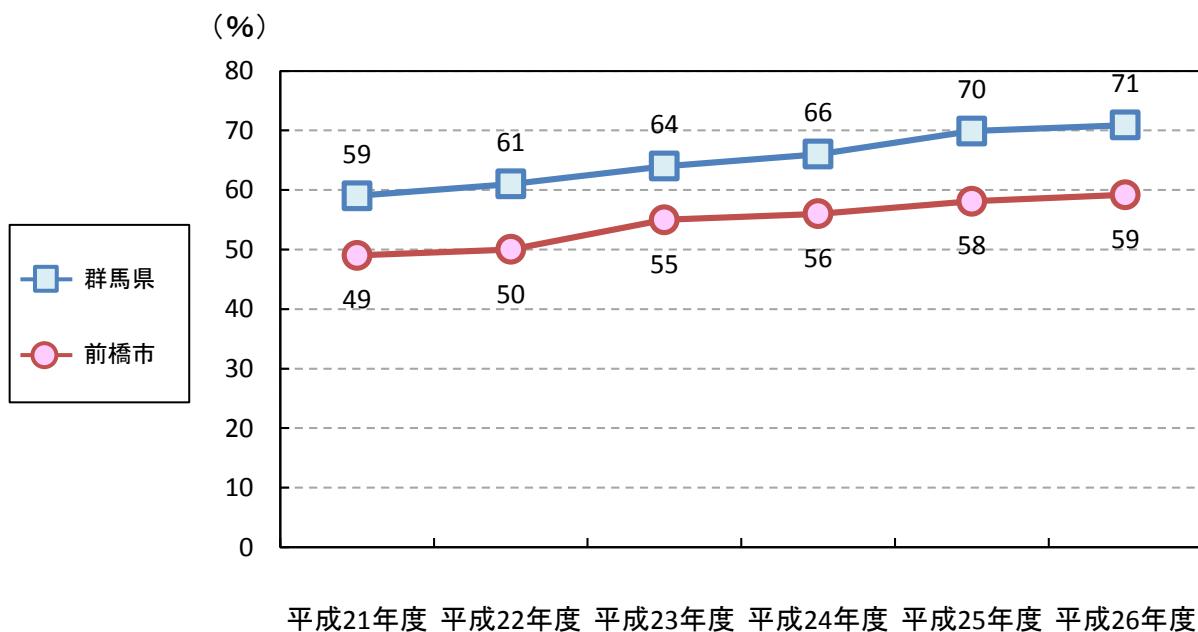


図 3-7 法定検査受検率の推移

(c) 合併処理浄化槽への転換の推進

くみ取り又は単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換について、関係部署と連携し、推進します。



2-2 収集運搬計画

1) 施策の方向性

収集運搬計画

○適正な収集運搬体制の確保

2) 施策

○適正な収集運搬体制の確保

水洗便所の普及に伴い、し尿くみ取り量が著しく減少していることから、市内におけるし尿収集が一層効率的な形態となるよう検討し、適正な収集運搬体制の確保を図ります。

2-3 中間処理計画

1) 施策の方向性

中間処理計画

①適正処理の推進

②計画的な施設の整備

2) 施策

①適正処理の推進

(a) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿・浄化槽汚泥は、水質浄化センター内のそれぞれの処理施設で適正に処理します。



表 3-10 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理施設

施設の名称	概要
し尿処理施設 (水質浄化センター内)	所在地：前橋市六供町 516 番地 1 竣工日：平成 10 年 3 月 処理能力：33 kL/日 処理方法：膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理
浄化槽汚泥処理施設 (水質浄化センター内)	所在地：前橋市六供町 1331 番地 竣工日：昭和 62 年 11 月 処理能力：87 kL/日 処理方法：固液分離活性汚泥処理方式

(b) 環境保全の推進

施設の適正な維持管理に努め、環境調査を実施するなど、中間処理施設における環境保全の確保を図ります。

②計画的な施設の整備

○し尿・浄化槽汚泥の処理施設の整備

水質浄化センター内のし尿処理施設と浄化槽汚泥処理施設は、延命化を図りつつ、それぞれの施設の整備に向けた検討を行います。

検討に当たっては、水質浄化センター内の下水処理施設の更新時期や内容等を考慮し、これら施設との調和を図りながら進めます。



2-4 最終処分計画

1) 施策の方向性

最終処分計画

①適正処理の推進

②計画的な施設の整備

2) 施策

①適正処理の推進

(a) 発生残さの処理の推進

平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により、水質浄化センターの焼却炉及び溶融施設が使用できなくなりました。このため、し尿処理施設、浄化槽汚泥処理施設、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントから発生する脱水汚泥（平成26年度処理量：2,276t）は民間処理施設へ委託処理していますが、現在整備中の汚泥炭化施設が完成した後は、この施設で処理を行います。

(b) 発生残さの資源化の推進

し尿処理施設、浄化槽汚泥処理施設、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラントから発生する脱水汚泥は、民間処理施設において堆肥化し、再利用（堆肥）します。

なお、汚泥炭化施設の完成後は、この施設で炭化処理し、燃料等として再利用します。

②計画的な施設の整備

○汚泥炭化施設の整備

平成29年4月の稼動を目指し、水質浄化センター内に汚泥炭化施設の整備を進めます。

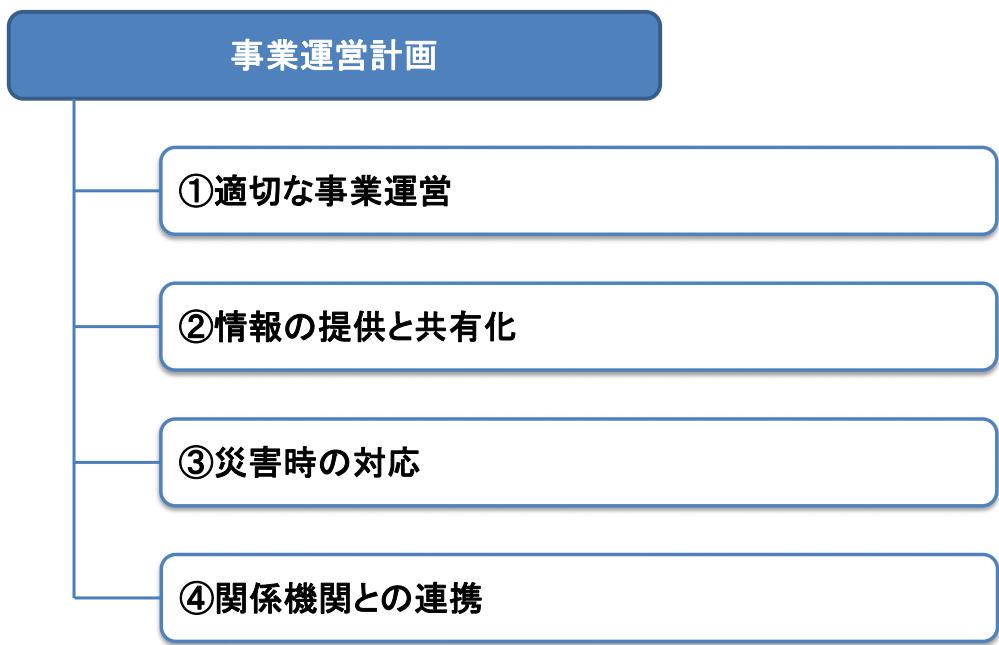
表 3-11 汚泥炭化施設の概要

施設の名称	概 要
汚泥炭化施設 (水質浄化センター内)	所 在 地：前橋市六供町1331番地他 運転開始予定：平成29年4月 処 理 能 力：25t/日 処 理 方 法：外熱スクリュー式



2-5 事業運営計画

1) 施策の方向性



2) 施策

①適切な事業運営

(a) 適正な処理体制の確保

当面は現行の処理体制を継続しますが、処理量に応じて柔軟に対応し、適正な処理体制を確保します。

(b) 事業の計画的な推進

施設整備に当たっては、他の市有施設を含めた全体の整備計画を考慮しながら、事業を計画的に推進します。

②情報の提供と共有化

■情報の提供

「広報まえばし」やホームページ等の活用により、市民・事業者に対し、情報提供を行います。

■情報の共有化

生活排水処理に関する情報について、関係部署との共有化を進めます。



④ 災害時の対応

大規模な自然災害等においては、大量かつ多種類の廃棄物が混在した状態で発生します。災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、前橋市地域防災計画と整合性を図りながら、災害廃棄物の処理に関する対策を進めます。

また、国土強靭化基本計画や、平成27年に改正された廃棄物処理法及び災害対策基本法に基づく国の指針では、市町村においても実効性のある災害廃棄物処理計画を策定することが求められていることから、本市においても調査・研究を進めます。

なお、関係団体との間で災害廃棄物処理に係る協定を次のとおり締結し、災害が発生した場合に廃棄物の適正・円滑な処理が進められるよう連携を図りました。

名 称	締結年度	締 結 先
群馬県災害廃棄物等の処理に 係る相互応援に関する協定	平成20年度	群馬県、県内市町村及び一部事務組合
災害時における災害廃棄物の 処理等に関する協定	平成26年度	前橋市再生資源事業協同組合及び前橋 市一般廃棄物処理事業協同組合

④関係機関との連携

(a) 関係部署との連携

事業の推進に当たっては、様々な関係部署との連携が必要となるため、行政内の体制を整備し、効率的な事務運営に努めます。

(b) 県との連携

事業の推進に当たっては、県との連携を図ります。



第4編

計画の推進に関すること





計画の推進

1 計画の推進体制

計画を実効性のあるものにするため、市民・事業者、自治会・関係団体や関係機関等との連携により、全体的・総合的に推進します。

2 計画の進行管理

(1) 計画の点検・評価

計画は、定期的に、その進捗状況の点検・評価を行い、「ごみ処理」と「生活排水処理」の目的を達成するために継続的な改善を図ります。

計画の進捗状況は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、「PDCAサイクル」を用いて把握します。

平成37年度のごみ減量値の目標達成に向け策定するアクションプラン（行動計画）は、このPDCAサイクルによる「①策定（Plan）」、「②実行（Do）」、「③点検・評価（Check）」、「④見直し（Action）」の手順をくり返し行なっていき、見直し計画に盛り込みます。

また、平成28年度から啓発・推進していく「第2次G活チャレンジ！ステキにごみダイエット」や「ごみ処理や生活排水処理に関する各施策」については、「③点検・評価」による課題の抽出と「④見直し（改善）」、「②実行」のサイクルは、毎年度、実施し、この計画の推進を力強いものにしていきます。

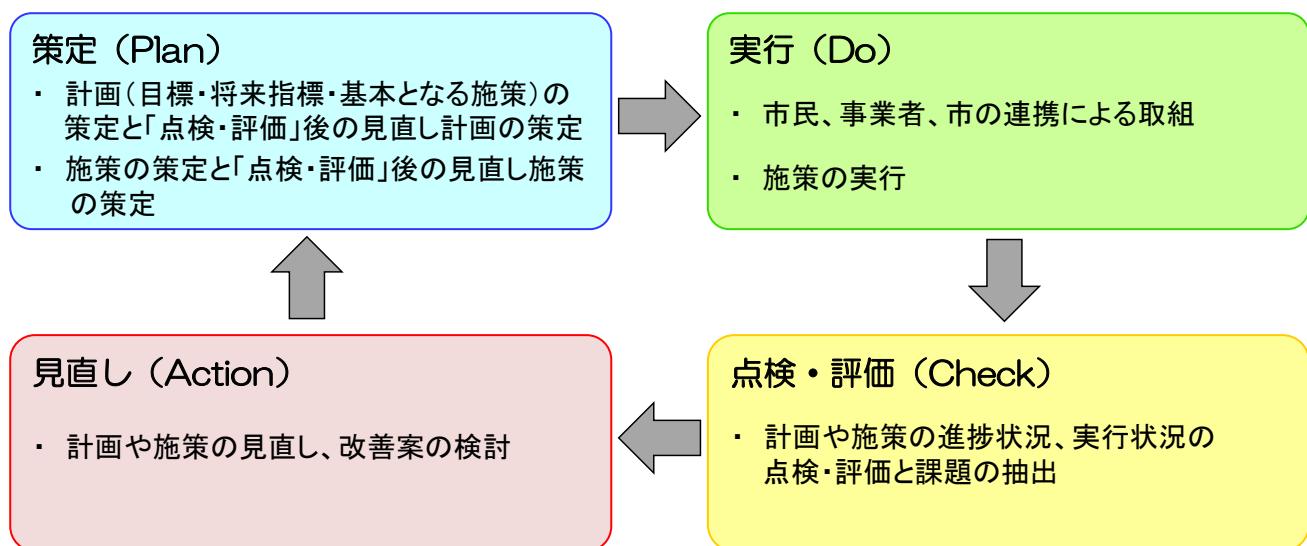


図 4-1 一般廃棄物処理基本計画における PDCA サイクル



PDCAサイクル推進の基本的事項

① 策定 (Plan)

この計画は、廃棄物減量等推進審議会等の意見を踏まえ、廃棄物処理法に基づき策定します。

また、その趣旨・目的・目標等を市民や事業者に対して説明し、理解と協力を得られるよう努めるとともに、広報媒体への掲載や関係団体への積極的な情報提供などにより、市民や事業者等に広く周知を図ります。

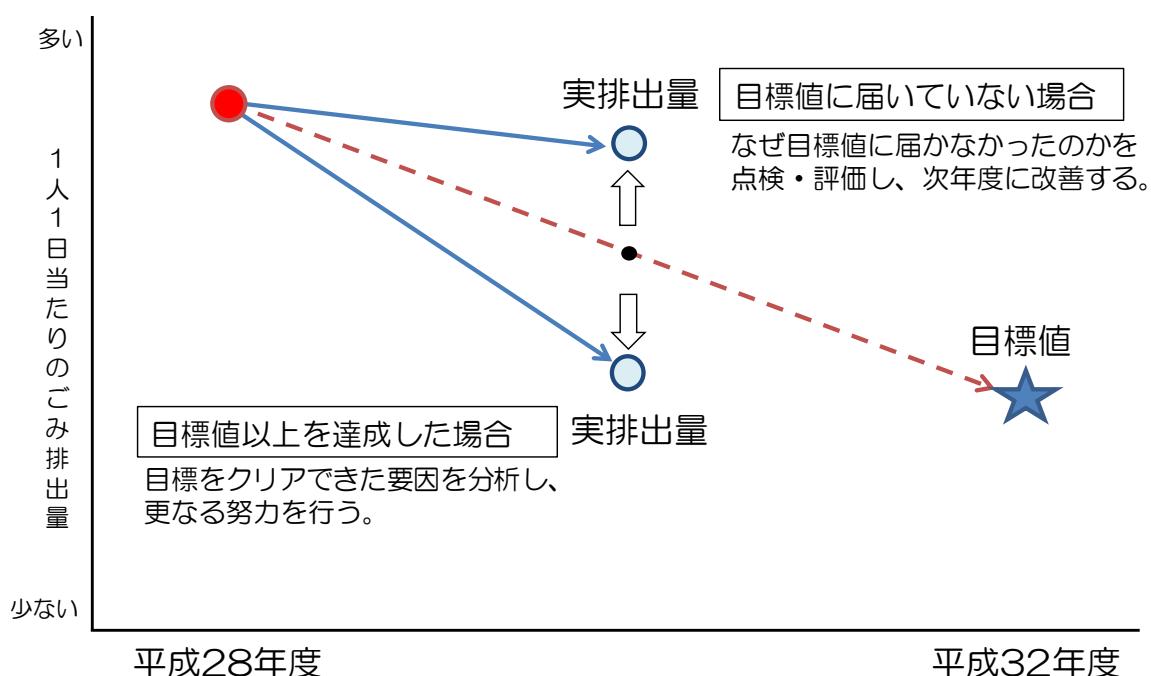
② 実行 (Do)

市民、事業者と連携・協力のもとに、計画に示した取組や施策を積極的に推進します。

③ 点検・評価 (Check)

計画の進行管理指標（ごみ減量に向けた目標値）を用い、毎年度、計画の進捗状況や施策の実施状況等について、効果や実効性の点検・評価を行い、計画で定めた目標の達成に向かって進んでいるかを確認します。

【ごみ減量化目標値の点検・評価の場合】



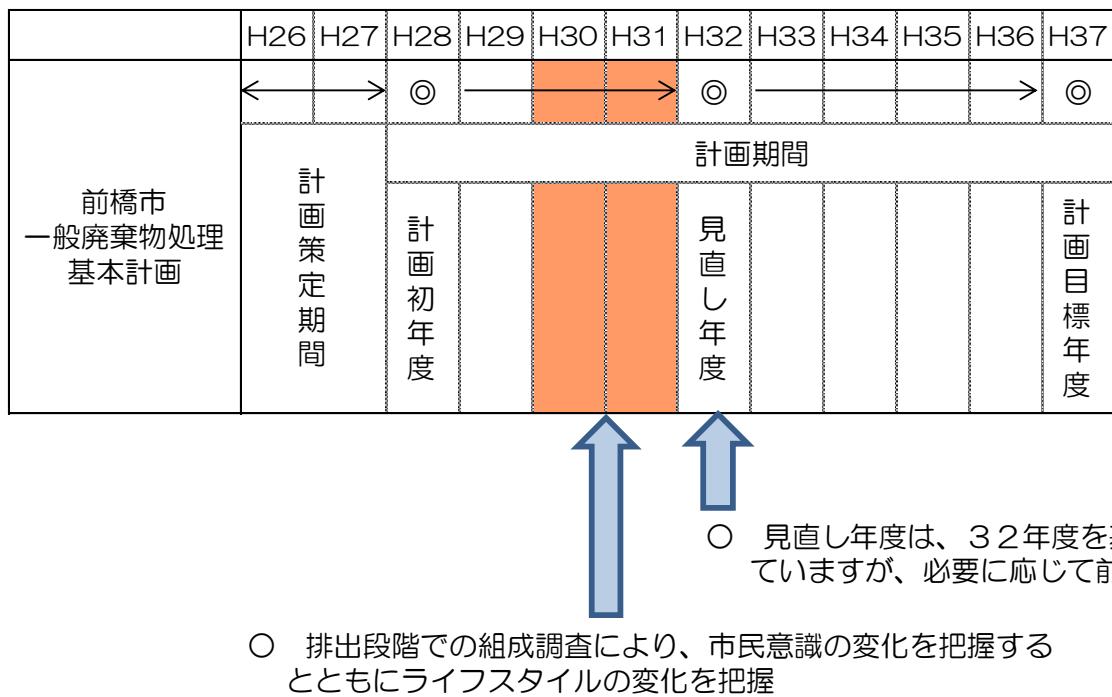
⑤ 見直し (Action)

この計画は、毎年度の点検・評価の結果を踏まえ、平成32年度に見直しを行います。

なお、ごみの減量化目標や施策の見直しに当たっては、あらかじめ排出段階の組成調査を実施するとともに市民の意識の変化やライフスタイルの変化も把握し、それまでの間に検討した「アクションプラン（行動計画）」をこの見直しの際に盛り込みます。

（アクションプラン（行動計画）の検討については、57ページに掲載）

また、国や県が設定する次期目標値は、この見直しの際、反映していきます。



(2)点検・評価結果の報告

P D C A サイクルに基づいて行った点検・評価結果と、これを踏まえて行った計画の見直しは、公表により報告します。

(3)情報の共有

市民・事業者・行政の連携・協力による取組を効果的に進めるためには、ごみ処理・生活排水処理に関する情報を共有し、現状や課題等について共通の認識を持つことが必要です。そのため、本市では、「広報まえばし」やホームページ等を活用し、市民・事業者に対してごみ処理・生活排水処理に関する情報の共有を積極的に行います。





資料編

- 1 市民アンケートの概要（109ページ）
- 2 市民アンケート結果の掲載一覧（110ページ）
- 3 ごみ減量に向けての目標値の設定（111ページ）
 - 1) ごみ処理基本計画における計画人口（将来人口）
 - 2) 「1人1日当たりのごみ量（原単位）」を基礎としたごみ排出量の予測
 - 3) 「市民アンケート結果（市民の意識）」を基礎としたごみ排出量の予測
 - 4) 「減量施策の推進・充実」と「社会環境の変化」を踏まえたごみ排出量の予測
 - 5) 国・県が示す目標値（「国の動向」を含む）
 - 6) 基本計画に定める本市の目標値
- 4 ごみ量の推移と目標値（133ページ）
- 5 し尿くみ取り量・浄化槽汚泥量の算出方法（138ページ）
- 6 前橋市廃棄物減量等推進審議会（142ページ）





1 市民アンケートの概要

(1)調査目的

「前橋市ごみ処理に関するアンケート調査」は、ごみの減量とリサイクルに関する市民の意識と日常の行動状況、市の施策や廃棄物処理のあり方に関する市民の意見、要望等について把握するとともに、ごみ処理に関する課題を明らかにし、平成28年度からの計画として新たに策定する「一般廃棄物処理基本計画」へ反映させることを目的として実施しました。

(2)調査対象

- ① 調査地域 : 本市全域
- ② 調査対象者 : 市内在住で、20歳以上の世帯主がいる世帯
- ③ 調査対象数 : 2,000世帯
- ④ 使用データ : 住民基本台帳データ（外国人含む）平成26年4月1日現在
- ⑤ 抽出方法 : ④のデータに基づき②に該当する市民の中から無作為に抽出

(3)調査項目

- ① 回答者の属性（性別、年齢、職業など）
- ② ごみ減量やリサイクルへの関心度と情報の入手方法
- ③ ごみの排出状況
- ④ 市の取組に対する認知度と参加状況
- ⑤ 日常生活でのごみ減量やリサイクルへの取組状況
- ⑥ ごみ減量とリサイクルを今よりも進めることができると思う割合
- ⑦ 市の取組に対する要望、家庭ごみ有料化に関する意見
- ⑧ その他必要な事項

(4)調査期間

平成27年2月9日～3月6日まで

(5)調査方法

郵送によるアンケート調査

(6)回収結果

1,074通（回収率53.7%） ※平成27年3月31日までの郵送到着分を含む。



2 市民アンケート結果の掲載一覧

計画本文に掲載した設問は、以下の通りです。

計画本文中のページ	内容
17 ページ	ごみ出しルールの遵守状況
	ごみの減量や再利用、処理の取組への関心
	家庭におけるごみの分別状況
22 ページ	紙のリサイクルへの取組状況
	衣類のリサイクルへの取組状況
	プラスチック容器の分別状況
23 ページ	買い物の際のマイバッグ等の利用状況
	生ごみの減量化実施状況
59 ページ	買い物の際のマイバッグ等の利用状況
60・61 ページ	家庭で取り組んでいるごみの減量やリサイクルの方法
65 ページ	ごみの減量やリサイクルに対する市の取組についての認知度
66 ページ	ごみの減量を推進するための市への要望
	リユース（再使用）を定着させるために市がすべき取組
67 ページ	ごみ処理の有料化
79 ページ	集積場所における収集の回数
	もっと増やしたほうが良いごみ収集の日
80 ページ	分別品目を増やす必要性と増やす場合の品目
119・120 ページ	ごみの減量とリサイクルに関する市民の意識



3 ごみ減量に向けての目標値の設定

1) ごみ処理基本計画における計画人口（将来人口）

「ごみ処理基本計画」における計画人口（将来人口）は、「前橋版人口ビジョン・総合戦略」との整合を保ち、以下のように設定しました。

この計画において、「見直し年度」と「計画目標年度」におけるごみ排出量を算出するための計画人口は、以下のとおりとします。（平成27年9月末人口：339,440人）

計画人口 見直し年度（平成32年度）：329,098人

計画目標年度（平成37年度）：321,710人

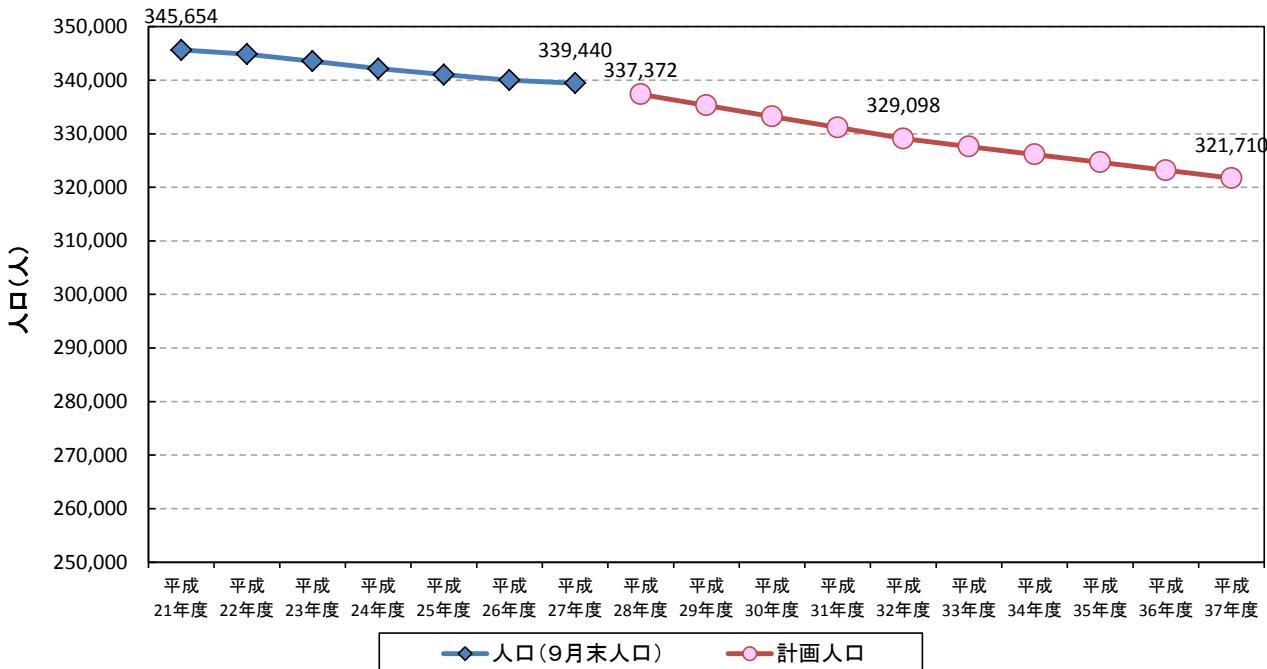


図 5-1 ごみ処理における計画人口（将来人口）の推移

(参考) 前橋版人口ビジョン将来人口推計

※ ごみ量予測に当たっての留意事項

- 1 計画人口は、平成27年11月25日開催の第3回県都まえばし創生本部・有識者会議に提出された「前橋版人口ビジョン（案）」の将来人口推計シミュレーション4で示された数値とした。
- 2 未曾有の自然災害が起因であった「平成26年度に搬入された雪害ビニールの量(543.9t)」は、ごみ排出量の将来予測に当たり考慮していない。
ただし、平成26年度の次の数値は、実績値であるため、この雪害ビニールの量を加味した数値を掲載した。
 - ④ 1人1日当たりのごみ総排出量
 - ⑤ 資源化量と再生利用率



2) 「1人1日当たりのごみ量（原単位）」を基礎としたごみ排出量の予測

平成27年4月から10月までの間の実績値を踏まえ、平成27年度の「1人1日当たりのごみ量（原単位）」の見込値を基礎として、ごみ排出量を予測しました。

①ごみ総排出量の予測

平成37年度（目標年度）における本市の「ごみ総排出量」は約115,310t、「家庭ごみ」の量は約88,300t、「事業系ごみ（搬入ごみ）量」は約27,010tと、それぞれ予測します。

表 5-1 原単位を基礎としたごみ排出量の予測

(単位:t)

区分	実績値 平成26年度	見込値 平成27年度	計画初年度 平成28年度	…	見直し年度 平成32年度	…	目標年度 平成37年度
家庭ごみ	94,541.7	93,165.0	92,597.4	…	90,326.3	…	88,298.7
収集ごみ	ごみ	73,577.8	72,400.0	71,958.9	…	70,194.0	…
	可燃ごみ(集積場所収集)	69,209.6	68,100.0	67,685.1	…	66,025.1	…
	不燃ごみ(集積場所収集)	2,972.6	2,900.0	2,882.3	…	2,811.6	…
	粗大ごみ(自治会回収・戸別収集)	1,395.6	1,400.0	1,391.5	…	1,357.3	…
資源収集・資源回収	資源ごみ	20,963.9	20,765.0	20,638.5	…	20,132.3	…
	プラスチック容器	1,759.2	1,790.0	1,779.1	…	1,735.5	…
	ペットボトル	846.5	840.0	834.9	…	814.4	…
	紙	13,622.4	13,350.0	13,268.7	…	12,943.3	…
	衣類等	534.4	580.0	576.5	…	562.3	…
	廃食用油	4.6	8.5	8.4	…	8.2	…
	びん	3,143.4	3,150.0	3,130.8	…	3,054.0	…
	缶	972.4	970.0	964.1	…	940.4	…
	使用済小型家電	81.0	75.5	75.0	…	73.2	…
	在宅医療廃棄物	0.1	1.0	1.0	…	1.0	…
事業系ごみ(搬入ごみ)	35,764.3	28,500.0	28,326.4	…	27,631.6	…	27,011.4
合計(ごみ総排出量)	130,306.0	121,665.0	120,923.8	…	117,957.9	…	115,310.1

(単位:人)

人口(9月末人口)	340,012	339,440	337,372	…	329,098	…	321,710
-----------	---------	---------	---------	---	---------	---	---------

(単位:g/人・日)

1人1日当たりのごみ総排出量	1,050	982	982
家庭ごみ	762	752	752
ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)	593	584	584
資源ごみ	169	168	168
事業系ごみ(搬入ごみ)	288	230	230

※ 平成26年度の「事業系ごみ」の量(35,764.3t)は、「雪害ビニール」の量(543.9t)を含んだ数値



図 5-2 原単位を基礎とした場合のごみ排出量の推移

②家庭ごみ（ごみと資源ごみ）量の予測

○可燃ごみと可燃性資源

「1人1日当たりのごみ量（原単位）」を基礎とした場合の平成37年度（目標年度）における家庭ごみ（可燃）量は、「可燃ごみ」が約64,540t、プラ容器、ペットボトル、紙などの「可燃性資源」が約15,700tと、それぞれ予測します。

表5-2 原単位を基礎とした家庭ごみ（可燃）量の予測

区分	実績値 平成26年度	見込値 平成27年度	計画初年度 平成28年度	…	見直し年度 平成32年度	…	目標年度 平成37年度	
							…	…
① 可燃ごみ	69,209.6	68,100.0	67,685.1	…	66,025.1	…	64,542.9	
② 可燃性資源	16,767.1	16,568.5	16,467.6	…	16,063.7	…	15,703.1	
1) プラ容器	1,759.2	1,790.0	1,779.1	…	1,735.5	…	1,696.5	
2) ペットボトル	846.5	840.0	834.9	…	814.4	…	796.1	
3) 紙 ※1	13,622.4	13,350.0	13,268.7	…	12,943.3	…	12,652.7	
4) 衣類等 ※1	534.4	580.0	576.5	…	562.3	…	549.7	
5) 廃食用油	4.6	8.5	8.4	…	8.2	…	8.1	
合計(①+②)	85,976.7	84,668.5	84,152.7	…	82,088.8	…	80,246.0	

(単位:t)

人口(9月末日)	340,012	339,440	337,372	…	329,098	…	321,710
----------	---------	---------	---------	---	---------	---	---------

(単位:人・日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…	平成37年度
③ 1人1日当たりの可燃ごみ	558	550			550		
④ 1人1日当たりの可燃性資源	135	134			134		
1) プラ容器	14	14			14		
2) ペットボトル	7	7			7		
3) 紙 ※1	110	108			108		
4) 衣類等 ※1	4	5			5		
5) 廃食用油 ※2	0	0			0		
合計(③+④)	693	683			683		

※1 「紙」と「衣類等」の回収と収集の方法は、自治会等が行う有価物集団回収、リサイクル庫を活用した拠点回収と、集積場所を活用したステーション収集の3方式

※2 1人1日当たりの量が1gに満たない場合は、0で表記

参考 「資源ごみ」への分別排出割合（可燃）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…	目標年度 平成37年度	
							…	…
「資源ごみ」への分別割合(可燃) *	19.5	19.6			19.6			

* 「資源ごみ」への分別排出割合（可燃）＝可燃性資源の量 ÷ （可燃ごみの量 + 可燃性資源の量）×100



○不燃ごみと不燃性資源

「1人1日当たりのごみ量（原単位）」を基礎とした場合の平成37年度（目標年度）における家庭ごみ（不燃）量は、「不燃ごみ」が約2,750t、びん、缶などの「不燃性資源」が約3,980tと、それぞれ予測します。

表 5-3 原単位を基礎とした家庭ごみ（不燃）量の予測

(単位:t)

区分	実績値 平成26年度	見込値 平成27年度	計画初年度 平成28年度	…	見直し年度 平成32年度	…	目標年度 平成37年度
① 不燃ごみ	2,972.6	2,900.0	2,882.3	…	2,811.6	…	2,748.5
② 不燃性資源	4,196.8	4,196.5	4,170.9	…	4,068.6	…	3,977.3
1) びん	3,143.4	3,150.0	3,130.8	…	3,054.0	…	2,985.5
2) 缶	972.4	970.0	964.1		940.4		919.3
3) 使用済小型家電	81.0	75.5	75.0	…	73.2	…	71.6
4) 在宅医療廃棄物	0.1	1.0	1.0	…	1.0	…	0.9
合計(①+②)	7,169.4	7,096.5	7,053.2	…	6,880.2	…	6,725.8

(単位:人)

人口(9月末日)	340,012	339,440	337,372	…	329,098	…	321,710
----------	---------	---------	---------	---	---------	---	---------

(単位:g/人・日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…	平成37年度
③ 1人1日当たりの不燃ごみ	24	23			23		
④ 1人1日当たりの不燃性資源	34	34			34		
1) びん	25	25			25		
2) 缶	8	8			8		
3) 使用済小型家電	1	1			1		
4) 在宅医療廃棄物 ※	0	0			0		
合計(③+④)	58	57			57		

※ 1人1日当たりの量が1gに満たない場合は、0で表記

参考 「資源ごみ」への分別排出割合（不燃）

(単位:%)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…	平成37年度
「資源ごみ」への分別割合(不燃) *	58.5	59.1			59.1		

※ 「資源ごみ」への分別排出割合（不燃）＝不燃性資源の量 ÷ (不燃ごみの量 + 不燃性資源の量) × 100



○粗大ごみ（自治会回収・戸別収集）

「1人1日当たりのごみ量（原単位）」を基礎とした場合の平成37年度（目標年度）における家庭ごみ（粗大）量は、約1,330tと予測します。

表5-4 原単位を基礎とした家庭ごみ（粗大）量の予測

(単位:t)

区分	実績値 平成26年度	見込値 平成27年度	計画初年度 平成28年度	…	見直し年度 平成32年度	…	目標年度 平成37年度
粗大ごみ	1,395.6	1,400.0	1,391.5	…	1,357.3	…	1,326.9

(単位:人)

人口(9月末日)	340,012	339,440	337,372	…	329,098	…	321,710
----------	---------	---------	---------	---	---------	---	---------

(単位:g/人・日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…	平成37年度
1人1日当たりの粗大ごみ	11	11			11		

③事業系ごみ（搬入ごみ）量の予測

「1人1日当たりのごみ量（原単位）」を基礎とした場合の平成37年度（目標年度）における事業系ごみ（搬入ごみ）量は、約27,010tと予測します。

表5-5 原単位を基礎とした事業系ごみ（搬入ごみ）量の予測

(単位:t)

区分	実績値 平成26年度	見込値 平成27年度	計画初年度 平成28年度	…	見直し年度 平成32年度	…	目標年度 平成37年度
事業系ごみ(搬入ごみ)	35,764.3	28,500.0	28,326.4	…	27,631.6	…	27,011.4

(単位:人)

人口(9月末日)	340,012	339,440	337,372	…	329,098	…	321,710
----------	---------	---------	---------	---	---------	---	---------

(単位:g/人・日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…	平成37年度
1人1日当たりの事業系ごみ	288	230			230		

※ 平成26年度の35,764.3tは、「雪害ビニール」の量(543.9t)を含んだ数値



⑤ 終処分量の予測

最終処分量は、「有価物集団回収等による資源化量」や「工場や委託の処理による資源化量」により変動します。

このため、ここでの最終処分量は、「ごみ総排出量」に対する割合（最終処分率）を基礎とし算出しました。この結果、平成37年度（目標年度）における最終処分量は、約12,500tと予測します。

表 5-6 最終処分率を基礎とした最終処分量の予測

(単位:t)

区分	実績値 平成26年度	見込値 平成27年度	計画初年度		見直し年度 平成32年度	… 平成37年度
			平成28年度	…		
最終処分量(浚渫土除く)	14,624.2	13,190.0	13,059.8	…	12,739.5	… 12,453.5
ごみ総排出量	130,306.0	121,665.0	120,923.8	…	117,957.9	… 115,310.1
最終処分率					10.8	

(単位:%)

⑤ 資源化量の予測

資源化量は、「有価物集団回収等による資源化量」だけでなく、「工場や委託の処理による資源化量」との合計量となります。

このため、ここでの資源化量は、「ごみ総排出量」に対する割合（再生利用率）を基礎とし算出しました。この結果、平成37年度（目標年度）における資源化量は、約22,000tと予測します。

表 5-7 再生利用率を基礎とした資源化量の予測

(単位:t)

区分	実績値 平成26年度	見込値 平成27年度	計画初年度		見直し年度 平成32年度	… 平成37年度
			平成28年度	…		
資源化量	23,817.0	23,240.0	23,096.4	…	22,530.0	… 22,024.2
ごみ総排出量	130,306.0	121,665.0	120,923.8	…	117,957.9	… 115,310.1
再生利用率					19.1	

(単位:%)

※ 平成26年度における資源化量の内訳（有価物集団回収等による資源化量・処理後の資源化量など）は、31ページに掲載

3) 「市民アンケート結果（市民の意識）」を基礎としたごみ排出量の予測

平成26年度末に行った市民アンケートの結果、「可燃ごみ」を約11.61%、「不燃ごみ」を8.10%、これまで以上に減量することができ、「資源ごみ」は6.64%～13.01%、これまで以上にリサイクルができるとの回答を得ました。（119～124ページ参照）

このアンケートの結果を踏まえ、将来の可燃性のごみ及び不燃性のごみの量を推計しました。

①家庭ごみ（ごみと資源ごみ）量の予測

○可燃ごみと可燃性資源

平成32年度（見直し年度）の家庭ごみ（可燃）の量は、「可燃ごみ」が約61,900t、
プラ容器、ペットボトル、紙などの「可燃性資源」が約16,850tと予測します。

表 5-8 市民アンケート結果を基礎とした家庭ごみ（可燃）量の予測

区分	実績値 平成26年度	見込値 平成27年度	計画初年度 平成28年度	…	見直し年度 平成32年度		目標年度 平成37年度
					● 61,892.3	… 57,049.5	
① 可燃ごみ	69,209.6	68,100.0	66,899.3	…	● 61,892.3	… 57,049.5	
② 可燃性資源	16,767.1	16,568.5	16,628.7	…	16,849.7	… 17,239.7	
1) プラ容器	1,759.2	1,790.0	1,797.8	…	● 1,826.6	… 1,874.6	
2) ペットボトル	846.5	840.0	841.2	…	● 844.9	… 855.8	
3) 紙 ※1	13,622.4	13,350.0	13,397.4	…	● 13,571.1	… 13,880.0	
4) 衣類等 ※1	534.4	580.0	584.0	…	● 598.8	… 621.2	
5) 廃食用油	4.6	8.5	-	…	-	…	-
合計(①+②)	85,976.7	84,668.5	83,528.0	…	79,042.0	… 74,289.2	

(単位:人)

人口(9月末日)	340,012	339,440	337,372	…	329,098	…	321,710
----------	---------	---------	---------	---	---------	---	---------

(単位:g/人・日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…	平成37年度
③ 1人1日当たりの可燃ごみ	558	550	543	…	515	…	486
④ 1人1日当たりの可燃性資源	135	134	135	…	140	…	147
1) プラ容器	14	14	15	…	15	…	16
2) ペットボトル	7	7	7	…	7	…	7
3) 紙 ※1	110	108	109	…	113	…	118
4) 衣類等 ※1	4	5	5	…	5	…	5
5) 廃食用油	0	0	-	…	-	…	-
合計(③+④)	693	683	678	…	655	…	633

※1 「紙」と「衣類等」の回収と収集の方法は、自治会等が行う有価物集団回収、リサイクル庫を活用した拠点回収と、集積場所を活用したステーション収集の3方式

※2 表中の●のある数値（予測量）は、5年後の目標値（達成目標値）とした数値（131ページ表5-19を参照）

参考 「資源ごみ」への分別排出割合（可燃）

(単位:%)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…	平成37年度
資源ごみへの分別割合(可燃) *	19.5	19.6	19.9	…	21.3	…	23.2

* 「資源ごみ」への分別排出割合（可燃）＝可燃性資源の量 ÷ (可燃ごみの量 + 可燃性資源の量) × 100



○不燃ごみと不燃性資源

市民アンケート結果（市民の意識）を基礎とした場合の平成32年度（見直し年度）における家庭ごみ（不燃）量は、「不燃ごみ」が約2,700t、びん、缶などの「不燃性資源」が約4,210tと予測します。

表 5-9 市民アンケート結果を基礎とした家庭ごみ（不燃）量の予測

(単位:t)

区分	実績値	見込値	計画初年度	見直し年度	目標年度
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成32年度	平成37年度
① 不燃ごみ	2,972.6	2,900.0	2,859.0	…	2,697.7
② 不燃性資源	4,196.8	4,196.5	4,199.3	…	4,207.3
1) びん	3,143.4	3,150.0	3,151.5	● 3,154.8	… 3,182.5
2) 缶	972.4	970.0	971.3	● 976.7	… 988.2
3) 使用済小型家電	81.0	75.5	75.5	… 75.9	… 76.8
4) 在宅医療廃棄物	0.1	1.0	-	…	…
合計(①+②)	7,169.4	7,096.5	7,058.3	… 6,905.0	… 6,774.4

(単位:人)

人口(9月末日)	340,012	339,440	337,372	…	329,098	…	321,710
----------	---------	---------	---------	---	---------	---	---------

(単位:g/人・日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…	平成37年度
③ 1人1日当たりの不燃ごみ	24	23	23	…	22	…	22
④ 1人1日当たりの不燃性資源	34	34	34	…	35	…	36
1) びん	25	25	26	…	26	…	27
2) 缶	8	8	8	…	8	…	8
3) 使用済小型家電	1	1	1	…	1	…	1
4) 在宅医療廃棄物	0	0	-	…	-	…	-
合計(③+④)	58	57	57	…	57	…	58

※ 表中の●のある数値（予測量）は、5年後の目標値（達成目標値）とした数値（131ページ表5-19を参照）

参考 「資源ごみ」への分別排出割合（不燃）

(単位:%)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…	平成37年度
資源ごみへの分別割合(不燃) *	58.5	59.1	59.5	…	60.9	…	62.7

※ 「資源ごみ」への分別排出割合（不燃） = 不燃性資源の量 ÷ (不燃ごみの量 + 不燃性資源の量) × 100

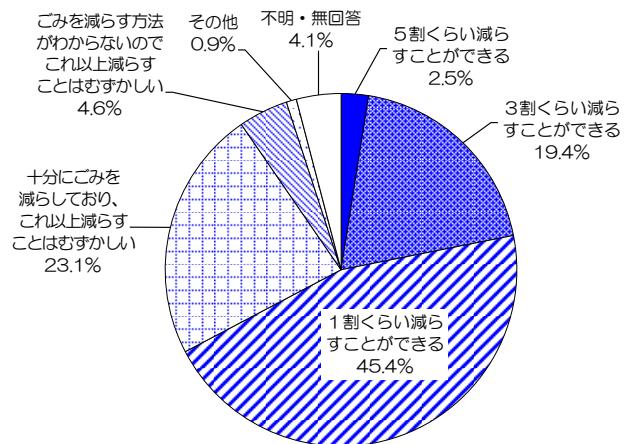


ごみの減量とリサイクルに関する市民の意識

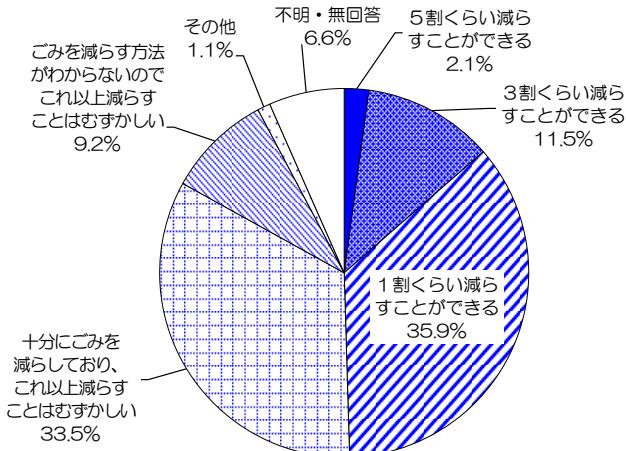
【アンケート結果】

可燃ごみと不燃ごみをどの程度、更に減らせると思いますか。

可燃ごみ



不燃ごみ

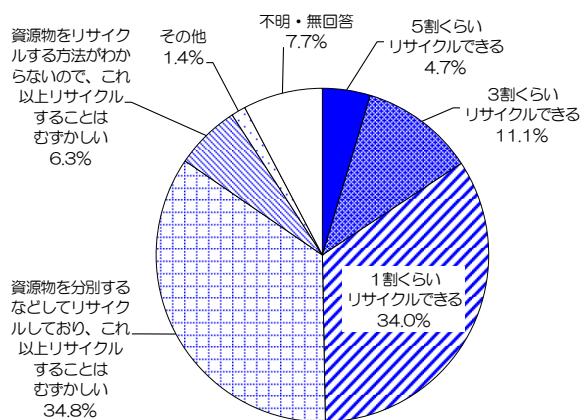


ポイント⇒可燃ごみは、「さらに1割くらい減らすことができる」が最も多くなっている。

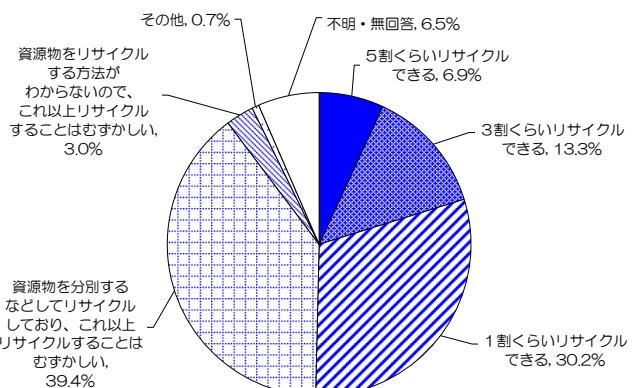
【アンケート結果】

可燃ごみや不燃ごみをどの程度更にリサイクルできると思いますか。

生ごみ

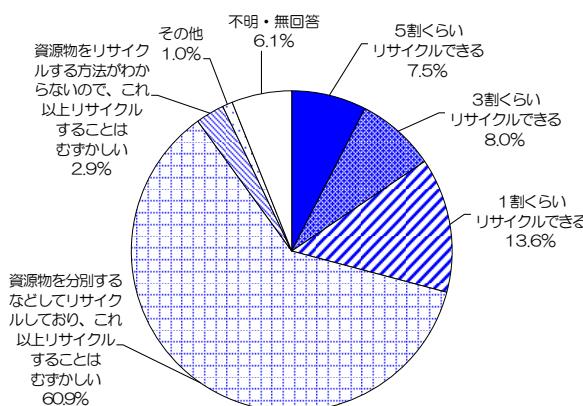


容器包装プラスチック

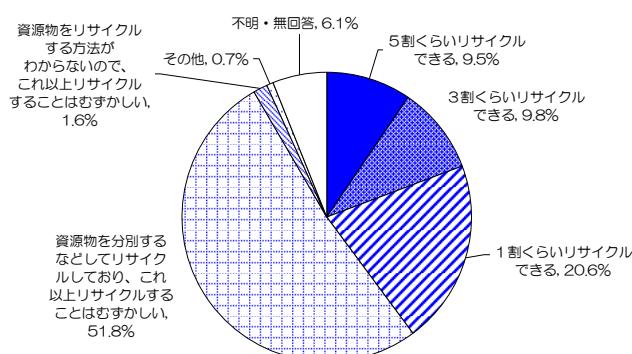


【アンケート結果】 可燃ごみと不燃ごみをどの程度更にリサイクルできると思いますか。

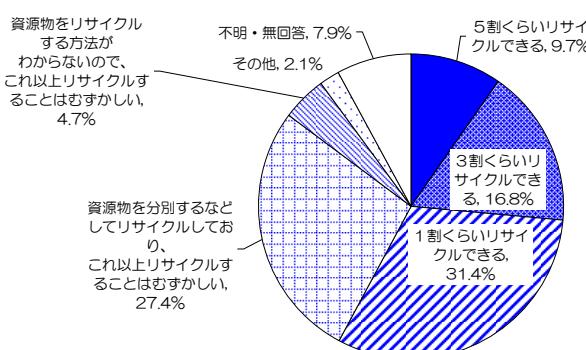
ペットボトル



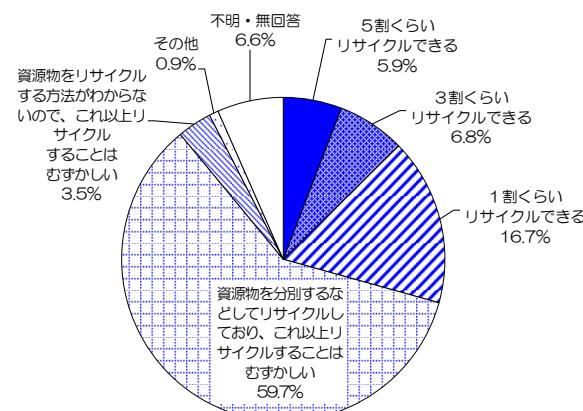
新聞・雑誌・雑古紙



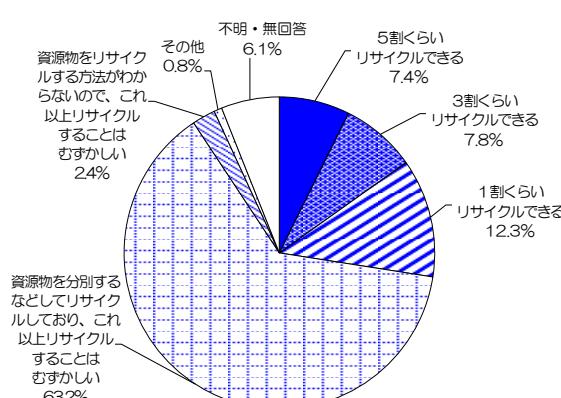
衣類



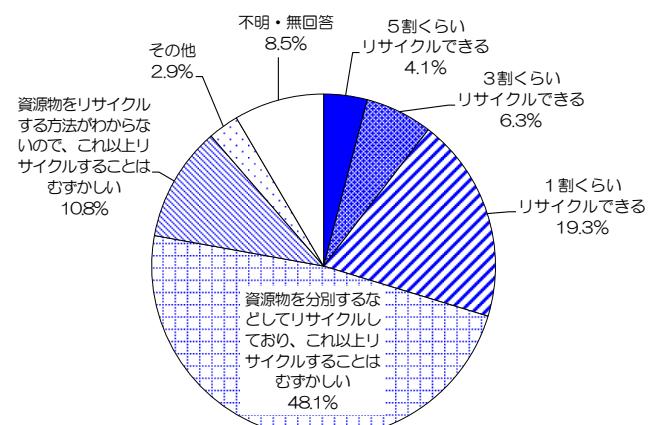
ガラスびん



空き缶



使用済小型家電



【減量効果の試算方法】

1 市全体人口：20歳未満を除く平成27年3月末人口

2 減量化効果・リサイクル効果の算出方法

(1) 各年齢層（全市）におけるごみ減量効果の算出方法

（ごみを5割減量できると答えた人数×0.5+ごみを3割減量できると答えた人数×0.3

+ごみを1割減量できると回答した人数×0.1）÷回答人数×100=各年齢層別（全市）のごみ減量効果

【例】全市における「可燃ごみ」減量効果の算出方法

$(27\text{人} \times 0.5 + 208\text{人} \times 0.3 + 488\text{人} \times 0.1) \div 1,074\text{人} \times 100 = 11.61\text{（%)}$

(2) 各年齢層（全市）におけるリサイクル効果の算出方法

（資源を5割リサイクルできると答えた人数×0.5+資源を3割リサイクルできると答えた人数×0.3

+資源を1割リサイクルできると回答した人数×0.1）÷回答人数=各年齢層別（全市）のリサイクル効果

3 将来のごみ排出量への反映

平成37年度時点で、現状推移した場合の値（原単位での将来値）からそれぞれの減量効果・リサイクル効果が得られると考える。

【例】「可燃ごみ」の将来ごみ量（平成37年度予測値）

現在の原単位で推移した際の平成37年度の可燃ごみ予測値（113ページ 表5-2参照：64,542.9t）

64,542.9t × (100 - 減量効果 (11.61%)) = 57,049.5t (117ページ 表5-8)

○可燃ごみ

可燃ごみ	可燃ごみ(回答者数)					年齢構成(人)		減量効果 試算(%)
	5割減	3割減	1割減	0割減	計	アンケート	市全体	
20～29歳	0	4	5	4	13	13	33,832	13.08
30～39歳	1	13	40	20	74	74	40,857	11.35
40～49歳	2	35	77	33	147	147	48,753	13.06
50～59歳	2	35	78	42	157	157	41,427	12.29
60～69歳	8	75	165	111	359	359	49,355	11.98
70歳以上	14	46	122	141	323	323	64,871	10.22
不明・無回答	0	0	1	0	1	1		10.00
計(人)	27	208	488	351	1,074	1,074	279,095	11.61
割合(%)	2.5	19.4	45.4	32.7	100.0			

○不燃ごみ

不燃ごみ	不燃ごみ(回答者数)					年齢構成(人)		減量効果 試算(%)
	5割減	3割減	1割減	0割減	計	アンケート	市全体	
20～29歳	0	1	5	7	13	13	33,832	6.15
30～39歳	0	14	26	34	74	74	40,857	9.19
40～49歳	1	19	64	63	147	147	48,753	8.57
50～59歳	4	12	70	71	157	157	41,427	8.03
60～69歳	10	41	127	181	359	359	49,355	8.36
70歳以上	8	36	94	185	323	323	64,871	7.49
不明・無回答	0	0	0	1	1	1		0.00
計(人)	23	123	386	542	1,074	1,074	279,095	8.10
割合(%)	2.1	11.5	35.9	50.5	100.0			



○生ごみ

生ごみ	生ごみ(回答者数)					年齢構成(人)		リサイクル効果 試算(%)
	5割増	3割増	1割増	0割増	計	アンケート	市全体	
20～29歳	0	2	4	7	13	13	33,832	7.69
30～39歳	2	13	29	30	74	74	40,857	10.54
40～49歳	8	23	60	56	147	147	48,753	11.50
50～59歳	5	16	63	73	157	157	41,427	8.66
60～69歳	21	30	127	181	359	359	49,355	8.97
70歳以上	14	35	82	192	323	323	64,871	7.96
不明・無回答	0	0	0	1	1	1		0.00
計	50	119	365	540	1,074	1,074	279,095	9.05
割合	4.7	11.1	34.0	50.3	100.0			

○容器包装プラスチック

容器包装類	プラスチック(回答者数)					年齢構成(人)		リサイクル効果 試算(%)
	5割増	3割増	1割増	0割増	計	アンケート	市全体	
20～29歳	2	1	3	7	13	13	33,832	12.31
30～39歳	2	15	29	28	74	74	40,857	11.35
40～49歳	10	23	53	61	147	147	48,753	11.70
50～59歳	11	25	47	74	157	157	41,427	11.27
60～69歳	30	42	105	182	359	359	49,355	10.61
70歳以上	19	37	86	181	323	323	64,871	9.04
不明・無回答	0	0	1	0	1	1		10.00
計(人)	74	143	324	533	1,074	1,074	279,095	10.46
割合(%)	6.9	13.3	30.2	49.6	100.0			

○ペットボトル

ペットボトル	ペットボトル(回答者数)					年齢構成(人)		リサイクル効果 試算(%)
	5割増	3割増	1割増	0割増	計	アンケート	市全体	
20～29歳	0	2	4	7	13	13	33,832	7.69
30～39歳	4	8	12	50	74	74	40,857	7.57
40～49歳	4	12	23	108	147	147	48,753	5.37
50～59歳	12	9	21	115	157	157	41,427	6.88
60～69歳	34	31	48	246	359	359	49,355	8.66
70歳以上	27	24	38	234	323	323	64,871	7.59
不明・無回答	0	0	0	1	1	1		0.00
計(人)	81	86	146	761	1,074	1,074	279,095	7.53
割合(%)	7.5	8.0	13.6	70.9	100.0			



○新聞、雑誌、雑古紙

新聞・雑誌等	新聞、雑誌、雑古紙(回答者数)					年齢構成(人)		リサイクル効果 試算(%)
	5割増	3割増	1割増	0割増	計	アンケート	市全体	
20~29歳	0	1	5	7	13	13	33,832	6.15
30~39歳	4	8	27	35	74	74	40,857	9.59
40~49歳	6	29	28	84	147	147	48,753	9.86
50~59歳	16	17	33	91	157	157	41,427	10.45
60~69歳	48	28	69	214	359	359	49,355	10.95
70歳以上	28	22	59	214	323	323	64,871	8.20
不明・無回答	0	0	0	1	1	1		0.00
計(人)	102	105	221	646	1,074	1,074	279,095	9.74
割合(%)	9.5	9.8	20.6	60.1	100.0			

○衣類

衣類	衣類(回答者数)					年齢構成(人)		リサイクル効果 試算(%)
	5割増	3割増	1割増	0割増	計	アンケート	市全体	
20~29歳	1	3	1	8	13	13	33,832	11.54
30~39歳	7	15	16	36	74	74	40,857	12.97
40~49歳	18	20	64	45	147	147	48,753	14.56
50~59歳	15	28	55	59	157	157	41,427	13.63
60~69歳	38	62	123	136	359	359	49,355	13.90
70歳以上	25	52	78	168	323	323	64,871	11.11
不明・無回答	0	0	0	1	1	1		0.00
計(人)	104	180	337	453	1,074	1,074	279,095	13.01
割合(%)	9.7	16.8	31.4	42.2	100.0			

○ガラスびん

ガラスびん	ガラスびん(回答者数)					年齢構成(人)		リサイクル効果 試算(%)
	5割増	3割増	1割増	0割増	計	アンケート	市全体	
20~29歳	0	2	2	9	13	13	33,832	6.15
30~39歳	4	6	15	49	74	74	40,857	7.16
40~49歳	4	10	22	111	147	147	48,753	4.90
50~59歳	11	8	25	113	157	157	41,427	6.62
60~69歳	24	26	63	246	359	359	49,355	7.27
70歳以上	20	21	52	230	323	323	64,871	6.66
不明・無回答	0	0	0	1	1	1		0.00
計(人)	63	73	179	759	1,074	1,074	279,095	6.64
割合(%)	5.9%	6.8%	16.7%	70.7%	100.0%			



○空き缶

空き缶	空き缶(回答者数)					年齢構成(人)		リサイクル効果 試算(%)
	5割増	3割増	1割増	0割増	計	アンケート	市全体	
20～29歳	0	2	2	9	13	13	33,832	6.15
30～39歳	4	6	12	52	74	74	40,857	6.76
40～49歳	5	9	19	114	147	147	48,753	4.83
50～59歳	9	11	25	112	157	157	41,427	6.56
60～69歳	34	30	39	256	359	359	49,355	8.33
70歳以上	27	26	35	235	323	323	64,871	7.68
不明・無回答	0	0	0	1	1	1		0.00
計(人)	79	84	132	779	1,074	1,074	279,095	7.25
割合(%)	7.4	7.8	12.3	72.5	100.0			

○使用済小型家電

小型家電	使用済小型家電(回答者数)					年齢構成(人)		リサイクル効果 試算(%)
	5割増	3割増	1割増	0割増	計	アンケート	市全体	
20～29歳	0	2	3	8	13	13	33,832	6.92
30～39歳	3	2	20	49	74	74	40,857	5.54
40～49歳	8	7	33	99	147	147	48,753	6.39
50～59歳	5	15	34	103	157	157	41,427	6.62
60～69歳	18	19	73	249	359	359	49,355	6.13
70歳以上	10	23	44	246	323	323	64,871	5.05
不明・無回答	0	0	0	1	1	1		0.00
計(人)	44	68	207	755	1,074	1,074	279,095	5.88
割合(%)	4.1	6.3	19.3	70.3	100.0			



4) 「減量施策の推進・充実」と「社会環境の変化」を踏まえたごみ排出量の予測

啓発強化や取組（現行施策）の工夫といった「減量施策の推進・充実」と「社会環境の変化」を踏まえ、将来のごみ排出量を予測します。

①家庭ごみ（ごみと資源ごみ）量の予測

○可燃ごみと可燃性資源

「雑古紙」と「衣類等」を資源化重点品目にした取組、新聞の発行部数減少や容器の軽量化の進展などの社会環境の変化を踏まえ、平成32年度（見直し年度）における「可燃ごみ」の量は約62,810t、紙などの「可燃性資源」の量は約15,740tと予測します。

表 5-10 減量施策の推進・充実などを踏まえた家庭ごみ（可燃）量の予測

（単位:t）

区分	実績値	見込値	計画初年度	見直し年度		目標年度
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…
① 可燃ごみ	69,209.6	68,100.0	67,042.0	…	62,809.9	…
② 可燃性資源	16,767.1	16,568.5	16,403.0	…	15,738.6	…
1) プラ容器	1,759.2	1,790.0	1,772.6	…	1,702.8	…
2) ペットボトル	846.5	840.0	835.9	…	819.3	…
3) 紙 ※1	13,622.4	13,350.0	12,985.0	…	11,522.8	…
4) 衣類等 ※1	534.4	580.0	800.3	…	1,681.7	…
5) 廃食用油	4.6	8.5	9.2	…	■ 12.0	…
合計(①+②)	85,976.7	84,668.5	83,444.9	…	78,548.5	…
						72,990.0

（単位:人）

人口(9月末日)	340,012	339,440	337,372	…	329,098	…	321,710
----------	---------	---------	---------	---	---------	---	---------

（単位:g/人・日）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…	平成37年度
③ 1人1日当たりの可燃ごみ	558	550	544	…	523	…	501
④ 1人1日当たりの可燃性資源	135	134	133	…	131	…	121
1) プラ容器	14	14	14	…	14	…	14
2) ペットボトル	7	7	7	…	7	…	7
3) 紙 ※1	110	108	105	…	96	…	86
4) 衣類等 ※1	4	5	6	…	14	…	14
5) 廃食用油	0	0	0	…	0	…	0
合計(③+④)	693	683	678	…	654	…	622

※1 「紙」と「衣類等」の回収と収集の方法は、自治会等が行う有価物集団回収、リサイクル庫を活用した拠点回収と、集積場所を活用したステーション収集の3方式

※2 表中の■のある数値（予測量）は、5年後の目標値（達成目標値）とした数値（131ページ表5-19を参照）

参考 「資源ごみ」への分別排出割合（可燃）

（単位:%）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…	平成37年度
資源ごみへの分別割合(可燃) *	19.5	19.6	19.7	…	20.0	…	19.5

* 「資源ごみ」への分別排出割合（可燃） = 可燃性資源の量 ÷ (可燃ごみの量 + 可燃性資源の量) × 100



○不燃ごみと不燃性資源

「使用済小型家電」を資源化重点品目にした取組、容器の軽量化の進展などの社会環境の変化を踏まえ、平成32年度（見直し年度）における「不燃ごみ」の量は約2,540t、使用済小型家電などの「不燃性資源」の量は約4,290tと予測します。

表 5-11 減量施策の充実・推進などを踏まえた家庭ごみ（不燃）量の予測

(単位:t)

区分	実績値	見込値	計画初年度	見直し年度	目標年度	
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…
① 不燃ごみ	2,972.6	2,900.0	2,827.6	…	■ 2,538.1	…
② 不燃性資源	4,196.8	4,196.5	4,210.4	…	4,285.4	…
1) びん	3,143.4	3,150.0	3,128.5	…	3,042.5	…
2) 缶	972.4	970.0	964.2	…	941.1	…
3) 使用済小型家電	81.0	75.5	121.1	… ■ 303.3	…	293.6
4) 在宅医療廃棄物	0.1	1.0	1.2	… ■ 2.0	…	2.0
合計(①+②)	7,169.4	7,096.5	7,038.0	…	6,823.5	…
					6,774.4	

(単位:人)

人口(9月末日)	340,012	339,440	337,372	…	329,098	…	321,710
----------	---------	---------	---------	---	---------	---	---------

(単位:g/人・日)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…	平成37年度
③ 1人1日当たりの不燃ごみ	24	23	23	…	21	…	20
④ 1人1日当たりの不燃性資源	34	34	34	…	36	…	36
1) びん	25	25	25	…	25	…	25
2) 缶	8	8	8	…	8	…	8
3) 使用済小型家電	1	1	1	…	3	…	3
4) 在宅医療廃棄物	0	0	0	…	0	…	0
合計(③+④)	58	57	57	…	57	…	56

※ 表中の■のある数値（予測量）は、5年後の目標値（達成目標値）とした数値（131ページ表5-19を参照）

参考 「資源ごみ」への分別排出割合（不燃）

(単位:%)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…	平成37年度
資源ごみへの分別割合(不燃) *	58.5	59.1	59.8	…	62.8	…	61.7

※ 「資源ごみ」への分別排出割合（不燃）＝不燃性資源の量 ÷ (不燃ごみの量 + 不燃性資源の量) × 100



○粗大ごみ（自治会回収・戸別収集）

粗大ごみは、平成23年度から収集方法の変更を行いました。

このため、平成23年度から平成26年度までの傾向と、「生活スタイルに合った家財を保有したり、整理したりしようとする意識・考え方」の変化を踏まえ、平成32年度（見直し年度）における「粗大ごみ」の量は、約1,520tと予測します。

表5-12 社会環境の変化などを踏まえた粗大ごみ量の予測

(単位:t)

区分	実績値		見込値		計画初年度		見直し年度		目標年度	
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…	平成37年度	…	平成37年度	…
粗大ごみ	1,395.6	1,400.0	1,424.0	…	■ 1,520.1	…	1,780.4	…	…	…

※ 表中の■のある数値（予測量）は、5年後の目標値（達成目標値）とした数値（131ページ表5-19を参照）

※ 「1人1日当たりの粗大ごみ量」は、平成28年度が12g、平成32年度が13g、平成37年度が15gとなる。

（平成27年度以前の数値については、115ページ表5-4を参照；平成26年度及び平成27年度ともに11g）

① 事業系ごみ（搬入ごみ）量の予測

平成21年度から平成26年度までの傾向を踏まえ、平成32年（見直し年度）における「事業系ごみ（搬入ごみ）量」は、約26,330tと予測します。

表5-13 減量施策の充実・推進などを踏まえた事業系ごみ（搬入ごみ）量の予測

(単位:t)

区分	実績値		見込値		計画初年度		見直し年度		目標年度	
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度	…	平成37年度	…	平成37年度	…
事業系ごみ（搬入ごみ）	35,764.3	28,500.0	28,066.0	…	■ 26,330.0	…	25,379.0	…	…	…

※ 表中の■のある数値（予測量）は、5年後の目標値（達成目標値）とした数値（131ページ表5-19を参照）

※ 「1人1日当たりの事業系ごみ（搬入ごみ）量」は、平成28年度が228g、平成32年度が219g、平成37年度が216gとなる。

（平成27年度以前の数値については、115ページ表5-5を参照；平成26年度は288g、平成27年度は230g）

【平成37年度の予測値比較】

市民アンケートの結果及び施策の効果や社会環境の変化を踏まえた将来予測において、平成37年度の数値を比較すると以下のようになります。

表5-14 平成37年度の将来予測値比較

		市民アンケートの結果を踏まえた将来予測値	施策の効果や社会環境の変化を踏まえた将来予測値
ごみ総排出量		922 g/人・日	909 g/人・日
家庭ごみ	収集ごみ	523 g/人・日	536 g/人・日
	可燃ごみ	486 g/人・日	501 g/人・日
	不燃ごみ	22 g/人・日	20 g/人・日
	粗大ごみ ^{※1}	15 g/人・日	15 g/人・日
資源ごみ	資源ごみ (可燃性資源・不燃性資源)	183 g/人・日	157 g/人・日
	事業系ごみ（搬入ごみ） ^{※1}	216 g/人・日 (25,379 t/年;表5-13を参照)	216 g/人・日 (25,379 t/年;表5-13を参照)

※1 粗大ごみ及び事業系ごみ（搬入ごみ）は、市民アンケートの結果を反映できないので、施策の効果や社会環境の変化を踏まえた数値を共通して用いた。



5) 国・県が示す目標値

国（第三次循環型社会形成推進基本計画）や県（循環型社会づくり推進計画）が示している目標値と、本市の実績値・見込値とを比べると、表 5-15 のとおりです。

また、国の計画における平成 32 年度の数値目標を本市に置き換えると、表 5-16 のとおりです。（国の動向は、130 ページに掲載）

表 5-15 国・県が示している目標値との比較

指 標	国・県が示している目標値			国・県の目標を考慮した数値	【参考】現行計画目標値	前橋市実績値、見込値			
	基準年度	目標年度	目標内容			平成 27 年度	平成 12 年度	平成 20 年度	平成 26 年度
(国)第三次循環型社会形成推進基本計画 (基準年度:平成12年度)	1人1日当たりごみ総排出量 (g)	平成 12 年度	25%削減	825	—	1,100	—	1,050	982
	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源回収を除く) (g)	平成 32 年度	25%削減	492	525	656	—	592.9	584
	事業系ごみ量 (t)		35%削減	26,181	32,000	40,279	—	35,764	28,500
(県)群馬県循環型社会づくり推進計画 (基準年度:平成20年度)	1人1日当たりごみ総排出量 (g)	平成 20 年度	11.4%削減	1,065	—	—	1,202	1,050	982
	再生利用率 (%)	平成 27 年度	約20%	22.0	25.0	—	15.7	18.2	19.1
	最終処分量 (千t)		18.4%削減	14,268	14,500	—	17,486	14,624	13,190

※ 平成 27 年度は、平成 27 年 4 月から 10 月までの間の実績値を踏まえ、推計した見込値（人口は 7 月末値）

表 5-16 国の第三次循環型社会形成推進基本計画における数値目標

項目	目標値
(a) 1人1日当たりのごみ総排出量 (((b)+資源ごみ量) + (c)) 平成 26 年度実績値 1,050 g 平成 27 年度見込値 982 g	平成 12 年度→平成 32 年度で約 25%削減 <本市に当てはめると・・・> 平成 12 年度実績値 : 1,100g 平成 32 年度目標値 : 825g
(b) 1人1日当たりの収集ごみ量 (家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量) 平成 26 年度実績値 593 g 平成 27 年度見込値 584 g	平成 12 年度→平成 32 年度で約 25%削減 <本市に当てはめると・・・> 平成 12 年度実績値 : 656g 平成 32 年度目標値 : 492g
(c) 事業系ごみ（搬入ごみ）量 平成 26 年度実績値 35,220 t 平成 27 年度見込値 28,500 t	平成 12 年度→平成 32 年度で約 35%削減 <本市に当てはめると・・・> 平成 12 年度実績値 : 40,279t 平成 32 年度目標値 : 26,181t

※ 本表の「収集ごみ量（家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量）」は、表 5-15 の「家庭系ごみ排出量（資源回収を除く）」と同意味



○ごみ総排出量

国の目標値（平成 12 年度比約 25% 削減：目標年度（平成 32 年度））から、本市における「1 人 1 日当たりのごみ総排出量」を算出すると、825 g となります。

これをもとに、平成 32 年度のごみ総排出量を算出すると、約 99,100 t となります。

表 5-17 国が示している平成 32 年度におけるごみ総排出量の目標値

(単位:g/人・日)

区分	実績値 平成26年度	見込値 平成27年度	計画初年度 平成28年度	見直し年度 平成32年度	
				…	…
1人1日当たりのごみ総排出量	1,050	982	951	…	825
家庭ごみ	762	752	724	…	607
ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)	593	584	566	…	492
資源ごみ	169	168	157	…	115
事業系ごみ(搬入ごみ)	288	230	228	…	218

(単位:人)

人口(9月末人口)	340,012	339,440	337,372	…	329,098
-----------	---------	---------	---------	---	---------

(単位:t)

ごみ総排出量(①+②)	130,306	121,665	117,154	…	99,099
①家庭ごみ	94,542	93,165	89,117	…	72,918
ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)	73,578	72,400	69,742	…	59,099
資源ごみ	20,964	20,765	19,376	…	13,819
②事業系ごみ(搬入ごみ)	35,764	28,500	28,036	…	26,181

※ 国の動向（廃棄物処理法の基本的な方針）は、次ページに掲載

最終処分量及び再生利用率の数値は、現在、平成 27 年度を目標値とした指標（県）が示されています。（前ページ表 5-15 「（県）群馬県循環型社会づくり推進計画」の数値に掲載）平成 27 年度における県の目標値に対し、最終処分量は大幅に下回ることができました。しかし、再生利用率はその目標値に達していません。

表 5-18 群馬県が示している平成 27 年度における最終処分量及び再生利用率の目標値

指標	平成 26 年度 (実績値)	平成 27 年度 (見込値)	平成 27 年度 (県の目標値を 考慮した数値)
最終処分量（浚渫土を除く）	14,624 t /年	13,190 t /年	14,268 t
再生利用率	18.3%	19.1%	22%

※ 前計画における最終処分量の目標値達成状況と要因は 47 ページに、再生利用率の目標値達成状況と今後の取組は 48 ページに掲載



(参考) 国の動向

この計画における目標値の設定は、循環型社会形成推進基本法に基づき、国が平成32年度を目標年次として示した「第三次循環型社会形成推進基本計画」の目標値を踏まえて行っています。

しかし、国は、この第三次計画を策定した平成25年から2年が経過したことでも踏まえ、第三次計画の目標や目標設定のために用いられた考え方との整合性を配慮しつつ、より実態に即した目標量になるよう、この法律の個別法に当たる廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を変更する中で、平成32年度の目標値の設定を行っています。

変更後の方針は、平成28年1月21日付けで告示され、そこでは、目標値を次のように示しています。

「廃棄物の減量」目標値（方針において国が示した目標値）

指標	平成32年度の目標値	
1人1日当たりのごみ総排出量	約12%削減（平成24年度比）	◎972g※1
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）	約500g	
再生利用率	約27%	
最終処分量	約14%削減（平成24年度比）	◎13,328t※2

※1 この目標値は、本市における平成32年度の目標値（本市の実績に当てはめた場合の1人1日当たりのごみ総排出量の値）

※2 この目標値は、本市における平成32年度の目標値（本市の実績に当てはめた場合の最終処分量の値）

これらの目標値は、平成37年度の目標を達成するために策定する「アクションプラン（行動計画）」に反映します。

なお、平成24年度を基礎値としている「1人1日当たりのごみ総排出量」と「最終処分量」は、この計画で定める目標値の方が、より高い減量目標値を設定しています。

指標	目標値	
	平成32年度 (達成目標)	平成37年度 (目指すべき値)
1人1日当たりの収集ごみ量 (家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量)	549 g/人・日	492 g/人・日
1人1日当たりのごみ総排出量	945 g/人・日	825 g/人・日
最終処分量（浚渫土を除く）	10,567 t/年	9,110 t/年
再生利用率	21.8 %	25 %

※ この表は、55ページ表2-32（平成32年度・37年度における計画の目標値表）のうち、国の指標に係る部分を再掲したもの

※ 本表の「収集ごみ量（家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量）」は、上表の「家庭系ごみ排出量（資源回収を除く）」と同意味



6) 基本計画に定める本市の目標値

5年後の平成32年度（見直し年度）における目標値は、「市民アンケートの結果」と「減量施策の推進・充実と社会環境の変化等」を比べ、減量目標の高い方の数値を目標値としました。

表 5-19 ごみ総排出量の推移

(単位:t)

区分	実績値	見込値	計画初年度	見直し年度
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…
家庭ごみ	94,541.7	93,165.0	92,025.5	…
収集ごみ	ごみ	73,577.8	72,400.0	71,150.9
	可燃ごみ(集積場所収集)	69,209.6	68,100.0	66,899.3
	不燃ごみ(集積場所収集)	2,972.6	2,900.0	2,827.6
	粗大ごみ(自治会回収・戸別収集)	1,395.6	1,400.0	1,424.0
資源収集・資源回収	資源ごみ	20,963.9	20,765.0	20,874.6
	可燃性資源	プラス容器	1,759.2	1,790.0
		ペットボトル	846.5	840.0
		紙・衣類等	14,156.8	13,930.0
		紙	13,622.4	13,350.0
	不燃性資源	衣類等	534.4	580.0
		廃食用油	4.6	8.5
		びん	3,143.4	3,150.0
		缶	972.4	970.0
		使用済小型家電	81.0	75.5
事業系ごみ(搬入ごみ)	在宅医療廃棄物	0.1	1.0	1.2
				…
合計(ごみ総排出量)	130,306.0	121,665.0	120,091.5	…
				113,570.8

(単位:人)

人口(9月末人口)	340,012	339,440	337,372	…	329,098
(単位:g/人・日)					
1人1日当たりのごみ総排出量	1,050	982	975	…	945
家庭ごみ	762	752	747	…	726
ごみ(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)	593	584	578	…	549
資源ごみ	169	168	170	…	177
事業系ごみ(搬入ごみ)	288	230	228	…	219

※ 市民アンケート結果を基礎とした予測量を「●」、減量施策の推進・充実と社会環境の変化を踏まえた予測量を「■」で表示
例えば、「紙・衣類等」の予測量は、「減量施策の推進・充実と社会環境の変化等」を踏まえた数値(13,204.5 t (11,522.8t+1,681.7t))と、「市民アンケート結果を基礎とした数値(14,169.9 t (13,571.1t+598.8t))とを比べ、減量目標の高い方の数値(14,169.9t)を達成すべき「5年後の目標値」とした。

平成37年度(計画目標年度)の減量化目標値(目指すべき値)は、「現在、国が示している平成32年度の目標値」と「減量施策の推進・充実と社会環境の変化を踏まえた予測量」と比べ、減量目標の高い数値を目標値としました。

なお、事業系ごみについては、「現在、国が示している平成32年度の目標値」を達成する見込みであるため、「減量施策の推進・充実と社会環境の変化を踏まえた予測量」を平成37年度の目標値として設定しました。

「各指標の目標値」について、次ページで整理します。

また、今後、国等が示す目標値は、アクションプラン(行動計画)の検討に反映させるとともに、減量化目標値(目指すべき値)の見直しも行います。





指標	平成37年度(目指すべき値)	備考
1人1日当たりのごみ総排出量	825g/人・日	国目標値より
1人1日当たりの収集ごみ量 (家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量)	492g/人・日	国目標値より
事業系ごみ(搬入ごみ)量	25,379t/年	減量施策の推進及び社会環境の変化を踏まえた予測値より

※ 国の動向は、130ページに掲載

※ 3つの指標の平成37年度の(目指すべき数値)は、表5-14(127ページ)と表5-17(129ページ)の太枠部分を比較したもの

※ 平成37年度(目指すべき数値)は、最終処分量はこれらの目標値(目指すべき値)を達成した時の量(9,110t)、再生利用率については国が示している目標値(25%)とした。



【視点】5年後の「資源ごみ」への分別排出割合はどれくらい?

5年後の平成32年度における達成目標量は、「集積場所に排出するごみ(可燃・不燃ごみ)」の量が64,430t、分別排出する「資源ごみ」の量が21,290tです。

市民理解と協力を得てこれを達成した場合の「資源ごみ」への分別排出割合は、約25%となります(家庭ごみの4分の1が「資源ごみ」として分別排出)。

(平成21年度から平成26年度までの間の推移は26ページに掲載)

表5-20 家庭で分別排出される「ごみ」と「資源ごみ」の5年後の達成目標量

(単位:t)

区分	実績値 平成26年度	見込値 平成27年度	計画初年度		見直し年度 平成32年度
			平成28年度	…	
ごみ(可燃・不燃)(①+②)	72,182.2	71,000.0	69,726.9	…	64,430.4
① 可燃ごみ(集積場所収集)	69,209.6	68,100.0	66,899.3	…	61,892.3
② 不燃ごみ(集積場所収集)	2,972.6	2,900.0	2,827.6	…	2,538.1
資源ごみ(③+④)	20,963.9	20,765.0	20,874.6	…	21,290.2
③ 可燃性資源	16,767.1	16,568.5	16,629.5	…	16,853.5
④ 不燃性資源	4,196.8	4,196.5	4,245.1	…	4,436.7
合計(①+②+③+④)	93,146.1	91,765.0	90,601.5	…	85,720.6

「資源ごみ」への分別排出割合

(単位:%)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	…	平成32年度
「資源ごみ」への分別割合 [*] (粗大ごみ排出を除く)	22.5	22.6	23.0	…	24.8

※ 「資源ごみ」への分別排出割合は、市民が「集積場所に排出するごみ(可燃ごみ・不燃ごみ)」と「資源ごみ(有価物集団回収を含む)」との合計した量に占める「資源ごみ(有価物集団回収を含む)」の量の割合

資源ごみへの分別排出割合 = 可燃性・不燃性資源の量 ÷ (可燃・不燃ごみの量 + 可燃性・不燃性資源の量) × 100

4 ごみ量の推移と目標値

○1人1日当たりの収集ごみ量（家庭ごみのうち「資源ごみ」を除いた量）

1人1日当たりの収集ごみ（可燃・不燃・粗大ごみ）量（平成27年度見込値：584g/人・日）は、平成32年度までに549g、平成37年度までに492gを目指します。

表 5-21 1人1日当たりの収集ごみ量の推移と目標値

(単位:g/人・日)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1人1日当たりの 収集ごみ	657	642	639	625	621	621	616	594	593	584

※ 平成27年度は、平成27年4月から10月までの間の実績値を踏まえ、推計した見込値

平成32年度	平成37年度
549	492

(g/人・日)

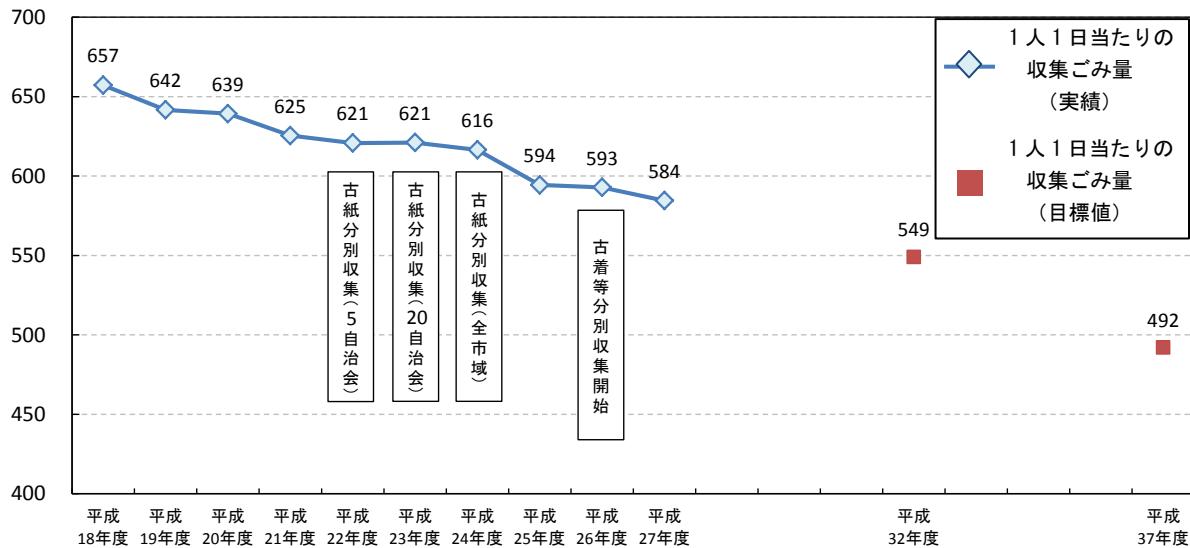


図 5-3 1人1日当たりの収集ごみ量の推移と目標値



○1人1日当たりのごみ総排出量

1人1日当たりのごみ総排出量（平成27年度見込値：982g／人・日）は、平成32年度までに945g、平成37年度までに825gを目指します。

表 5-22 1人1日当たりのごみ総排出量の推移と目標値

(単位:g／人・日)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度*
1人1日当たりのごみ総排出量	1,137	1,131	1,123	1,096	1,072	1,066	1,062	1,050	1,050	982

* 平成27年度は、平成27年4月から10月までの間の実績値を踏まえ、推計した見込値

* 平成21年度から平成26年度までの間の1人1日当たりのごみ総排出量の内訳（可燃・不燃・粗大・資源など）は、16ページ「1人1日当たりのごみ総排出量の推移」掲載

平成32年度	平成37年度
945	825

(g／人・日)

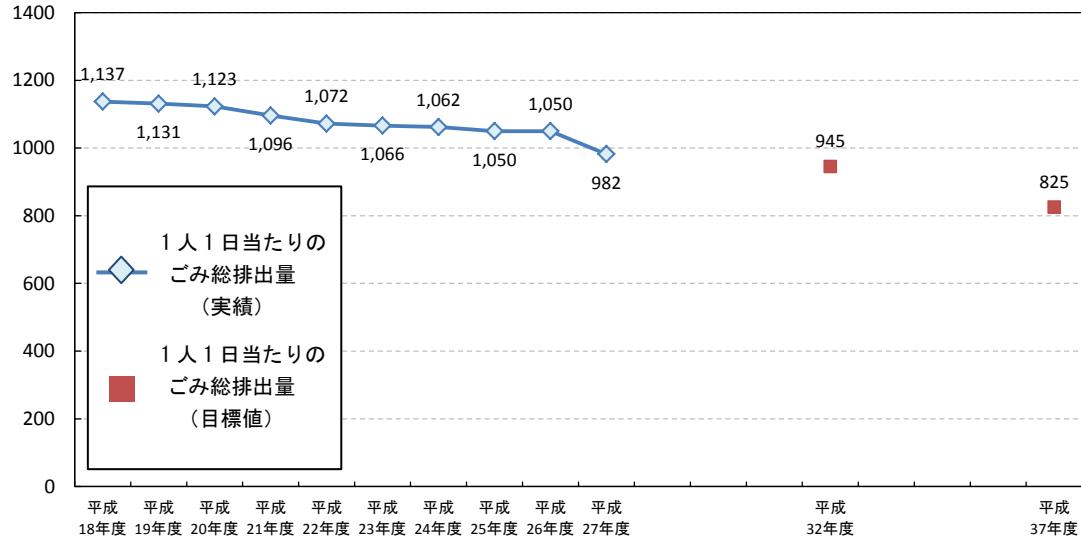


図 5-4 1人1日当たりのごみ総排出量の推移と目標値

<参考>

群馬県内の1人1日当たりのごみ総排出量(平成25年度実績)

(g)

	市町村名	人口	1人1日当たりのごみ総排出量		市町村名	人口	1人1日当たりのごみ総排出量
1	板倉町	15,621	561	19	富岡市	51,521	1,042
2	甘楽町	13,840	569	20	高崎市	375,217	1,043
3	上野村	1,360	629	21	館林市	78,614	1,048
4	昭和村	7,796	649	22	前橋市	341,030	1,050
5	下仁田町	8,686	708	23	太田市	221,191	1,051
6	南牧村	2,326	715	24	中之条町	17,780	1,053
7	高山村	3,936	717	25	沼田市	51,656	1,114
8	明和町	11,406	724	26	みどり市	52,199	1,119
9	川場村	3,513	794	27	藤岡市	68,341	1,126
10	榛東村	14,694	843	28	千代田町	11,891	1,141
11	みなかみ町	21,135	899	29	大泉町	40,764	1,148
12	東吾妻町	15,655	909	30	長野原町	6,144	1,166
13	神流町	2,265	913	31	渋川市	82,770	1,196
14	邑楽町	27,404	966	32	桐生市	120,539	1,197
15	伊勢崎市	211,254	991	33	嬬恋村	10,402	1,292
16	安中市	61,798	999	34	片品村	4,979	1,395
17	吉岡町	20,484	1,007	35	草津町	6,942	2,218
18	玉村町	37,180	1,012				

* 本表における数値データは、「平成25年度一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」のもの

(この計画のパブリックコメント実施月の前月末（平成27年12月）時点で平成26年度値が公表されていないため、平成25年度値を参考として掲載)



ごみ量の推移と目標値（事業系ごみ量）

○事業系ごみ（搬入ごみ）量

事業系ごみ量（平成27年度見込値：28,500t）は、平成32年度までに26,330t、平成37年度までに25,379tを目指します。

表 5-23 事業系ごみ（搬入ごみ）量の推移と目標値

(単位:t)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度*
事業系ごみ(搬入ごみ)	40,112	41,037	41,313	39,552	37,415	36,891	35,529	35,564	35,764	28,500

* 平成27年度は、平成27年4月から10月までの間の実績値を踏まえ、推計した見込値

平成32年度	平成37年度
26,330	25,379

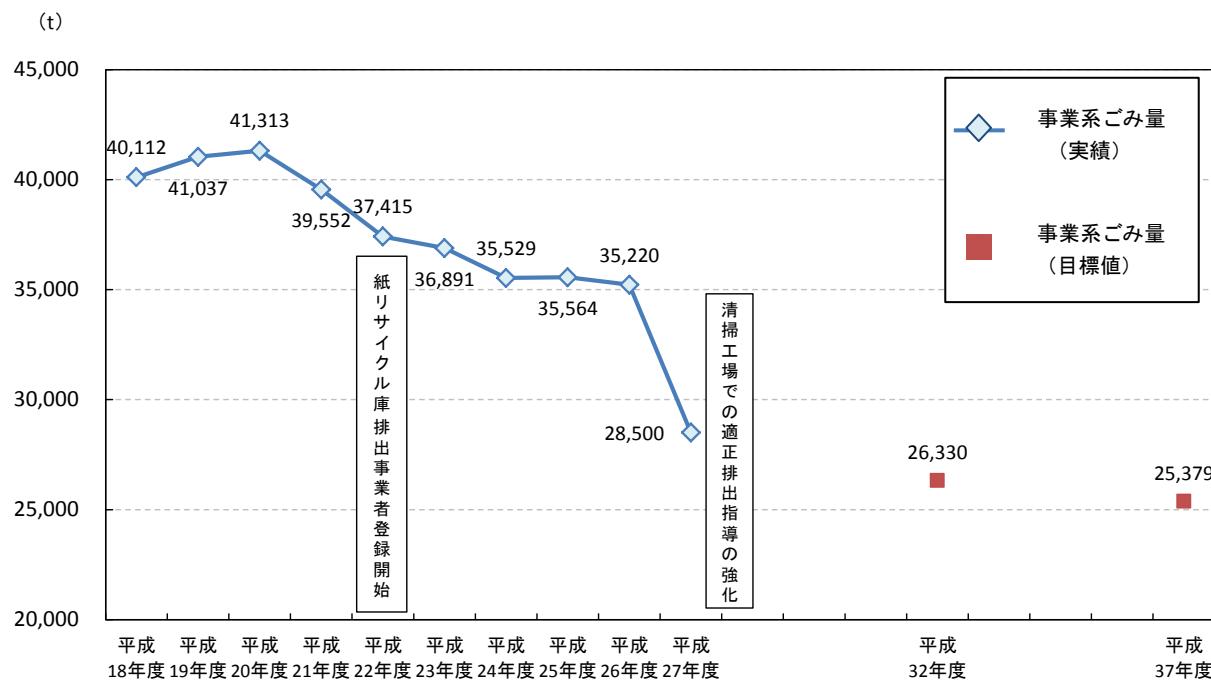


図 5-5 事業系ごみ（搬入ごみ）量の推移と目標値



○最終処分量

最終処分量（平成27年度見込値：13,190t）は、平成32年度までに10,567t、平成37年度までに9,110tを目指します。

表5-24 最終処分量（浚渫土を除く）の推移と目標値

(単位:t)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度*
最終処分量(浚渫土除く)	16,924	17,786	17,486	17,314	17,130	15,772	15,497	15,000	14,624	13,190

* 平成27年度は、平成27年4月から10月までの間の実績値を踏まえ、推計した見込値

平成32年度	平成37年度
10,567	9,110

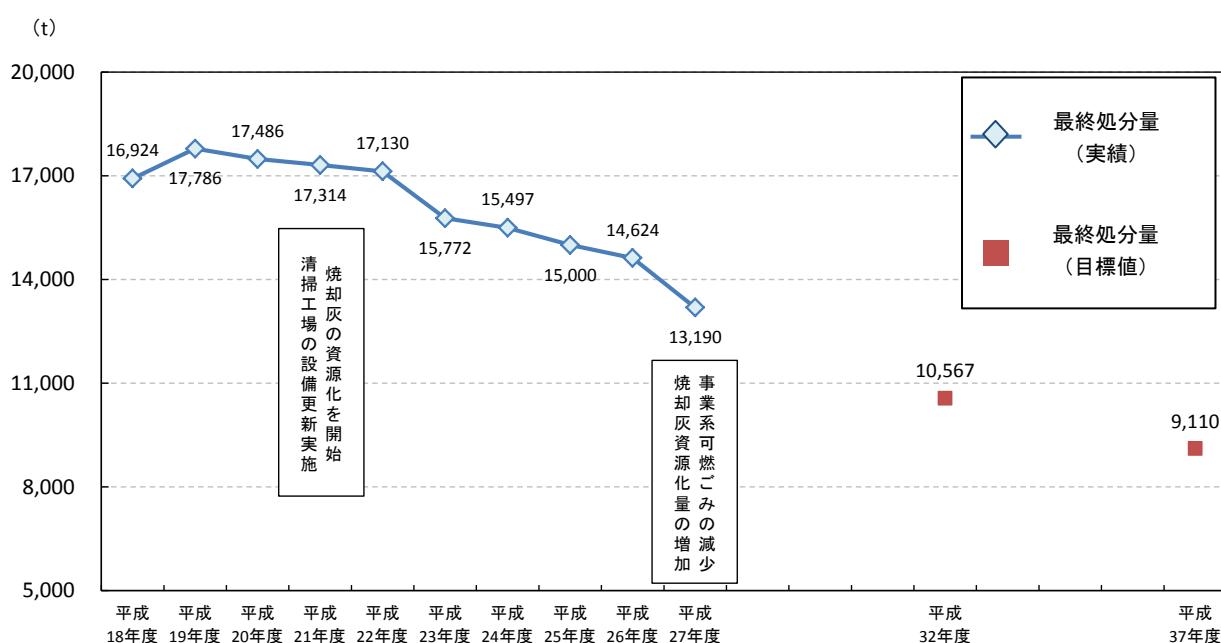


図5-6 最終処分量（浚渫土を除く）の推移と目標値

○再生利用率

再生利用率（平成27年度見込値：19.1%）は、平成32年度までに21.8%、平成37年度までに25%を目指します。

表 5-25 再生利用率の推移と目標値

(単位: %)

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 *	
再生利用率	14.8	15.2	14.5	14.9	14.9	15.1	15.7	16.6	17.8	18.3	19.1

* 平成27年度は、平成27年4月から10月までの間の実績値を踏まえ、推計した見込値

平成32年度 平成37年度

21.8 25.0

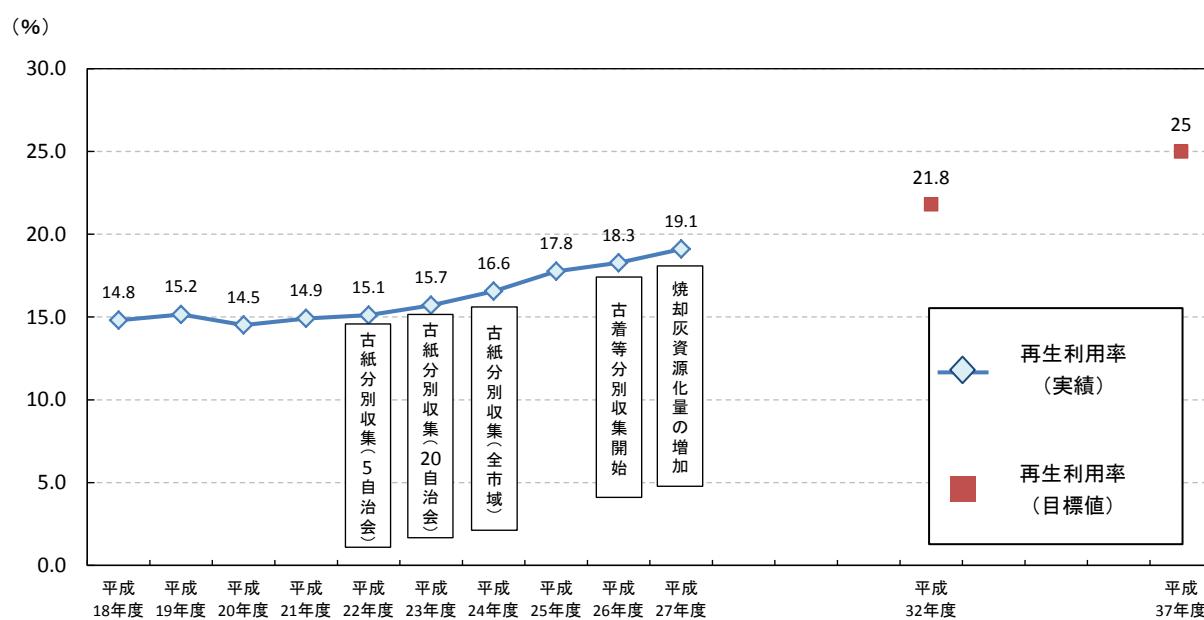


図 5-7 再生利用率の推移と目標値



5 し尿くみ取り量・浄化槽汚泥量の算出方法

1) し尿くみ取り量の推計方法

平成37年度までのし尿くみ取り量は、次のような推計方法を用いて算出します。

1 平成27年の見込値を基に、原単位（1人1日当たりのし尿くみ取り量）を設定

し尿くみ取り量の原単位 (L/人・日)

$$\text{し尿くみ取り量 (kL)} \div \text{し尿くみ取り人口 (人)} \div 365 (\text{日}) \times 1,000 (\text{換算 : kL} \rightarrow \text{L})$$

これを平成27年度の見込値に当てはめると、

○し尿くみ取り量の原単位 (L/人・日)

$$= 4,554.0 (\text{kL}) \div 6,327 (\text{人}) \div 365 (\text{日}) \times 1,000 = 1.97 (\text{L/人・日})$$

2 各年度において、原単位に各々の使用人口と年間日数（365日）を乗じて、し尿くみ取り量を算出

し尿くみ取り量 (kL)

$$\text{し尿くみ取り量の原単位 (L/人・日)} \times \text{し尿くみ取り人口 (人)} \times 365 (\text{日}) \div 1,000 (\text{換算 : L} \rightarrow \text{kL})$$

これを平成37年度の予測人口に当てはめると、

○し尿くみ取り量 (kL)

$$= 1.29 (\text{L/人・日}) \times 4,619 (\text{人}) \times 365 (\text{日}) \div 1,000 = 3,324.6 (\text{kL})$$

※ 将来的な「し尿くみ取り量」は、今後の汚泥処理施設等の整備に際して参考となる数値です。平成26年度から平成27年度にかけ、1人1日当たりの「し尿くみ取り量」は横ばいとなっていることから、将来予測値は平成27年度の見込み値を使用し算出しました。



2) 净化槽汚泥量の推計方法

平成37年度までの浄化槽汚泥量は、次のような推計方法を用いて算出します。

1 浄化槽汚泥排出量原単位の設定

浄化槽汚泥は、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から排出されますが、それぞれから排出される浄化槽汚泥量を調べることはできません。

そこで、汚泥処理施設を設計する際の数値を用いて、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽それぞれの浄化槽汚泥量原単位を算出することにしました。

(社)全国都市清掃会議 『汚泥再生処理センター等整備の計画・設計要領』(2006年改訂)に示されている汚泥の1人1日当たりの排出量(標準値)は、以下のとおりです。

- ・合併処理浄化槽汚泥排出量: 1.2(L/人・日) ... A
- ・単独処理浄化槽汚泥排出量: 0.75(L/人・日) ... B

上記の汚泥排出量の割合が、本市で収集している浄化槽汚泥についても同様と考え、以下の式から「 x (算出に必要な汚泥発生係数)」を算出しました。

$(1.2_x \times \text{合併処理浄化槽人口} + 0.75_x \times \text{単独処理浄化槽人口}) \times 365(\text{日}) = \text{浄化槽汚泥量}$
算出した x を A 及び B に乗じて、合併及び単独処理浄化槽汚泥の排出量原単位を設定します。

- ・合併処理浄化槽における汚泥発生量の原単位 = $1.2_x(L/\text{人}\cdot\text{日})$
- ・単独処理浄化槽における汚泥発生量の原単位 = $0.75_x(L/\text{人}\cdot\text{日})$

これらの原単位を合併及び単独処理浄化槽人口に乘じることでそれぞれの浄化槽汚泥量を算出することができます。

- ・合併処理浄化槽汚泥量 = $1.2_x(L/\text{人}\cdot\text{日}) \times \text{合併処理浄化槽人口} \times 365(\text{日}) \div 1,000$
- ・単独処理浄化槽汚泥量 = $0.75_x(L/\text{人}\cdot\text{日}) \times \text{単独処理浄化槽人口} \times 365(\text{日}) \div 1,000$

2 本市の実績(平成27年度見込値)

浄化槽汚泥量 = 29,000.0 kL 合併処理浄化槽人口 = 37,380人 単独処理浄化槽人口 = 38,538人

$$(1.2_x \times 37,380 + 0.75_x \times 38,538) \times 365(\text{日}) \div 1,000 = 29,000.0 \text{ kL}$$

$$x = 1.077$$

- ・合併処理浄化槽における汚泥発生量の原単位 = $1.2 \times 1.077 = 1.29(L/\text{人}\cdot\text{日})$
- ・単独処理浄化槽における汚泥発生量の原単位 = $0.75 \times 1.077 = 0.81(L/\text{人}\cdot\text{日})$



3 各年度において、原単位に各々の使用人口と年間日数（365 日）を乗じて、浄化槽汚泥量を算出

浄化槽汚泥量 (kL)

浄化槽汚泥の原単位 (L/人・日) × 浄化槽人口 (人) × 365 (日) ÷ 1,000 (換算 : L→kL)

これを平成 37 年度の予測人口に当てはめると、

○浄化槽汚泥量 (kL)

= 合併処理浄化槽汚泥量 (kL) + 単独処理浄化槽汚泥量 (kL)

$$= 19,843.1 \text{ (kL)} + 3,174.6 \text{ (kL)} = 23,017.8 \text{ (kL)}$$

※ 将来的な「浄化槽汚泥量」は、今後の汚泥処理施設等の整備に際して参考となる数値です。平成 26 年度から平成 27 年度にかけ、1 人 1 日当たりの「浄化槽汚泥量」は横ばいとなっていることから、将来予測値は平成 27 年度の見込み値を使用し算出しました。



3) し尿・浄化槽汚泥量の将来予測値

表 5-26 し尿量・浄化槽汚泥量の将来予測値（合併/単独別）

(単位:人)

	実績値 平成26年度	見込値 平成27年度	計画初年度 平成28年度	…	見直し年度 平成32年度	…	目標年度 平成37年度
し尿くみ取り人口	6,527	6,327	6,092	…	5,327	…	4,619
浄化槽人口	78,093	75,918	72,670	…	62,083	…	52,824
合併処理浄化槽人口	35,880	37,380	38,135	…	40,294	…	42,058
単独処理浄化槽人口	42,213	38,538	34,535	…	21,789	…	10,766

(単位:kL)

し尿量	4,896.2	4,554.0	4,384.9	…	3,834.2	…	3,324.6
浄化槽汚泥量	29,481.1	29,000.0	28,175.8	…	25,435.9	…	23,017.8
合併処理浄化槽	16,988.9	17,699.1	17,992.2	…	19,010.9	…	19,843.1
単独処理浄化槽	12,492.2	11,404.6	10,183.6	…	6,425.1	…	3,174.6

(単位:L/人・日)

1人1日当たりし尿くみ取り量	2.06	1.97	1.97
1人1日当たり浄化槽汚泥量	1.03	1.05	1.05
合併処理浄化槽	1.30	1.29	1.29
単独処理浄化槽	0.81	0.81	0.81

(単位:kL)

	平成27年度	平成37年度
し尿量	4,554.0	3,324.6
浄化槽汚泥量	29,000.0	23,017.8
合併処理浄化槽	17,699.1	19,843.1
単独処理浄化槽	11,404.6	3,174.6



増減量(kL)	増減率
△ 1,229.4	27.0%減
△ 5,982.2	20.6%減
2,144.0	12.1%増
△ 8,230.0	72.2%減



6 前橋市廃棄物減量等推進審議会

1 諒問書

諒問第1号

前橋市廃棄物減量等推進審議会 様

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年3月30日条例第8号）第12条及び同規則（平成5年3月31日規則第15号）第27条の規定により、前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて別紙理由書を添えて諒問いたします。

平成26年11月17日

前橋市長 山本 龍



2 理由書

理　由　書

今日、社会環境の変化は目覚しく、地球規模での環境保全と資源の有効活用が必要とされるなか、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムから、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される持続可能な循環型社会の実現が求められています。

このような状況の中、本市においても一般廃棄物処理を行う際の基本的な考え方や施策目標、そして目標を達成するための指標や主要施策、並びに施策実現に向けての手順などを明らかにするため、「前橋市一般廃棄物処理基本計画」を定め、環境負荷の少ない循環型社会構築のため、市民、事業者、市が一体となって、ごみの発生抑制、再使用、再生利用に対する啓発、支援や廃棄物の適正処理を進めております。

本市の「前橋市一般廃棄物処理基本計画」は、平成21年5月に富士見村との合併に伴う市域やごみ処理施設の配置等など基本計画の前提となる諸条件に大きな変動が予測されるため、平成21年5月に改訂を行いました。

現行の「一般廃棄物処理基本計画」は平成27年度までの計画であることから、新たに計画を策定するにあたり、廃棄物処理の新技術の開発や法体系の改正等、また市民の意識変化などを踏まえ、今後の取り組みや方向性等、基本的な内容について諮問しようとするものです。

ステキに
ごみダイエット
(詳細は巻末資料へ)



3 審議会委員名簿

前橋市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

H26.11.17～H28.11.16

	区分	役職	委員氏名	所属先及び役職
1	学識経験者(3)	会長	田 中 恒 夫	前橋工科大学教授
2		職務代理者	西 村 淑 子	群馬大学教授
3		委員	根 岸 達 也	群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課長
4	住民代表(8)	委員	橋 本 三 郎	前橋市環境保健地区組織連合会副会長
5			角 田 雄 二	前橋市自治会連合会長
6			上 原 カツ江	前橋市消費生活啓発員の会長
7			住 谷 真 希	前橋市小中養護学校PTA連合会 本部役員
8			深 野 真 亜留	前橋工科大学生
9			佐 藤 裕 子	公募委員
10			山 田 宮 二	公募委員
11			吉 田 和 良	公募委員
12	事業者代表(2)	委員	遠 藤 祐 司	前橋商工会議所 エネルギー環境部会長
13			清 水 正 彦	前橋市農業協同組合代表理事専務(H26.11.17～H27.7.7)
			金 井 健 志	前橋市農業協同組合代表理事専務(H27.7.8～H28.11.16)
14	廃棄物処理業者(2)	委員	久 松 一 夫	前橋市再生資源事業協同組合理事長
15			横 澤 義 夫	前橋市一般廃棄物処理事業協同組合理事長



4 審議会日程

開催年度と開催日	主な内容
平成26年度 11月17日	○第1回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資問「一般廃棄物処理基本計画の見直し」について ・ 現基本計画の概要について ・ 新基本計画の策定の目的、方針(案)について ・ 市民アンケート等の実施について ・ 今後のスケジュールについて
平成27年度 7月13日	○第1回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理基本計画（案）について ・ 市民アンケートの調査結果について
10月5日	○第2回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理基本計画（案）の主な変更点について ・ 一般廃棄物処理基本計画（案）について <ul style="list-style-type: none"> 1 基本本計画(案)に盛り込んだ視点（現状分析方法） 2 「目標値と設定方法」と「達成に向けての手法（ステップ）」 ・ 今後の進め方について
2月29日	○第3回審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理基本計画（案）について ・ 答申書(案)について

ステキに
ごみダイエット
(詳細は巻末資料へ)



5 答申

平成28年3月7日

前橋市長 山本 龍様

前橋市廃棄物減量等推進審議会
会長 田中恒夫

前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（答申）

平成26年11月17日付けで貴職から当審議会に諮問された標記の件について、下記のとおり答申します。

市当局においては、今後、答申の内容を尊重して前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しを行い、計画的かつ効果的な施策を実施するよう要望します。

記

1 審議経過

前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する諮問については、諮問理由書に記載のとおり、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する持続可能な循環型社会の実現に向けて「廃棄物処理の新技術の開発や法体系の改正、市民意識の変化等を踏まえ、廃棄物の処理に関する社会情勢の変化を反映させるため、基本的な考え方、施策展開の方向性等についての審議を諮問する」ものであったことから、当審議会では、これらの事項に関する課題と方向性を整理するため、以下のとおり計4回にわたる審議を行いました。

第1回審議会では、現行計画の進捗状況と目標値の達成状況、家庭ごみの減量や分別、適正排出に関する現状分析と課題に関する意見が輩出されるとともに、以後の進め方として、①市民意識を把握するためのアンケート調査を行うこと、②審議会の意見等を反映させた「たたき台」としての計画素案を作成し、その内容を審議していくことが確認されました。

第2回審議会では、市民アンケートの調査結果が報告され、ごみの分別、減量等に関する市民意識を確認するとともに、市当局から示された「計画素案」について、市の施策に関する評価と課題抽出を行うなどの審議を行いました。

第3回審議会では、それまでの意見を反映するとともに、新たな視点を加えた「計画案」が示され、ごみ減量に関する市民・事業者・市の役割と取組に関し、数多くの意見が出されました。

そして、ここまで審議を踏まえて作成された「前橋市一般廃棄物処理基本計画案」について、平成28年1月15日から2月12日までの間、パブリックコメント



ト（意見募集）が行われましたが、市民から提出された意見については、当該基本計画案の内容を概ね肯定するものでした。

第4回審議会では、これらのことと踏まえ、当該基本計画案がそれまでの審議会における意見を反映するとともに新たな視点が加えられ、今後10年間の一般廃棄物処理の指針となる内容であることを確認しました。

その結果、当審議会は、計画の基本的な考え方、施策展開の方向性等を次項のとおり示すとともに、次期基本計画については、審議会の審議と並行して作成された基本計画案を原案として策定することが妥当であるとの結論を得ました。

2 計画の基本的な考え方、施策展開の方向性等

(1) ごみの減量に向けた取組

家庭ごみの大幅な減量を進めるためには、市民の理解と協力が得られるような「仕組みづくり」が重要です。

「生ごみの水切り」や「マイバッグ（レジ袋の削減）」等も継続して取り組み、更なるごみの発生抑制や、「紙」だけでなく、「衣類等」及び「使用済小型家電」等を重点に資源化の推進を図るとともに、ごみの発生抑制や資源の分別に関し、市民の理解や意識を高め、実際の行動に移してもらえるよう「見やすさ・分かりやすさ」、「入手しやすさ」を視点に、「情報発信」を強化するよう要望します。

事業者に対しても、減量化及び資源化のための啓発を押し進めるとともに、再生利用が容易な製品開発の促進などについて協力を求めていくことを要望します。

(2) 実効性のある施策展開

次期計画の中間年度（平成32年度）における「目標値」及び計画目標年度（平成37年度）における「目指すべき値」を達成するため、基本方針として①発生・排出抑制の促進、②循環的利用の促進、③適正かつ効果的な処理の推進、④市民・事業者・市の連携、以上の4点を掲げ、実効性のある施策に取り組んでいただくよう要望します。

特に、平成37年度「目指すべき値」の達成に向けては、経済性、有効性、効率性に留意しつつ、市民の理解・協力を得られるようなアクションプラン（行動計画）を策定し、実行していただくよう要望します。

ステキに
ごみダイエット
(詳細は巻末資料へ)



前橋市一般廃棄物処理基本計画

平成 28 年 3 月

■発行 前橋市

■編集 前橋市環境部ごみ減量課

〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

TEL 027-898-6273

第2次 G活チャレンジ! ✧ステキに✧ごみダイエット



ごちそうさま！料理は無駄なく、適量で

食べられる量だけ“買う”“作る”“注文する”を心がけましょう。



水気をぎゅっ！生ごみスッキリダイエット

ひとしぼりで、生ごみの重量を10%減らせます。



段ボール、紙切れだって資源です

可燃ごみと混ざらないよう、専用のごみ袋を用意しましょう。



活かします！小さな家電のレアメタル

小型家電にはレアメタルがいっぱい。不燃ごみよりも回収ボックスが効果的です。



選んで持ちます！マイはし、マイボトル、マイバッグ

お気に入りの“マイ〇〇”を持って、「使い捨てしない生活」をしませんか？



使えます！衣類や靴や、ぬいぐるみ

衣類、靴、ぬいぐるみなどは海外で再利用。衣類は工業用雑巾としても生まれ変わります。



とことん分けます！プラ容器

塑(プラマーク)が目印です。専用のごみ袋を用意して、しっかり分別しましょう。

ごみ減量のため、ご家庭にお願いする『ごみダイエット宣言』

G活（じーかつ）とは

『ごみ減量活動』の略です。就活や婚活などの“〇活”からヒントを得て、『ごみ減量活動』

がもっと身近で、親しみやすい活動になればとの願いを込めました。

みんなで「G活」に取り組み、「ステキにごみダイエット」しましょう！

次の3つの普及啓発を充実させ、皆さんのG活を応援します!!

G活の
講座・説明会

G活情報の
発信

参加・体験型
G活イベント